

(第一類 第八号)

第一百一十回国会  
衆議院

農林水産委員会議録 第十号

(二五五)

号

同(田中秀征君紹介)(第一四四三号)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第一四〇一号)

同(宮下創平君紹介)(第一四四五号)

同(村井仁君紹介)(第一四四五号)

同(小坂憲次君紹介)(第一四〇三号)

同(田中秀征君紹介)(第一四〇四号)

同(北沢清功君紹介)(第一四〇二号)

同(中島衛君紹介)(第一四〇五号)

同(羽田孜君紹介)(第一四〇六号)

同(堀込征雄君紹介)(第一四〇七号)

同(宮下創平君紹介)(第一四〇八号)

同(村井仁君紹介)(第一四〇九号)

平成三年四月十六日(火曜日)  
午前十時一分開議

出席委員

委員長 大原 一三君

理事 金子徳之介君

理事 二田 孝治君

理事 宮里 松正君

理事 日野 市朗君

理事 井奥 貞雄君

理事 上草 義輝君

理事 今津 寛君

理事 金子 一義君

理事 斎藤斗志二君

理事 田澤 吉郎君

理事 星野 行男君

理事 御法川英文君

理事 有川 清次君

理事 志賀 一夫君

理事 鈴呂 吉雄君

理事 前島 秀行君

元信 堺君

藤田 スミ君

菅 直人君

農林水産省構造改善局長

農林水産省農業流通局長

厚生省生活衛生課長 厚生省保健課長

局食品衛生課長 厚生省生活衛生課長

環境整備課長 厚生省生活衛生課長

農林水産委員会 調査室長

石橋 良行君

大吉君

房雄君

茂君

毅君

英男君

興起君

住 保利

耕輔君

田中 恒利君

柳沢 伯夫君

佐々木秀典君

堀込 征雄君

目黒吉之助君

倉田 栄喜君

近藤 元次君

神田 厚君

委員の異動

同月四日

辞任 北川 正恭君

同月十二日

辞任 中村正三郎君

同月十九日

補欠選任 北川 正恭君

同月二十一日

補欠選任 中村正三郎君

同月二十二日

補欠選任 中村正三郎君

同月二十三日

補欠選任 中村正三郎君

同月二十四日

補欠選任 中村正三郎君

同月二十五日

補欠選任 中村正三郎君

同月二十六日

同月二十七日

同月二十八日

同月二十九日

厚生省保健課長 野村 瞭君

厚生省生活衛生課長 西岡 武夫君

厚生省保健課長 松岡 利勝君

厚生省生活衛生課長 小平 忠正君

厚生省保健課長 阿部 昭吾君

厚生省保健課長 菅 直人君

厚生省保健課長 同日 井奥 貞雄君

厚生省保健課長 岩屋 敏君

厚生省保健課長 金子 一義君

厚生省保健課長 小林 興起君

厚生省保健課長 斎藤斗志二君

厚生省保健課長 田中 勤利君

厚生省保健課長 柳沢 伯夫君

厚生省保健課長 佐々木秀典君

厚生省保健課長 堀込 征雄君

厚生省保健課長 岩村卯 一郎君

厚生省保健課長 阿部 昭吾君

厚生省保健課長 江田 五月君

厚生省保健課長 岩村卯 一郎君

厚生省保健課長 久間 章生君

厚生省保健課長 久野統 一郎君

厚生省保健課長 金子 一義君

厚生省保健課長 岩屋 敏君

厚生省保健課長 小林 興起君

厚生省保健課長 斎藤斗志二君

厚生省保健課長 田中 勤利君

厚生省保健課長 柳沢 伯夫君

厚生省保健課長 佐々木秀典君

厚生省保健課長 堀込 征雄君

厚生省保健課長 岩村卯 一郎君

厚生省保健課長 阿部 昭吾君

厚生省保健課長 江田 五月君

厚生省保健課長 岩村卯 一郎君

厚生省保健課長 久間 章生君

厚生省保健課長 久野統 一郎君

厚生省保健課長 熊谷 弘君

厚生省保健課長 坂井 隆憲君

厚生省保健課長 山村新治郎君

厚生省保健課長 熊谷 弘君

厚生省保健課長 金子原一郎君

厚生省保健課長 熊谷 弘君

厚生省保健課長 同月十六日

厚生省保健課長 金子 一義君

厚生省保健課長 岩屋 敏君

厚生省保健課長 小林 興起君

厚生省保健課長 斎藤斗志二君

厚生省保健課長 田中 勤利君

厚生省保健課長 柳沢 伯夫君

厚生省保健課長 佐々木秀典君

厚生省保健課長 堀込 征雄君

厚生省保健課長 岩村卯 一郎君

厚生省保健課長 阿部 昭吾君

厚生省保健課長 江田 五月君

厚生省保健課長 岩村卯 一郎君

厚生省保健課長 久間 章生君

厚生省保健課長 久野統 一郎君

厚生省保健課長 熊谷 弘君

厚生省保健課長 坂井 隆憲君

厚生省保健課長 山村新治郎君

厚生省保健課長 上野 建一君

厚生省保健課長 江田 五月君

厚生省保健課長 岩村卯 一郎君

厚生省保健課長 久間 章生君

厚生省保健課長 金子 一義君

厚生省保健課長 岩屋 敏君

厚生省保健課長 小林 興起君

厚生省保健課長 斎藤斗志二君

厚生省保健課長 田中 勤利君

厚生省保健課長 柳沢 伯夫君

厚生省保健課長 佐々木秀典君

厚生省保健課長 堀込 征雄君

厚生省保健課長 岩村卯 一郎君

厚生省保健課長 阿部 昭吾君

厚生省保健課長 江田 五月君

厚生省保健課長 岩村卯 一郎君

厚生省保健課長 久間 章生君

厚生省保健課長 久野統 一郎君

厚生省保健課長 熊谷 弘君

厚生省保健課長 坂井 隆憲君

厚生省保健課長 山村新治郎君

厚生省保健課長 上野 建一君

厚生省保健課長 江田 五月君

厚生省保健課長 岩村卯 一郎君

厚生省保健課長 久間 章生君

厚生省保健課長 金子 一義君

厚生省保健課長 岩屋 敏君

厚生省保健課長 小林 興起君

厚生省保健課長 斎藤斗志二君

厚生省保健課長 田中 勤利君

厚生省保健課長 柳沢 伯夫君

厚生省保健課長 佐々木秀典君

厚生省保健課長 堀込 征雄君

厚生省保健課長 岩村卯 一郎君

厚生省保健課長 阿部 昭吾君

厚生省保健課長 江田 五月君

厚生省保健課長 岩村卯 一郎君

厚生省保健課長 久間 章生君

厚生省保健課長 久野統 一郎君

厚生省保健課長 熊谷 弘君

厚生省保健課長 坂井 隆憲君

厚生省保健課長 山村新治郎君

厚生省保健課長 上野 建一君

厚生省保健課長 江田 五月君

厚生省保健課長 岩村卯 一郎君

厚生省保健課長 久間 章生君

厚生省保健課長 金子 一義君

厚生省保健課長 岩屋 敏君

厚生省保健課長 小林 興起君

厚生省保健課長 斎藤斗志二君

厚生省保健課長 田中 勤利君

厚生省保健課長 柳沢 伯夫君

厚生省保健課長 佐々木秀典君

厚生省保健課長 堀込 征雄君

厚生省保健課長 岩村卯 一郎君

厚生省保健課長 阿部 昭吾君

厚生省保健課長 江田 五月君

厚生省保健課長 岩村卯 一郎君

厚生省保健課長 久間 章生君

厚生省保健課長 久野統 一郎君

厚生省保健課長 熊谷 弘君

厚生省保健課長 坂井 隆憲君

厚生省保健課長 山村新治郎君

厚生省保健課長 上野 建一君

厚生省保健課長 江田 五月君

厚生省保健課長 岩村卯 一郎君

厚生省保健課長 久間 章生君

厚生省保健課長 金子 一義君

厚生省保健課長 岩屋 敏君

厚生省保健課長 小林 興起君

厚生省保健課長 斎藤斗志二君

厚生省保健課長 田中 勤利君

厚生省保健課長 柳沢 伯夫君

厚生省保健課長 佐々木秀典君

厚生省保健課長 堀込 征雄君

厚生省保健課長 岩村卯 一郎君

厚生省保健課長 阿部 昭吾君

厚生省保健課長 江田 五月君

厚生省保健課長 岩村卯 一郎君

厚生省保健課長 久間 章生君

厚生省保健課長 久野統 一郎君

厚生省保健課長 熊谷 弘君

厚生省保健課長 坂井 隆憲君

厚生省保健課長 山村新治郎君

厚生省保健課長 上野 建一君

厚生省保健課長 江田 五月君

厚生省保健課長 岩村卯 一郎君

厚生省保健課長 久間 章生君

厚生省保健課長 金子 一義君

厚生省保健課長 岩屋 敏君

厚生省保健課長 小林 興起君

厚生省保健課長 斎藤斗志二君

厚生省保健課長 田中 勤利君

厚生省保健課長 柳沢 伯夫君

厚生省保健課長 佐々木秀典君

厚生省保健課長 堀込 征雄君

厚生省保健課長 岩村卯 一郎君

厚生省保健課長 阿部 昭吾君

厚生省保健課長 江田 五月君

は本委員会に参考送付された。

本庄の会議に付した案件

食品流通構造改善促進法案(内閣提出第七六六号)  
土地改良法等の一部を改正する法律案(内閣提出  
第七一一号)(參議院送付)

○大原委員長 これより会議を開きます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。

内閣提出 鳥海法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案審査のため、来る十八日午前十一時、参考人の出席を求め、その意見を聽取することとし、その人選につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○大原委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのとおり決しました。

○大原委員長 内閣提出、食品流通構造改善促進法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。元信君。

○元信委員 きょうからこの法案の審議に入るわけですが、社会党内でいろいろ論議をいたしました。

この法律の施行によって簡素化あるいは合理化を

され、生産者価格を維持しても消費者価格がかなり下がる、かつ末端の小売業者も經營を維持することができる、いわばオールハッピーな効果が得られるものと期待をしたわけですが、内容を仔細に検討してみると、今度の法案では、食品取引の八割を占める卸売市場の取引は完全な対象外、一部審議会ですとか機能の高度化事業とかありますが、流通そのものに手を触れるということはない。主に法案がねらいとしておるのは、場外で、市場を通さないいわゆる産直取引でありますとか、あるいはその末端の、下流側の高度化事業、小売の高度化、合理化に重点が置かれているというふうに思われるわけであります。そのこと自身は結構なことであると思いますけれども、しかし、議論の中で言わされましたことは、どうもこの法案、提案のタイミングが十年ほどおくれてはせぬか、こういう意見があるわけあります。

といいますのは、私どもの身の回りを見て思うわけであります。が、対面販売式のいわゆる魚屋さんですとか八百屋さんですか、こういう食料品店が見る見る減つてしましました。大は大型の郊外型スーパー、マーケット、小はコンビニエンスストア、既に包装してあって、たレジへ持つていくだけばんばんと金額を打つ、こういうタイプの店にはとんどが入れかわってしまって、この法案が主なねらいとする流通構造改善を促進しようということになると、促進すべき対象というのがあらかだくなつたじやないか、こういうような感想を持つわけです。この法案を出すタイミング、これを失すれば、その個々の事業そのものは結構なものであつたとしても効果といふものは極めて期待しがたいし、あるいはまた、その法案による事業が税金のむだ遣い、こういうこともあります。

そこで、まず農水大臣に伺いたいわけでござりますが、なぜ今このタイミングで法案を提出されたのか、提案の意図、これは既に趣旨説明で伺つ

ているわけではありませんが、その後ろにあります時代背景の認識、こういうものをどういうふうにお持ちになっているか承りたいと思います。

大臣から承りました提案理由の趣旨の中に情勢の変化ということがありましたね。この情勢の変化というものが消費者ニーズの多様化、農産物輸入の増大、こうあるわけですが、私は、この背景にもう一つ大きな理由として、今議論をされております大店法、大規模小売店舗法の改正というものが避けられない、こういう認識をおありでないかというふうに思うわけであります。ますます大規模店舗が展開をしてまいりますと、もう残り少なくなってきたいわゆる八百屋、魚屋のたぐい、こういうものが経営の危機にさらされる、この救済を行政の急務ととらえてこの法案の提案の目的の中に含まれているが、その点を重点に、改めてタイミング、時代背景、こういうものについて伺いたいと思います。

○近藤国務大臣 お答えをさせていただきます。時代背景と申し上げても、今回の食品流通の構

改善を促進をすると、タイミングの問題については、若干遅きに失したかという感じは私は持たせていただいているわけあります。

先商いから、そして農園を中心にして集荷をして市場で価格形成をして、そして小売、消費者とい  
う、運動して渡つて行くわけになりますけれど

も、今日的には、提案理由でも申し上げましたように、非常に多種多様の食料品になつておることは御案内のとおりでありますし、輸入も増大をいたしておるというようなことで、必ずしも今の流形態だけで対応できるかどうかということになりますと、家庭消費が減少して、外食なり加工産業というものが消費の大宗を占めるような時代に入つてしましました。そして、このまま放置をしておくと、市場流通を通らないで、市場はややとすれば価格決定の場所になつてしまつて、そして物流関係が、バイバス傾向というのがまた増大していくというようなことも一つは心配をいた

一方では、末端小売は減少いたしておりますし、それは、一つは、便利性というようなものが綜合的な食料品店で求めるといふような時代にも入つてまいりましたし、自動車に対する駐車場の準備が容易ならざる状況でもございますし、一面で、またドーナツ現象が起きて住宅が郊外に移つておるというようなことが、あらゆる社会環境なりといふものが出てまいりましたので、大店法に全く関係あるかないかという問われ方をすれば、私は、今お話を申し上げたように、従来のお客様が郊外に移つてしまつてドーナツ現象が起きておることと、駐車場なくして今仕事ができないということ、あわせて小売店を集積をしてそういうものの整備をしていくことが小売店の立場ではやさざるを得ないだらう、こう思つておるわけであります。一つは流通問題、卸市場の場合は老朽化をしてしまつてゐるし、またこの分野においても、駐車場とかそういうものを求めにくいうな状況になつておる、地方市場においても中央市場においても今時代の変化といふものに対応しきれなくなつておるわけであります。

一方、全体を考えると、流通・消費の段階で、生産者の農産物価格というのが上ががらなくとも、あるいは引き下げをしても、必ずしも連動して消費者価格が下がらないというような傾向も実は見られるわけであります、逆に消費者価格が至りますと、ここのこところ季節の変動があるものは、季節の変動もあわせてでありますけれども、傾向としては高値に推移をいたしておるわけであります。季節変動、天候に余り関係がなくとも、加工品に至りましてはすつとこのこところ上昇機運であるといふようなことで、実は物価の値上がりにも反映をしていくといふような状況でございますので、少なくとも流通段階に一つの構造改善を促進をすることによって労働者不足を近代化の設備で補つていくとか、そういう面で全体的にその基本的な整備を構造改善をして進めていく、実はこのことが今回の法律を提出をさせていただいたね

らいでございます。いろいろな面で細かな問題の

集積がこの問題の提案をさせていただく一つの理

由になつたわけでござりますので、御理解のほど

をお願い申し上げたいと思ひます。

○元信委員 それでは、内容について承つてまい

りたいと思ひますが、この法案に市場関係のもの

が含まれないということ、大臣からお話をあつ

たようでございますが、この周辺だけを集積をし

て、そうしてこれがどういう効果をもたらすの

か、そのところが最大の問題であろうと思うわ

けであります。この法律というのは、別に流通コ

ストの引き下げというのは目的としない、というこ

とであるのかどうなのか。もし流通コストも結果

として下がるであろうのであれば、どうい

うようなメカニズムでそれが行われるのか。ある

いはまた第一条で「流通機構の合理化」というふ

うに言われているわけですが、これはコストの切

り下げる意味するのかどうか。あるいは「流通機

能の高度化」というのがござりますが、この高度

化によつてもたらされる利益というのはどこへ帰

属するのか。例えば、小売商にさまざまな高度化

機能がつく、そのことによってコストが上がる、

コストが上がって消費者価格が上がつたのでは、

これは何にもならないわけでありまして、そこは

どういうお考えなのかということを承りたいとい

うふうに思つわけであります。どうもこの法律が

できるとかえてそういうようなことで、あれこれ今までせぬでもいいことをやつてコストが上が

りやせぬかという心配をする向きもあるわけであ

ります。

以上、幾つかのことを申しましたが、この法律

をつくることによつて期待される、一条に言う

「一般消費者の利益」というのは具体的にはどう

したことなのか、承りたいと思います。

○馬場政府委員 この法律の制定によつて流通コ

ストは下がるのか、あるいは法文上「流通機構の

合理化」「流通機能の高度化」と書いてあります

が、それはどういうふうに絡むのか、さらに、一

般消費者の利益がどうなのか、こういうお尋ねで

ござります。逐次お答えをさせていただきたいと

思ひます。

まず、流通コストの問題でござりますが、先ほ

ど大臣から申しましたように、最近の食品流通を

めぐります中で消費者のニーズが非常に多様化し

ているという面がござります。多様化というのは

高品質のもの、鮮度の高いもの望むという志

向がござります。これほど明らかに品質志

向というふうに私どもは考えております。もう一

方では、やはり安く、安定的に安全なものを欲し

いという、どちらかというと価格志向といいます

か、そういう面がござります。二つともそれぞれ

理由があつて最近とみに明確になってきている

ニーズでござりますが、流通のコストの引き下げ

ということが今の価格志向のニーズにこたえるた

めに必要であるというふうに私どもは考えており

ます。

食品の流通のコストの引き下げのためには、御

案内のとおり從来から、まず産地におきます集出

荷施設の整備ということに始まりまして、卸売市

場につきましても円滑な流通を促すための施設の

整備をし、さらには中小の商業構造改善あるいは

流通システムの開発等にも意を用いてきたところ

であります。今回この法律におきまして、食品

の流通部門の構造改善を促進するために四つの形

の事業を提示しているわけでござります。それぞ

れ流通機構の合理化あるいは流通機能の高度化と

いうことに資するものというふうにしております

が、その中でも特にコスト面で見ますと、流通の

近代化のための事業、つまり流通業者の皆さん方

が共同で仕入れたり配達したりしていくといふ

ような事業、あるいは、これは消費者の利便も頭

のだらうというふうに思う次第でござります。

しかば、その高度化とは何かということでお

りますが、むしろ高度化の方は、どちらかとい

うと高品質のものあるいは鮮度の非常に高いもの

を安定的に供給するという面にウエートがあるう

かと思ひますが、いずれにしてもこれらの流通事

業の活動というのは一つだけの目的ではございま

せんで、両方の目的がそれぞれに兼ね合わさって

いるというふうに理解しておる次第でございま

す。

また、消費者の利益というのにどういうふう

に寄与するのかというお尋ねでござりますが、こ

の法律でも、「一般消費者の利益の増進と農林水

産業の振興」にも寄与するということを「目的」

の中に入れております。消費者の利益のとらえ方

というのは、今御指摘のありましたコストの低

減、それが消費者にも利益を及ぼすというのはも

ちろんでござります。しかし、そのほかにも、先

ほど言いました多様なニーズに即応して、良質の

食品が安定的に供給されると、いうことも消費者の

利益に寄与するものであります。また消費者に

対して食品に関する情報の提供、あるいは先ほど

店舗の集積等と申しましたが、その際の駐車場の

整備等、消費者が買い物をしやすくするというの

もやはり消費者の利益に寄与するのではないか

かと思ひわけでございまして、この法律におきま

して定めている四つの事業それぞれが行われるこ

とによりまして消費者の利益に寄与するというふ

うに考える次第でござります。

○元信委員 今お話のあつた四つの事業の中で、

食品生産販売提携事業、いわゆる産直ですが、こ

の事業は一つの心配として、例えば大手スーパー

は一般消費者の利益を保護するというような趣

旨から背馳するような可能性がないかというふう

に心配をする向きもあるわけです。また、一般的

に産直と申しましても、生産者と消費者がじかに

結びつくということになりますと、なかなか情報

交換というのも困難であろう。消費者に情報を

提供するのもまた消費者の利益、今御答弁がござ

いましたが、どのようにしてこの情報の全国的な

ネットワークを確保していくのか、この点につい

て承りたいと思います。

○馬場政府委員 今お話しの食品生産販売提携事

業を今回この法律において促進しようということ

にしておるわけでござりますが、これは、先生御

指摘のいわゆる産直といふうに御理解されてい

るかと思ひますが、必ずしも消費者と小売店が密

接に結びつくというペターンだけでございません

で、一定の産地で特色のある農産物を、つくった

ものを従来の流通ルートに乗せて適確にその品

質を保持して消費者に提供するということも可能

なわけであります。端的に一番直截でわかりや

すいという意味では、おっしゃるようストレー

トに小売と生産者が結びつくという場合があると

思います。そのような場合の情報はどうするかと

いうことでござりますが、これは、この法律で書

いてござりますように、主として事業協同組合と

食品販売業者の団体とそれから生産者またはそ

の団体が安定的な取引関係を結んで継続的に取引を

するということを核にいたしまして、そのためには

必要な施設の整備をしていくという仕組みになつ

ておるわけでござります。

お尋ねの、例えば大手スーパーといふようなも

のがそういうことをやるのじゃないかといふよう

な御懸念もございますが、私ども、どちらかとい

うと、むしろ中小小売業の団体の方が、大

手スーパーが産地と直接取引するのに対しても、自

分たちも何とかそういうものを自分たちの系

統に持つてきたいといふような意欲がありまし

て、例えばボランタリーチェーンの皆さん方等

は、非常にこういう事業を国支援のもとにやり

たいということを言つていいわけでございます。そのために、今回のこの措置の中でも中小企業者に対する金利を特に安くするとか、あるいは税法上の特典、いわゆる不動産取得税なり固定資産税についての特例も中小企業者のみに限るというような形の措置をしているわけでございまして、どちらかといえば、むしろそういう中小の販売業者の方と生産者あるいは生産者団体との間で結構つくという形の事業にしようかと思っているわけでございます。

そこで、情報という問題でございますが、この情報につきましては、当然のことながら、今言った安定的な取引をしていく上で、どの地域でどういうものがつくられ、それが自分たちの顧客にどういうふうに好まれるか、希望されているかというようなことにについての情報交換ということは必要だと思いますが、先ほど申しましたような業者団体あるいは生産者団体との間の情報交換というものは、私どもとしても支援していくかと思つておりますし、後ほど御議論いただけると思いますが、食品流通構造改善促進機構というようなこの法律に基づきまして指定いたしました機関においても、それらの情報の収集、提供というようなことをやつしていくかというふうにいたしたいと思っております。

○元信委員 次に、食品販売業近代化事業あるいは卸売市場の高度化事業と両方にまたがるかとは思いますが、私は、ここで魚の小売業、いわゆる魚屋の営業上、今大変な問題になつております魚骨問題、これについて注意を喚起をし、まだ農水省としての対策を取らたいと思うわけであります。

魚骨といふのはちょっと耳なれぬ言葉ではありますけれども、魚のはらわたと骨、こう書くものでございまして、骨、内臓、皮、頭、不可食部分ですね、食べられない部分を魚骨と称するのであります。あらでございます。重量は魚丸ごとの約半分。半分は肉で身で食べられて、あとの半分はどこかへ捨てられる。あるいは資源として再

生される、そういうふうになつてゐるものであります。この処分をどうするかというのが現在全国的にあちこちで大問題になつております。特に都市の零細な魚屋は魚骨処分問題で経営にも支障が出る、こういうようなことがあるわけであります。

魚骨というのは、本来、魚を丸ごと買つて家庭に持つて帰れば、家庭で頭を落として皮を引き骨を外して食べれば家庭ごみとして発生する性質のものであります。今じゃ家庭で出刃包丁を持つているうちなんか少ない、こういうような事情でございまして、大体魚屋で下ごしらえをお願いする、刺身にしてあるいは切り身にして持つて帰つてあとは食べるだけ、こういうことでありますから、すべての魚屋でこの魚骨、あらが毎日発生するわけであります。

魚の内臓といふのは消化酵素が極めて豊富にございまして、もう冷凍あるいは冷蔵から室温に戻しますと直ちにその時点で分解を始めまして、魚の内臓あるいは骨についた肉、皮、そういうものが液化してくるわけであります。液化してまいりが、それに腐敗臭が加わってたまらぬ悪臭を放つようになるわけであります。したがつて、魚骨といふのはいかなくて、これは毎日出さなきゃならぬ、こういうものであります。

鮮魚商から発生しますあらは、かつてはあらかずと申しまして、それを煮て搾つて乾燥したもので、豚や畜産、鳥のえさなどとして需要がございまして、魚粉等とまとめて結構売れたものであります。ところが最近、全國的、世界的な規模で魚粉の市況が低迷をいたしておりまして、あらかずよりも品質がいいたんぱく含量の高い魚粉がうんざり買えるようになって、あらかずなんか買わぬでもいい、こうしたことであらかず価格がかなり低下をしてきている。それから一方、あらかずを

魚屋さんから集めてきて加工をする、その収集がます大変なことになりまして、都市が過密になりまして交通事情も極めて悪い。毎日とにかく収集せにやならぬわけですが、それじゃ一ヵ所の魚屋からどれくらい出るかというと、せいぜいバケツに一杯、二十キロくらいが平均値。こんなものを毎日毎日集めて回るというのは大変な労力でございまして、しかもこれが臭くて、水分が多くて、なかなか集めてくれる労働力が集まらない。こういうことで結果として収集コストというものが非常に高騰しているわけであります。

しかも、集めてきたあらかず、さつき申しまして、自ら消化をし、かつ腐敗が進行しつつあるわけになりますから大変臭い。それをかつては大がまにどぼっと入れて下から重油でたいて、そして盛大に蒸気を上げて、そのあらかずを搾つてむしろの上に広げて乾かす、こういう製造方法をしておりましたものですから、おいたるや物をしますと直ちにその時点で分解を始めまして、魚の内臓あるいは骨についた肉、皮、そういうものが液化してくるわけであります。液化してまいりが、それに腐敗臭が加わってたまらぬ悪臭を放つようになるわけであります。したがつて、魚骨といふのはいかなくて、これは毎日出さなきゃならぬ、こういうものであります。

まず、厚生省にきょうおいでをいただいておりままでたつても地盤が固まらない、そこへへエがしうし、犬、猫にとつてはこれはいいにおいてありますから、これらが集まつてきてそこらへ散らかす、大問題になること必定でございます。仮に集めたとしても、水分が多くてとても燃やせるものじゃない。埋め立てへ回せば、だぶだぶでいりますが、ごみの所管の厚生省として、この魚骨といふのは一体どうすればいいか、ごみにしておけば、大問題になること必定でございます。仮に集めたとしても、水分が多くてとても燃やせるものじゃない。埋め立てへ回せば、だぶだぶでいりますが、ごみの所管の厚生省として、この魚骨といふのは一体どうすればいいか、ごみにしておけば、大問題になること必定でございます。

まず、厚生省にきょうおいでをいただいておりままでたつても地盤が固まらない、そこへへエがしうし、犬、猫にとつてはこれはいいにおいてありますから、これらが集まつてきてそこらへ散らかす、大問題になること必定でございます。仮に集めたとしても、水分が多くてとても燃やせるものじゃない。埋め立てへ回せば、だぶだぶでいりますが、ごみの所管の厚生省として、この魚骨といふのは一体どうすればいいか、ごみにしておけば、大問題になること必定でございます。仮に集めたとしても、水分が多くてとても燃やせるものじゃない。埋め立てへ回せば、だぶだぶでいりますが、ごみの所管の厚生省として、この魚骨といふのは一体どうすればいいか、ごみにしておけば、大問題になること必定でございます。

○坂本説明員 廃棄物につきましては、近年その発生量が増大いたしております。廃棄物の再生困難となつてゐる状況にござります。廃棄物の再生利用を図りまして、また減量化を進めることがこれからの大課題となつております。このた

につきましても、できるだけ有用物となるよう再生が図られることが望ましいと考えております。厚生省のお立場であろう、こういうふうに思うのです。

しかば、農水省に向いたいわけでございますが、この魚腸骨問題を今回の法案の中での位置づけて提出をされたか、ここのこところであります。

今、各自治体でも、問題をほうつておけませんから、いろんなところで苦労はいたしているようあります。しかしながら、例え最近、巨大な金をかけてつくりました愛知県の尾張水産加工事業協同組合では多大な赤字が出てしまって、恐らく公害対策に金がかかったのだらうと思いますが、膨大な赤字を出しまして、結局それに対する費用を今年度は愛知県が緊急融資で何とか対処をして、これがごみにならないようにするべきではないかというふうに思いますが、法案の中でどうのよう位置づけられているか、御見解を承りたいと思います。

#### ○馬場政府委員

先生のおっしゃるように、魚腸骨の問題、かつてはいわばその再生利用というの民間レベルでうまくいっておったわけであります。もちろん、そこで生産された飼肥料の価格の問題等もありまして大変困難になってきて、いるといふことは私ども十分承知しているわけでござります。

今回、この法案を策定するに当たりましても、特にそういう魚屋さんたちの魚腸骨の処理のための施設というのに何とか対応できないか、という議論がございまして、私どもといたしましては、これはやはり卸なり小売の皆さん方の事業の近代化の一環として取り組むことになるのかなというふうに位置づけて提出をされたか、ここのこところであります。

今、各自治体でも、問題をほうつておけませんから、いろんなところで苦労はいたしているようあります。しかしながら、例え最近、巨大な金をかけてつくりました愛知県の尾張水産加工事業協同組合では多大な赤字が出てしまって、恐らく公害対策に金がかかったのだらうと思いますが、膨大な赤字を出しまして、結局それに対する費用を今年度は愛知県が緊急融資で何とか対処をして、これがごみにならないようにするべきではないかというふうに思いますが、法案の中でどうのよう位置づけられているか、御見解を承りたいと思います。

私は、魚腸骨というのは反面貴重なたんぱく資源でもございまして、経営が難しいということはさつき申しましたような理由でそのとおりなります。ありますけれども、この法律の中で何とか対処をして、これがごみにならないようにするべきではないかというふうに思いますが、法案の中でどうのよう位置づけられているか、御見解を承りたいと思います。

○元信委員なるべくごみにしては困る、これが厚生省のお立場であろう、こういうふうに思うのです。

しかば、農水省に向いたいわけでございますが、この魚腸骨問題を今回の法案の中での位置づけて提出をされたか、ここのこところであります。

今、各自治体でも、問題をほうつておけませんから、いろんなところで苦労はいたしているようあります。しかしながら、巨大な金をかけてつくりました愛知県の尾張水産加工事業協同組合では多大な赤字が出てしまって、恐らく公害対策に金がかかったのだらうと思いますが、膨大な赤字を出しまして、結局それに対する費用を今年度は愛知県が緊急融資で何とか対処をして、これがごみにならないようにするべきではないかというふうに思いますが、法案の中でどうのよう位置づけられているか、御見解を承りたいと思います。

私は、魚腸骨というのは反面貴重なたんぱく資源でもございまして、経営が難しいということはさつき申しましたような理由でそのとおりなります。

そこで、この魚腸骨問題について業者の団体の皆さんも大変苦労されておりまして、ここに持つてまいりましたけれども、昭和五十九年度に全国水産物商業協同組合連合会が行いました「活路開拓ビジョン調査事業報告書」というのがございました。これは鮮魚小売業の魚腸骨回収、再資源化の共同システム化の開発を目指して行った調査でござりますけれども、その結論部分というのを要約してみますと、魚腸骨は資源として再生利用すべきであり、鮮魚商としても組合をつくって対応していくべきけれども、実際には財政的に困難が多く、零細な経営の多い鮮魚商だけでは対応しかねる。そこで、国やら自治体やらの助成を受けなければ施設したいということで、実際にはこの促進法の事業といましても、全国にたくさんあるわけですから、それぞれ国が直接ストレートに対応す

るというのは難しいだらうというふうに思いますが。

そこで、自治体の役割というのが大きくなるだ

れうと思うわけであります。ただ、この法案の中

で自治体に国が直接出せるのは卸売市場機能高度化事業、これだけです。ここが事業主体になるか、私は、協同組合と自治体の共同事業というこ

とにせざるを得ぬだらうというふうに思っています。

が、自治体を取り入れるとすると、卸売市場の方の問題になってしまします。実際に卸売市場に回収機能をつけたところもあるわけです。

というのは、魚を朝鮮魚屋が卸売市場に入札に来て買い出しますね。来るときは空っぽで来るわけですから、そのときに前の日のあらを持ってくる。卸売市場の中にそれの保蔵施設を設けてそこへ集積をして、その中で処理するというの

はちょっと難いかと思いませんが、それを処理場へ持つていけば、先ほど申しました魚腸骨問題の中で回収問題というのではなく、それがそれを持ってくるということで大体解決する。そういうふうなことを考えられるわけありますが、今申します。あるいはまた、その運転に非常に経費がかかる、こうことがあります。

そこで、この魚腸骨問題について業者の団体の皆さんも大変苦労されておりまして、ここに持つてまいりましたけれども、昭和五十九年度に全国水産物商業協同組合連合会が行いました「活路開拓ビジョン調査事業報告書」というのがございました。これは鮮魚小売業の魚腸骨回収、再資源化の共同システム化の開発を目指して行った調査でござりますけれども、その結論部分というのを要約してみますと、魚腸骨は資源として再生利用すべきであり、鮮魚商としても組合をつくって対応していくべきです。それで、私は何回か挑戦してみました。そうしますと、この問題の実効ある取り組みをするためには、何かもう一步踏み込んだ対策が必要じやないかなと思いますが、大臣、今聞いていてどういうふうにお思になりますか。

○近藤國務大臣

魚腸骨問題というのは、数が少

ないのだけれども、地元にとつては本当に深刻な問題だと思います。それで、設備に対する融資、補助だけでは解決しない問題は、後の運転、維持管理の問題でペイするかどうかということになると、利

用者がかなり高い負担をしなければ量の少ないと

ころではなかなか対応し切れない、こういう問題

が全國至るところにあるのだろう、実はこう思つ

てているわけでありまして、根本的な解決は、施設

をつくるというようなことについてはそれ

が多いためですから、機械屋さんもいろいろ開

発をして、アイデアを持って、売り込みを含めて

そういうものの設備をしたところも実はございま

すけれども、さつき先生御指摘のように、そこへ

そこで、この魚腸骨問題について業者の団体の皆さんも大変苦労されておりまして、ここに持つてまいりましたけれども、昭和五十九年度に全国水産物商業協同組合連合会が行いました「活路開拓ビジョン調査事業報告書」というのがございました。これは鮮魚小売業の魚腸骨回収、再資源化の共同システム化の開発を目指して行った調査でござりますけれども、その結論部分というのを要約してみますと、魚腸骨は資源として再生利用すべきであり、鮮魚商としても組合をつくって対応していくべきです。それで、私は何回か挑戦してみました。そうしますと、この問題の実効ある取り組みをするためには、何かもう一步踏み込んだ対策が必要じやないかなと思いますが、大臣、今聞いていてどういうふうにお思になりますか。

○馬場政府委員 私どもが今回の法律で卸売市場の機能高度化事業として予定しております事業は、どちらかといいますと、従来卸売市場の施設の整備、一般的にやっているものに加えまして、その市場のそれぞれの実情に応じてより高度な、あるいは市場機能をより増すための施設をつくっていく、例えて言いますと、品質のいい、鮮度のいいものを維持していくために、従来一般の冷冻庫のほかにそういう特別の施設をつくるといふような問題でありますとか、あるいは情報処理といふようなことが最近非常に重要になってまいりましたが、市場によっては、殊に大規模な市場等においては情報処理の施設を導入する必要があるといふような問題であるとか、そういうものを予定しておりまして、御指摘のような魚腸骨処理の施設というのは、現在我々の検討段階では対象にす

集めてくるコスト、それから運転をしていくコスト、こういう問題になると、地域によつてはかなり広範にわらなければならない状況で、毎日広範な地域からそれだけの適量のものが集められるかということを考えると、なかなか困難性が出てきておるのが現状だと思うのです。

今先生から、市場を一つの拠点として、小売屋さんがある市場へ入札に来たとき、毎朝来るわけですから、市場へ来るときそこへ魚腸骨を持ってきて集積したらどうかというものは大変いいアイデアだな、この面では魚腸骨を集積することについては一つのアイデアとして考えられるわけでありますけれども、さて、これから後それを運転していくコストとの関係ということになりますと、今先生からお話をありましたように、いざこれにしてみれば、小売商だけ、魚を扱う人たちだけで、前のように魚粉なりというようなことで肥料、飼料に使えるような時代ではなくなってきておるわけで、全国的にそういうことどんどん何回も挑戦した地域があると私は思つておるわけですが、それがどうも必ずしもうまくいっていない、こういう状況でありますので、通常の運転の経費をどう補助するかということになれば、一義的には地方自治体でなければならぬだろう。施設整備については私ども御支援を申し上げたり、税制的には御支援を申し上げられますがけれども、通常の運転になれば地方自治体ということになりますので、若干時間をおかりして研究と検討をしてみたい、こう思つております。

○元信委員 事はなかなか切迫しておりますので、私もこの問題をいろいろ研究しております。私もこのことを考えてみたわけでありまして、時間的な余地といふのもそうはないだらうと思うのです。私もこの問題をいろいろ研究しております。私もこのことを考えてみたわけでありまして、幾つかのことを考えてみたわけでありま

す。

一つ提案をしてみたいと思うのですが、それは魚腸骨のコールドチェーン化ということを考えて

はどうかということなのです。いさかとつび

あれですが、要するに発生時点で魚腸骨、はらわ

全部凍つてありますから、まず回収が非常に楽にな

るということですね。毎日行かなくてもいい、

ですね。それの利点はどういうことかというと、

全部凍つてありますから、まず回収が非常に楽にな

るということですね。毎日行かなくてもいい、

ですね。それの利点はどういうことかとい

うのですか。非常に回収のコストは低減するだろ

う。それから回収途中も、今は魚腸骨というの

半分くらい水だから、血水のものですから

、トラックが一つのokeをそのまま運んでい

る。それを注ぎ込む、これは立派な下水道法違反であ

りますが、そういうこともやらざるを得ない、警

察だつてそんなのを一々摘発なんかしてはいられ

ない、こういう実態にもあるのだそうであ

ります。凍つておれば、持つて帰る間に半分ぐらい解

けるかもしれません、今言うような状態にはな

らない。

しかも、持つて帰りますと今度はそれを煮るわ

けですが、凍つてますから自己消化あるいは腐敗が起こつてしませんので品質的に非常にいいも

のができる。ですから、これは製品の歩どまりが

上がつて、たんぱく含量の多いものができて高く

売れるであろう。それからさらに、今度は蒸氣の

中にアンモニアとか低級アミンとか、そういう悪

臭成分として出てくるものが非常に少なくなりま

すから、公害対策の点からいっても非常にコスト

は安くなる。そういうようなことを考えてみます

なりますが、これを備えることによって、廃棄物

として、資源として活用されるということであれ

ば、それによつてもたらされる社会的な利益とい

うのは非常に大きいと思うのです。このようなこ

とを検討してみてはいかがかと思うのですが、どうでしようか。

○馬場政府委員 おっしゃるように、魚腸骨の扱いの難しさを冷凍という技術で何とか解決できなかといふ御指摘、私どももそういうことができないといかなという意味では大変興味深く聞かせていただいたわけございますが、各魚屋さんに

そういうあらを冷凍させる施設を設置し、それを

一ヵ所に回収するという仕組みが、先ほど卸売市

場に持つてきてそこでやればいいじゃないかとい

う御指摘がございましたが、仕組みがきちんとで

きるか、それから、それを今度は化成工場なり銅

料工場で解凍、脱水して製品をつくる場合のコストがどうなるかというような問題、ちょっとにわ

かに私どもも判断しがたい問題をあらうかと思いま

す。そういうことで、これらにつきましてさら

に我々検討させていただきたいと思います。

また、おっしゃるような質のいいあらの場合で

すと、有用物資がとれるんじゃないか、それによ

つて採算があるはよくなるのではないかとい

う御指摘もあるらうかと思います。そういう点は、し

ばらくお時間をいただいて検討させていただきました

いと思います。

○元信委員 もちろん幾つか問題点はあるわけで

すが、まだこれも検討していただきたいと思いま

す。

最後に、この問題の緊急性ということについて改めて申し上げておきたいと思いますが、この十

年ほどの間に首都圏のあら工場というのには、かつて十数社あつたと思ひますが、今では三社まで減

ってしまつてゐるのですね。収集も非常に広域化

しております。例えは山梨県のあらは埼玉県で

処理をされるというようなことになりまして、途

中の通過県の問題などもございまして、自治体間

の争いになりかねない、こういうことになつて

いるわけであります。しかも残つた三社も、さ

つき言つたような事情で非常に経営が難しい。東

京都内に立地しているところなんかな、いつかこ

んなものはやめて、工場の敷地があるものだから

それにアパートでも建てればよほど経営は楽なものだから、何でみんなに悪く言われてあら屋をやつていなければならぬのか、こういう意見も愚痴

として出でるようなりさまであります。したがつて、この首都圏の問題だけ

のようになつて言えど、対応を広域化してどこかに、立

骨問題を解決するというのには困難に思われるわけ

であります。したがつて、この首都圏の問題だけ

のようになりますから、どういふ意味であります。したがつて、この首都圏の問題だけ



ますが、量的にも非常に増大して、輸入品が一大供給源となつておりますし、また消費者ニーズも大変多様化していると申しますか、高度化していくといいましょうか、品質、鮮度等大変重要な視されておりますし、多品種少量消費といいますか、供給が多いためにそういう傾向も見られるところでございます。また、大店法等の改正、運用強化ということで大型店舗における食品取り扱いもふえておりますし、中小流通業にあつては、そろいつた中で人手不足とか配送コストのアップ等といった問題もあるところでございまして、そろいつた点に対応していく食品流通の状況を高度化していくということがぜひとも必要とされる状況になつておるところでございます。

ようにならぬといふところとしているのか、また本法律は一般の中小企業対策や小売商業対策、従来あるものとどのように相違しているのか、明確にしてほしいと思います。

○馬場政府委員　先生御指摘のように、食品流通の持つている問題というのは非常に多岐にわたっております。これらにどう取り組むかということにつきましては、私ども、昨年、約二年かけて食品流通問題の研究を、検討をいたしました。その検討会の報告を昨年の七月に得たわけでございます。

そこにおいて指摘されている問題といたしましては、食品の消費市場の変化が非常に激しいわけでござりますが、これに柔軟かつ迅速に対応するための商業機能の高度化が要るのではないか。一つ目は、食品の流通について効率的な流通システムを確保する必要があるのではないか。二つ目に、消費者に信頼される食品流通の確立を図る必要がある。四つ目に、生産と流通の連携を強化する必要があるというようなことを指摘されておるわけでございます。

本法案は、こういう指摘に対し、一つは、生産者と流通業者の安定的な取引関係を確立して連携を強化していく、二つ目には、卸売市場の機能を高度化していく、三つ目には、流通業務の共同化や流通施設の整備をしていく、四つ目には、食品商業集積施設の整備をしていくというような面からの食品流通の持つている問題と課題に対する応しようということを具体的に法律に盛り込んだというものです。

しかば、これは一般の中小企業対策あるいは小売商業対策とどう違うのか、こういうお尋ねでございますが、まず、先生も御案内のとおり、商品というのは比較的保存性が低い商品を取り扱つて、また一般には卸売市場という流通の拠点があつて、そこを介して流通が行われる、それから消費者の方から見ますと、いわゆる最寄り当用買いというような、毎日毎日必要なものを買つていくという購買行動が中心である。そのため

に、ほかの小売業に比べますと、一定の人口に対して、あるいは一定の面積の中に非常に多数の小売店が存在しているという食品固有の流通の形態があるわけでございまして、これらの流通の形態は、先ほど言いましたような生産から卸、小売という段階を経て消費者に食品を供給しているわけになりますと、これらを流れとして一貫した構造としてとらえてその改善を促進する必要があるうかと思うわけでございまして、そういう意味では、いわゆる中小企業あるいは中小商業といふことで、どちらかというと横でとらえていくやり方よりも、縦系列の流通のそれぞれの問題に対応するという法制度が必要であろうということで、今回からは、縦系列の法律を提案した次第でございます。○二田委員 本法案の目的や、なぜ行なきやいけないかという理由等についてはよく理解できました。

次に、食品流通の改善の具体的な内容についてお伺いをいたしたいと思います。

まず最初に、流通経路についてですが、一般的に我が国の流通部門は諸外国と比較してみました場合に大変複雑である、こう言われております。食品の分野につきましても、卸売業の総販売額が小売業の総販売額の約二・六倍となっております。これは外国と比較してみましたが、アメリカの一・一・フランスの〇・八を大きく上回っております。食品の流通経路の簡素化、効率化を進めめる必要があるのではないか、私はこう思いました。例えばトマトを一個、あるいは二個でもいいですけれども、買ってまいりますと百六、七十円しますと、大体百円ぐらいたしかならない。六、七〇%、多ければもう一〇〇%も、「二倍、三倍になつて」といます。その生産者の手取りが幾らかといいますと、ですから流通経路の簡素化や効率化というのは大変急務の問題だ、こう思います。この辺はこの法案ではどう取り扱いをし、どういうお考えでございますか。

は、八百屋、果物屋あるいは魚屋、肉屋というような形の業種別に比較的明確な流通経路が確立されておりまして、特に零細な小売商があるといふ意味で、諸外国に比べますと流通経路が多段階になつていて、ということを特徴としているわけあります。これはもちろん我が国の消費者が、先ほど申しましたが、最も寄り当用買い、毎日毎日、日々必要なものを少量ずつ買うということです。住居地の周辺にそういう零細な小売がたくさん存在し、それにまたきめ細かに商品を供給していくために卸、卸も仲卸あるいは大きな卸、さらにそれに対する生産段階、いろいろございまして、多段階になる必要性があるわけでございます。

この食品の流通の効率性という点で考えますと、それぞれ国によつて違います。アメリカ等、確かに卸の機能が日本に比べると少ないのではないか、こういう御指摘がございますが、これは扱っている商品あるいは消費者の購買行動等の違いからある面でやむを得ない面もござりますので、単純に日本と同じような流通が行われていないといふことで、比較することは難しいわけでございます。ただ、トータルとしての流通マージン、つまり卸、小売合わせての流通マージンといふことについて見ますと、諸外国の食品の流通とほぼ同程度で、先ほど申しましたように、我が国の場合、小売段階において非常に品ぞろえをして小分けして供給するという点で大きなコストがかかりますが、全体としてはそれほど非効率だというふうには数字上はうかがえないわけでございます。

しかしながら、近年の物流コストの上昇あるいは労働力不足、さらには大きな量販店との競争關係等々におきまして、この流通のコストの合理化ということはやらざるを得ない状況になつていて、わざでございまして、この一層の合理化、効率化ということはまさに重要な政策課題であると思っております。

しまして、従来は自由な競争にゆだねられていましたが、今後は各分野につきましてある程度国が助成をするということで、効率化、合理化のための施策を講じてまいりたいというわけでございます。

○二田委員　本法律の施行によりまして、實際に消費者に渡る値段とそれから生産者が手取りをする額と余り差異のないような姿が実現されるのは、まさに結構だと思います。大いに努力してほしいと思います。

次に、食品の生産流通を担う食品関連産業は、農林漁業のほか、小売業、卸売業、加工食品を生産する食品製造業、外食産業に分けられるわけになりますけれども、まずその区別について

て御質問いたしたいと思います。  
小売業にしますと、食品販売店は資料によりま  
すと約六十五万店、小売店舗の美に四〇%と重要  
な地位を占めております。実際は昭和五十四年の

約七十三万店から十年間で実に十万家近くも減少しているというものがその姿でござります。中でも生鮮食品を取り扱いますところの八百屋や肉屋さん、魚屋さんといった専業店の減少が著しいということがこの資料の中であらわされているわけでござりますけれども、これらの業者はほとんどが零細、小規模な業者であります。例えば商品が日もちしないとか、商圈が大変狭いとか、食品小売業に特有の制約を抱えておるわけでございまして、

ますこのことに置いて、どういうふうな御諮詢を持  
つておられるのか。こういう状況から見て、食品小売  
業対策は一般的な小売業対策等では十分な対応は  
困難と思うわけであります。この法案におきまし  
てどのようにこういった食品小売業に対しまする  
対処をしていくのか。さらに、この法律の制定を  
機会に、今後、ただいままで申し述べました食品  
流通業の特殊性等を十分踏まえた対策の強化や拡  
充に努めていくべきだ、私はそう思います。どう  
かあわせてお答えいただきたいと思います。

○馬場政府委員 御指摘のように食品の小売店舗の数の減少というのは、ここ十年かなりのものが

ございます。特に生鮮食品を扱っています魚屋屋さん、あるいはこれは生鮮ではございませんが、菓子・パン小売業等の減少も大きく目立つわけでございます。これらいずれも少人数一家族経営的な小売店舗の減少が著しいわけでございまして、ある程度の従業員のいるものはむしろよえてる分野もあるわけでございます。このようなものの背景といたしましては、いわゆる労働力不足あるいは後継者難、さらには地価の高騰によります商業としての収益性の悪化、人口の変化、居住人口の変化、さらに大規模な店舗の進出等々、非常に厳しい環境があるというふうに認識するわけでござります。

そこで、そういう中でこの食品流通の小売についてどういう対応をするかということでございまが、従来から小売業についての一般的な支援措置というものはあったわけですが、食品という点に着目しての特別の措置ということになりますと、なかなかそういう施策がなかったというところでございまして、今回この法案におきまして、特に販売業の近代化事業におけるます業務の共同化、あるいは販売業務面の施設の近代化というような事業を行うということになりまして、近年減少が続いている八百屋、魚屋等の小規模な小売業者の中で、やる気のある専業店の皆さん方が大型店に対抗できるような品ぞろえをする。あるいは、消費者との間の対面販売というようなきめ細かなサービスによって顧客の確保を図る。さらには共同仕入れ、共同配送等によります労働負担の軽減を図るというようなことを期待しているわけでござります。

ございます。特に生鮮食品を扱っています魚屋さん、あるいはこれは生鮮ではございませんが、子・パン・売業等の減少も大きく目立つわけでございます。これらいずれも少人数、家族経営的な小売店舗の減少が著しいわけでございまして、ある程度の従業員のいるものはむしろふえていく分野もあるわけでございます。このようなものの背景といたしましては、いわゆる労働力不足あるいは後継者難、さらには地価の高騰によります商業としての収益性の悪化、人口の変化、居住人口の変化、さらに大規模な店舗の進出等々、非常に厳しい環境があるというふうに認識するわけでございます。

そこで、そういう中でこの食品流通の小売についてどういう対応をするかということでございますが、従来から小売業についての一般的な支援措置というのがあつたわけでございますが、食品という点に着目しての特別の措置という点になりますと、なかなかそういう施策がなかつたということでおざいまして、今回この法案におきまして、特に販売業の近代化事業におきます業務の共同化、あるいは販売業面の施設の近代化といふような事業を行うということになりました、近年減少が続いています八百屋、魚屋等の小規模の小売業者の中でも、やる気のある専門店の方が多い大型店に対抗できるような品ぞろえをする。あるいは、消費者との間の対面販売というようななきめ細かなサービスによって顧客の確保を図る。さらには共同仕入れ、共同配達等によります労働負担の軽減を図るというようなことを期待しているわけでございます。

○馬場政府委員 食品卸売業、おっしゃるよう在我国の場合はかなり規模が小さいものがございまして、全国で約九万六千店の卸売業者がいるわけでございます。卸売業全体の中でも二二%という割合を占めております。これは今までの食品の生産あるいは製造から流通・消費に至る中間におきまして機能を十分果たしておられるわけでございまして、今言いました零細多數という構造を持つて改めて問われておるという問題もござります。

そこで、私ども卸機能の見直し、あるいは経営の近代化、合理化、さらには人材の確保等々について、この卸売業全体の問題として対処すべく、まず卸売業の組織化を図らなければならない。卸売業の組織化を図りまして、そこにおいて今後の卸売業の使命といいますか、社会的機能をどういうふうに実現していくかというようなことを検討をするようなことにしておるわけでございます。それらの研究事業等の成果も踏まえまして、今回私どもの法案の中では、やはり卸売業においても共同配達であるとかあるいは物流施設の整備といふことを積極的にしていく必要があろうというふうに考えておりまして、先ほどの食品販売業近代化事業の中で、卸売業の流通機構の合理化なり機能の高度化も推進してまいりたいというふうに考えております。

か。今後における食品産業というものの振興策はいかがお考えですか。

○馬場政府委員 先生のおっしゃいます食品産業といふのは、いわゆる食品製造業の分野といふをうに理解させていただきたいと思いますが、この食品の製造業の分野、おつしやるよういろいろと最近、特に加工食品あるいは消費者のニーズも変わったものを見るというようなことで、従来に比べますとその取り扱い分野は伸びております。しかし、それだけに製造面での競争、新しい商品をいかにつくるかという競争面あるいは技術の開発面といふのはすさまじいものがありまして、従来の小さい、殊に地域に立脚した産業としての地域的な食品製造業はなかなか難しい時代になってきているかと思ひます。

しかしながら一方、地域に立脚します製造業といふのは、どちらかというとその地場でとれる農畜水産物を加工する、あるいはそこの人を雇うと、いう意味で、むしろ地場産業的に非常に重要な地位にあります。そこで我々いたしましては、それらの地域、地域の特色を踏まえた食品製造業といふものについてこれを支援していくかなければならぬということをございますが、まず何といてもそこでの必要なのは技術開発、それから原料供給体制の整備というようなことが重要でございまして、我々、現在施策いたしましては、そういう食品産業の皆さん方と原料を供給する生産者の皆さんの方の間で協議機関といいますか情報交換機関といふのをつくりまして、これに助成をいたしまして、そこでどういう商品をつくる、そのためはどういう原料が要るかというようなことについての連携がうまくいくようどういうような対策を

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

○馬場政府委員　先生のおっしゃいます食品産業というのは、いわゆる食品製造業の分野というふうに理解させていただきたいと思いますが、この食品の製造業の分野、おっしゃるようにいろいろと最近、特に加工食品あるいは消費者のニーズも変わったものを求めるというようなことで、従来に比べますとその取り扱い分野は伸びております。しかし、それだけに製造面での競争、新しい商品をいかにつくるかという競争面あるいは技術の開発面というのはすさまじいものがあります。従来の小さい、殊に地域に立脚した産業としての地域的な食品製造業はなかなか難しい時代になってきてているかと思います。

しかしながら一方、地域に立脚します製造業といふのは、どちらかというとその地場でとれる農畜水産物を加工する、あるいはそこの人を雇うという意味で、むしろ地場産業的に非常に重要な地位にあります。そこで我々といったしましては、それらの地域、地域の特色を踏まえた食品製造業といふものについてこれを支援していくしかなければならないということをございますが、まず何といつてもそこでの必要なのは技術開発、それから原料供給体制の整備というようなことが重要でございまして、我々、現在施策といたしましては、そういう食品産業の皆さん方と原料を供給する生産者の皆さんの間で協議機関といいますか情報交換機関というのをつくりまして、これに助成をいたしまして、そこでどういう商品をつくる、そのためにはどういう原料が必要かというようなことについての連携がうまくいくようにというような対策を講じているところでございます。

の改善を考えるときには、これら以外にさまざまな観点を踏まえていかなければならない、こう思っています。すなわち、食品流通は、国民に対し大変重要な物資である食品の供給といった重大な使命を有しておるわけあります、そのほかに農林漁業を初めとする食品生産との関係では、その生産したものの販路を維持して、そして所得を確保していくという大変不可欠な、重要な役割を果たしている。このため、国民に対する食品の安定供給の上でも、また農林業を初めとする我が国食品産業の振興の上でも、食品の流通部門の改善といふのは大変不可欠なものであります。

現在、食糧消費や農林漁業をめぐる状況を見ますと、一方で食糧の消費は、ガロリーベースでは伸び悩んでおります。そしてまた、そのほかにニーズの内容といふのは変化をしており、他方で輸入の増大、ウルグアイ・ラウンドに代表される市場開放圧力の高まり等の困難な状況のもとでの農林漁業の活性化の必要性といった生産、消費面での課題が生じております。

このような状況の中で、農林漁業の振興と食糧の安定供給を所管する農林水産省が食品の生産、流通を一体的にとらえて改善していく法制度をつくりたということは、大変評価をいたしております。まさに時代の要請であった、こう考へてもいいのじやないか。本法の運用におきましても、食品の流通部門の改善を、流通の部門のみならず消費者の利益と農林漁業の振興に結びつけていくよう努める必要が大変重要であります。これをどのように図っていくお考えですか。

○馬場政府委員 御案内のように、食品流通といふのは、まさに、一方で生産する者があり、他方で消費する者がある、これをうまく結びつけていくといふところにその使命があるわけございまして、そういう意味で、流通業が独自にあるわけではございませんで、生産するサイド、消費するサイド、両方のニーズをうまく結びつけるということが一番重要なことございます。

そういう意味で、私どもは、今回この法案を考

えるに当たりましても、生産されたものがいかに消費者のニーズに結びついて円滑かつ効率的に流通するようにしたいと思っております。特に、それら生産されたものをより効率的に、品質を維持しながら消費者に提供していくための措置としてこの事業を促進しようというものでございます。

また、本法案に基づくそれらの事業以外にも、農林漁業者と加工業者との連携強化を図るための国産原料農産物に対する情報交流事業でありますとか、あるいは農林漁業金融公庫資金を活用したしましての中山間の農林水産物の付加価値の向上と販路の拡大を図るための融資でありますとか、等々の施策を私どもはかねてから講じてきています。

今後、この法案を成立させていただきますれば、これを活用しながら、さらに生産、流通、消費を結びつける事業をやっていきたいと思つております。

○二田委員 食品生産販売連携事業を初めとする本法案の骨子になつております四事業を推進するために、業種別の各種団体ではノーザウの審議等が十分でない、そのため、政府はかかるべき民法法人を食品流通構造改善促進機構として指定をし、債務の保証等を含め支援していくといふような考へのようですが、この機構の活用は本制度を実効あらしめる上で極めて重要なものだと考えます。

そこで、機構の業務運営のあり方にについての考へ、どういうような考え方をしてこの機構をつくり、推進していくのかということをお伺いしたいと思います。

○馬場政府委員 御指摘のように、今回、食品流通の構造改善を促進するに当たりまして機構を指

定いたしました。そこにおいて、これに必要な金融の円滑化の措置あるいは計画作成の指導その他、食品流通の構造改善のためのノーザウの提供等の役割を担わざるようにしたいと思っておりますが、この機構は民間の各分野におきますそういう

今までのノーザウあるいは知見というようなものを集め、かつ、非常に複雑多岐にわたります流通に対する適切なアドバイス等を行つていくと申します。したがいまして、このためのものでございますので、私どもは、民法法人を一定の業務を行ひ得る場合に申し出に従い指定するという形でこの機構を活用したいと思っております。したがいまして、これらの業務を行つ上で、我々としては、主として民間の活力を生かすという観点から、行政として必要最小限の監督指導はいたしますが、極力その機構の自由な民間の力を活用するという方向で運営をしていきたいと思います。

具体的には、この販売業者を取り巻きます各事業につきまして、融資の円滑化のための債務保証、あるいは優秀な指導スタッフによります技術、情報等の提供、さらには、いろいろな外部のコンサルタント等の活用によりまして、販売業者の構造改善のための事業に適切な支援措置がとれるような法人として機能することを期待しております。

一言で申しますと、次代を担う若い連中が夢と希望を持って農業、林業、漁業に取り組めるようになりますこと、所得もせめてサラリーマン並みに、健全な発展が不可欠なものだという認識で一致しております。そのため、大臣も私も皆様とともに全力を挙げて努力してまいる考え方でございま

あるのだ、希望があるのだというような前提でなければならぬと思います。

杉浦政務次官と私どもは入ったときから一緒にございました。最後に、政務次官、我が國の農業を維持して振興していくのだ、国民にとって大変必要なものだ、そんな決意の披瀬をぜひお願ひ申し上げたいと思います。

○杉浦(止)政府委員 同期の二田委員の御質問でございました。

大臣も私も認識は全く同じでござりますけれども、現在我が国が経済大国として隆々たる国事にござりますが、それを将来にわたって維持していくためには、農業、林業、水産業、比較的おくれてゐると言われております一次産業の発展が不可欠なものだという認識で一致しております。そのため、大臣も私も皆様とともに全力を挙げて努力してまいる考え方でございま

す。

○二田委員 以上をもつて質問を終わります。

○二田委員 最後の尋ねになりますが、食糧消費それ自体は量的には非常に伸び悩んでおります。過剰基調の農産物が非常に多くなり、市場開放圧力が高まる中で、これから農林漁業は売れるとのをつくつていかなければならぬ、そのことは確かであると思ひます。例えば高品質のものをつくるには、コストも労働力も要ります。しかし、一方で農産物価格の伸び悩みや農林漁業における高齢化、食品産業におきます労働力の不足等、この食品産業につきまして対応を大変難しくさせている問題が多々あります。農林漁業者がこんな厳しい状況のもとで、品質向上などをめに投資をして、そして努力をしていくた

く、切丁寧な答弁、どうもありがとうございました。

そこで、機構の業務運営のあり方にについての考へ、どういうような考え方をしてこの機構をつくり、推進していくのかということをお伺いした

いと思います。

○馬場政府委員 御指摘のように、今回、食品流通の構造改善を促進するに当たりまして機構を指

めには、そのかかわっている産業に将来の展望が

が得意でございまして、この点もひとつあらかじ

め御了承賜りたい、じつ思ひとこなで！」おこま  
す。

最初に御質問申し上げたいわけでございますが、この法案を初めとします食品流通行政におきまして、販売業者等の流通関係者のみならず、特に消費者、生産者の利益に沿った政策を私は講ずるべきである、こう考えるわけでございますが、最初にこの点につきましてお伺いしたいと思います。

当委員会に一回も休むことなく御熱意を大いに御期待申上げるところでございます。

し上げればそれで終わるわけでございますが、特に御法川先生よく御承知のとおり、生産者におきましても、消費者との直結、そのほかできるだけ努力をして流通にも参画をして、付加価値をできるだけ逃がさない、ようにという努力をいろいろな方、がなさつておられるということはよく御承知のとおりでございますし、また、消費者の立場におかれましても、産地から直接購入するとか無農薬の食品を農家に直接栽培させて買いたるとか、いろいろな形で流通をあるいは飛び越してこのニーズにこたえてもらおうという動きも頗る著しい事情もござります。

そういう中であります。食品流通の業界が双方のニーズに合うよう双方の立場を考えながらやつしていくことは当然のことでありまして、それに乗りおくれるといったと流通業そのものの存在自体が問われる、レーヴンデールが問われるといふ厳しい状況になつておる一面もあるわけでございます。そういった生産者の利益を考え、消費者のニーズにこたえながら諸政策を講じてまいることは委員御指摘のとおりでございます。

いたしましては、我が国の食料品の価格が高いといふようなことがよく言われるわけでござりますが、これは流通コストが高いせいではないかといふうにも思われるわけでござります。最近の食料品価格が高水準に推移しておるにもかかわらず、農家のいわゆる手取りというものは全然ふえておらない、こういう状況にあるわけでございまして、こういう点をどう考えておられますか、お尋ね

○馬場政府委員 おっしゃるとおり、農産物の消費者価格と農家手取り価格の間の乖離という問題がござります。少し前のデータを見ますと、例えば野菜でいいますと、消費者指数が昭和六十年度を一〇〇としますと五十年度は六三・九%、これが平成元年に一〇八・二%となつてゐるのに対しまして、農家の受取価格も、野菜について見ますと、昭和六十年度を一〇〇としますと五十年度においては七二・九、元年度においては一〇九・九とほぼペラレルになつてゐるのではないかという感じがするわけでござります。

しかし、最近年々流通コストが高くなってきております。これは一方では、その流通段階におきます品質保持のためのいろいろな施設投資をする、あるいは包装を充実させる、輸送距離が長くなる等々、コストアップの要因がもつともなところもあるわけでござりますが、これらが結果的には農家所得の確保の上で必ずしもプラスに働いておらぬというような状態もうかがわれるところであります。

したがいまして、本法案を提出するに当たりまして、私どもは、やはり食品流通のいろいろな問題を構造改善ということで正していく、それによつて流通の合理化、効率化を進めていく、したがつて、先ほど申しましたような途中段階のコストがあえていく要因に対し、これを合理化、効率化によつて、少なくともそれが結果的に消費者なり生産者にとって悪影響を及ぼさないような方向にすべきではないかという観点に立つて、これらの方策をつくったわけござります。

○御法川委員 この法案におきまして推進しようとする構造改善事業、これは品質管理施設その他の

○馬場政府委員 確かに食品流通の構造改善を行ふ中身としまして、品質保持施設等の投資を行ふこと、それが流通コストの増加につながるのではなくいかという御指摘であろうかと思ひますが、これほど明らかといえど、最近の消費者のニーズの中でも、高品質のもの、鮮度の高いものを求めるというニーズに対応する場合にそういう投資が必要であるということをございますが、あわせて同時に、この法案で考えております施策の中では、先ほど申しましたように流通経費の削減等を目指としました事業の共同化であるとか、あるいは施設の集積であるとかといふことも推進しようといふことでございまして、高品質のものを求める消費者に対する対応と価格の安定したもの求めた消費者に対する対応と、いずれも対応できるようになります。

○御法川委員 先ほど二田委員からお話をあつたわけでございますが、食品販売業者には零細業者といひますか、そういう形の方たちが非常に多くござりますが、この点についてはどうでござりますか。

いわけでございます。そういう点の配慮、これは当然必要でございますが、先ほど来消費者のニーズということで多品種あるいは高品質・鮮度といふ三つの点を述べておられるわけでございますが、確かにこの三つの点は重要でございますし、

この三つの要件が備わっておることが非常に大事であるということは、だれも異議はないところでござります。

ただ、この高品質という意味合いでござりますが、ややすれば、例えばキュウリなんかの場合、同じ長さ、同じ太さ、そういうそろったものが非常に高く売れるんだという物の考え方、これはもうニンジンにいたしましても、あるいは大根

にいたしましても、ほかのものにも言えるわけですが、

るかというと、むしろそういうなくて、卸売業者の方方が、高く売れるからそういうものを農家の人が、高くなさいますか、そういう関係者あるいは小売業者といいますか、そういう面が非常に多いのです。例えれば、キュウリが若干長さに違いがあるうとも、あるいは真っすぐじゃない、曲がっていようと、キウリそのものの味には何ら変わりないわけでござります。さらに大根にいたしましても、長さがそろわなくて、あるいは二またになつていろいろ三つまたになつていようが、大根として味は完全に変わらないわけでござります。ところが農家の人は、やはりそろつておらなければ商品価値がなかなか難しいということで、非常に難儀をしてそういうそろつたものをくろうくろうということで努力しておる、こういう現状なわけでござります。ところが、私が今言つたような考え方から、私も秋田の地方の小さな都市ではございますが、スーパーに私の考え方を実行させてみたわけでござります。曲がったままのキュウリ、あるいは二またになっておる大根、あるいはトマトなどでもいろいろ形が若干違ひはあるけれども、これをまず店に出してみなということで出させた。そうしましたら、

い、そういうことで消費者の方はそれを買っていいって、食べても味はむしろその方がうまいということで、店の先に並べたものは一番最初にそつとの方が売れしていくという結果が出ておるわけでござります。

そこで、私は、消費者に対しましてその品質といふものの意味合いをもう少し、形じやないんだということをわかつてもらひ P.R.といひますか、こういうことも大事であります。こう思うわけでございます。そうすれば農家、生産する側も、一々何十センチでなければならないというような規定にはならない形で生産できるということになれば生産もしやすい、しかもコストも安くなるといふ

関係になるわけございまして、やはりこういった本質的な物の取り組みというものを行っていくべきである。こう私は考えるわけでござります。この点についてどうお考えでありますか、ひとつお尋ねいたしたいと思います。

○馬場政府委員 おつしやるよう、本来、例え

○馬場政府委員　印旛市易につきましては、弘前市長の御意見と同様に、今後の方針につきましてどのように考えておられますか、また、今後の市場流通の改善に対しましてこの法案がどのような役割あるいは効果を発揮しようとしておるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

いたしまして環境問題あるいは地域の都市施設として多様な機能を持たせるようにして、いつたらどうかということを言つております。また、市場関係の業者の経営の健全化あるいは最新の物流システムの導入というようなことを含めて、個性と活力のある市場づくりをしていくということを基本方針にしております。

して供給する」という役割。さらには特性としては、保存性が低い商品・卸売市場の存在、「最寄り当買い」としたことから零細多数の小売店の存在などが他の商品に見られない特性であるというふうにして、さらには、食品流通を取り巻く情勢が近年大変変化をしたということで、先ほど来御答弁にもありますようなことがここでも説明をされております。これらの食品流通の機能

説明をされております。これらの食品流通の機能を十全に発揮するとともに生産と消費を適確にしないでいくことで、食品流通の重要な役割

1)それぞれの販売戦略等の視点から、大変品位基準が厳しくなってきてる、あるいは等級が細分化されているという傾向がござります。

ると、余り厳しいのは困るところで規格の緩和をする、それによつて選別作業を軽減するというような動きも出てきているわけでござります。生産者団体においても、この問題については現在

規格の簡素化に取り組んでおります。一方、消費者の方でも、おしゃられるような実際の質と関係ないようなことについて、形の上のこだわりというのではなくてはいかぬことは正しくないということについては意識ある消費者の方はわかつておられまして、そういうものを我々としても啓発していかなくてはいかぬということで、現在、野菜につきましては、都道府県を通じまして消費者と生産者との交流会の促進であるとか、あるいは実際の生産現場を体験していただくというような、野菜利用推進啓発事業というようなものを実施しておりますが、実際に

価値のある農産物の評価を消費者ができるようにしていきたいというふうに考えております。

それで、先般、ことしからの卸売市場のあり方につきまして第五次卸売市場整備基本方針というものが決まりました。これによると、

○大原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○鈴田委員 それでは、午前中に引き続きまして、食品流通の構造改善促進法案について質問させていただきたいたいと思います。

○御法川委員 次に、生鮮食品であるところの農林水産物の流通でございますが、青果物あるいは水産物等々、卸売市場を経由するものが現八〇%というふうに言われております。卸売市場が大変重要な位置を占めておるわけでございますが、この卸売市場の施設や取引のあり方につきまして改善の余地があるのじやないかという議論もよく聞きます。この卸売市場の現状及び今

ものを私どもでまとめておりまして、ここでは、生鮮食料品等の流通の中核を担う社会的なシステムとして市場は今後ともその期待にこたえていく必要があるということを基本といたしまして、市場の整備と運営についての方針を出しておりま  
す。具体的に市場のあり方としましては、特に狭隘化、老朽化しております大都市圏の中核市場の計画的な整備を推進する。同時に、市場の機能と

質疑を続行いたします。鉢呂吉雄君。  
○鉢呂吉雄君 それでは、午前中に引き続きまして、食品流通の構造改善促進法案について質問させていただきたいと思います。

この法案の提案理由の説明の中で、食品流通の役割と特性については説明をしております。すなわち、「多數存在する農林漁業者等が生産する多種多様な食品を、効率的かつ安定的に消費者に對

ながら、この法案の中におきまして、食品の流通部門での構造改善の基本方針を農水大臣が定めることになつております。これとの関係で、今言わされました基本法に当たらないということとの関連をお聞かせ願いたいと思います。

○馬場政府委員 先生おっしゃるよう、この法律の中では、食品流通の構造改善の基本的な方向を農林水産大臣が定めるということを規定してお

りますが、私、先ほど申し上げましたのは、いわゆる法律のあり方として、例えば農林水産省においては、政策のあり方を示す法律、というの持つておられます。しかし、そういうものとの比較において、この法律は基本法という性格ではないというふうに申し上げたわけでございます。

○鈴呂委員 今回の立法措置によって、いわゆる食品流通の全体の構造改善の方向、これは基本方針で立たられるというふうになつておるわけなのですけれども、そうなつた場合に、既存の流通の存立基盤、あるいはまた卸売市場のあり方についてこの法案はどういう関係にあるのか、あるいはまた、この法案がこれからについてどのような運営をしていくのか、既存の流通経路、あるいはまた卸売市場のあり方についてどのような運用をされていくことになるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○馬場政府委員 この法律は、先ほど申しましたように、食品流通部門の構造改善を促進するための措置を定めまして、それを行うことによりまして、食品に係ります流通機構の合理化なり流通機能の高度化を図るということを定めておるものでござります。

したがいまして、食品の流通部門、さまざまなものを持っていますが、それらに対してもどういう形でその構造の改善を図っていくかということが四つの事業においてとらえておりまして、それがそれぞれの意味を持つていてるわけでございますが、一つは、生産と販売をつなげていく生産販売提携事業というのがござります。この場合には、流通のあり方としては、生産者から小売までをつないでいくという形でござりますので、各段階ごとにいうよりは一貫したものであります。また、卸売市場の機能の高度化ということを行います事業におきましては、卸売市場の中の機能を強化するということでございますから、これは卸売

段階の、殊に市場内の問題ということにならうかと思ひます。それから、食品の販売事業の近代化の事業であります、これはどちらかといいますと卸売業者あるいは小売業者の皆さん方の流通の効率化、合理化ということを中心とした目的とするものでございますから、卸売段階、小売段階の業務に携わる方々の効率化、合理化という点から施策かと思ひます。また、食品商業集積施設の整備事業でございますが、これは小売段階におきます個別の八百屋さん、魚屋さんというような商店の方々が一ヵ所に集まって集積によるメリットを生み出そぞうといふものでございますので、小売段階の施策、こういうふうに四つの事業、それぞれの状態をとらえましてその構造改善を図るようにしているものでございます。

○鈴昌委員 ただいまの局長の御答弁は、今の四つの事業に限定するかのようだ、その中身を私は聞いているわけではありませんで、構造改善の基本方針といふものを定めるといった中でそれは二番目に述べておりますけれども、それ以外に「食品药品の流通部門の構造改善の基本的な方向」あるいはまた「一般消費者の利益の増進、農林漁業の振興その他の食品药品の流通部門の構造改善に際し配慮すべき重要事項」これらをきちんとどうたつておるわけでありますから、それらを踏まえたときに、既存の流通経路あるいは状態、そしてまた卸売市場のあり方等に対してもこの基本方針といふものはどういった位置にあるのかということを私は聞いていますつもりなのですけれども、お答え願いたいと思います。

○近藤国務大臣 基本方針について盛り込むべき事項は、「食品药品の流通部門の構造改善の基本的な方向」として、生産と流通の連携強化、卸売市場の機能の高度化なり販売業務の共同化、品質保持施設、食品药品の集積施設の整備等を通じた食品药品流通機構の合理化のあり方や食品药品流通機能の高度化のあり方等、食品药品の流通部門の構造改善を進めるに当たって基本的な方向について、食品药品流通の実態や食品药品の消費、供給事情等を踏まえて記述をい

たしたいと考えておるわけであります。また、「事業の実施に関する基本的な事項」は、各事業の目標や事業内容、事業実施に当たっての留意すべき事項として、各流通段階を通じて一體的な推進等を留意をして記述をいたしたいと予定をいたしておるわけであります。そのようなものを持げてに当たりまして、「食品の流通部門の構造改善の促進に関する重要事項」として、食品の流通部門の構造改善の促進に関する、今申し上げた以外の重要な事項にあつて、例えば取引関係の改善、表示の適正化等についても記述をいたしたい、こう考えておるわけであります。

○鈴呂委員 私は、局長がまさに四つの事業について、それを主体としてというよろしい感じに先ほどお聞きました。さらには政策のあり方、いわゆる基本法でないという冒頭の御答弁もありました。先ほど私が言いましたように、抽象的にはそのようないくつかの方向、あるいはまた一般消費者の利益の増進等々のことは基本方針では述べると、今大臣からも、取引改善の方向等についてこの基本方針で考えていくといふような御答弁もありましたけれども、若干この構造改善促進法案の性格といいますか方向づけるものが非常にあいまいといふか、私も随分中身を見てみたのですけれども、食品流通の現状認識あるいはまた食品流通の改善方向の基本の方針、これについて御答弁をお願いしたいというふうに思います。

○近藤国務大臣 先生御指摘のような点については、構造改善についての促進をするという趣旨で出されておるわけでありますけれども、もちろん基本方針であろうと生産から流通、消費に至るまでの基本的な方針、これについて御答弁をお願いし

で連係があるわけではありませんから、そういう意味合いでかかわり合いを持っているという法律であります。内的には金融なりあるいは税制なりで支援をしていくことになると、施設的にウエートがあるというふうに考えられてもいたし方ない部分があろうかと思います。

一つは、今先生、市場における取引方法その他についての問題がこの法律からは見えないではないかというようなことではないのかなという受けとめ方をさせていただいておるわけであります。が、当面この法律は、構造改善を促進するという意味合いを重点にして提出をさせていただいておるわけでございますので、この法律から、現状は非常に消費者ニーズが多様化したり高度化を求めておる、そういう段階で消費者物価の上昇機運というものが、労働力不足であつたり合理化がおくれておつたり、そういう分野にわたつて一つの構造改善をしていきたいということのねらいが中心になつておるわけでございまして、取引関係につきましては、私がやや今日懸念をしておりますことは、市場外流通がどのような形で進んでいるかというようなことを考えるときに、市場のあり方というものは真剣に考えていかないと、これから傾向として、家庭消費から加工、外食消費というような大量消費という形が進んでおる今日の現状で、卸売市場という立場での魅力を持たせていく、そしてまた、当面そういう関係では老朽化したり労働力不足によつてくる取引上のコストの高まりが消費者物価にはね返つたり、あるいはそれを生産者にしづ寄せが行くようなことをまず解決をしたい、実はこれがこの法案の主な趣旨として受けとめていただいていいのではないか、こう思つておるわけであります。

細小売の構造改善に資するには大変遅きに失した  
という意味かもわかりませんけれども、私は、現  
状の食品流通全体を考えたときに、まさにその流  
通を根本的に改善していくためにも、この法案が  
食品流通の基本法としての性格を持つてこれから  
対処すべきだというふうに思ったのですから聞  
いたわけですから、とりあえずは構造改善と  
いうことにして進むんだと。しかし私は、基本方  
針というものをこの中にうたつていい限りは、や  
はり食品流通全体を問い合わせ法案であらねばなら  
ないし、その基本方針であろうというふうに思う  
わけであります。

実はことしの四月十二日に経済企画庁に設置をされております流通問題研究会が第八次の流通問題研究会報告を示したところでございます。これは流通全体の話でありますけれども、この流通全体と食品流通とのかかわりについてお聞きをしていただきたいと考へておきます。

この我が国の流通全体の政策対応、経済企画庁の示したこの対応、考え方について、農水省としでは、「一つは我が国の流通機構が国際化、情報化それから消費の多様化、高度化の中で大きな変革の過程にある、もう一つは、内外価格差の存在など日本の流通機構に対する内外の批判が集中している、このような背景から、国内からは国民生活の豊かさを求める声、さらには海外からは流通市場の閉鎖性に対する開放要求などの対応が迫られているといふうに、この背景と対応を述べた上で、特に検討すべき政策の対応といふ中で、「流通機構改革のための対応策」では、一つは「競争条件の整備及び流通機構の公正・透明性の確保」、それから「流通システムの多元化」「消費者への情報提供と消費者の購買行動の再点検」、それから最後に「流通を巡る環境の整備」、この四つの対応が我が国の流通に対する方向、政策として必要なんだといふように述べておるわけであります。

て食品流通との関連でどのように考へるか、御弁をお願いしたいと思います。

○黒場政府委員 先生おっしゃいますように、経済企画庁において先般、日本の流通全体についての現状と問題の指摘があつたわけですが、ますますが、私ども所管しております食品の流通問題について見ますと、そこで一般的に言われているものに加えまして、さらに食品であるゆえの特性というものが存在していると思うわけでござります。

御案内のとおり、我が国の食品の流通機構は八百屋、果物屋、魚屋、肉屋というような生鮮食品を中心いて、それぞれ業種別に比較的明確な流通ルートが確立されておりました。そして消費者の新鮮なものを望む、あるいは毎日最寄りで当用買いたをするというような購買行動に対応いたしまして零細で多数の小売店が存在している。これはほかの業の小売業に比べますと、例えば同じ百平方キロに存在する店の数からいっても非常に多くござります。そういう食品流通の特殊性がさらにあるわけであります。したがいまして、経済企画庁の方で言つております問題の中で、例えば外国との関係での流通機構の改善あるいは透明性というような問題もこの食品流通にも当然当てはまるわけでございますが、まず、この食品の特殊性、食品の流通を担っている流通機構の特殊性というものに着目して、これの構造の改善を図る必要があるうういうのが我々の問題意識でござります。

○鈴呂委員 中身で述べておることに次に触れますが、それとも、先ほど言いました競争条件の整備あるいは流通機構の公正、透明さの中での制度や慣行などの流通機構のルールの見直しが必要である。それで、具体的に言つておるのであります。それとも、食糧管理法による販売業者許可制についても、規制要件を最小限にしていくことを求めております。

さて、今回の構造改革促進法案は、食品についての規定を第二条としておりますけれども、「食品」とは、飲食料品（花火を含む）のうち菓子事法に規定する医薬品及び医薬部外品以外のもの」

とするということです。けれども、いわゆる食生活規制する、第二条で規定する米、麦あるいはそなへに類する政令で定めるものでしたか、それとも、ついてもこの法案の中に含まれるのか、食品の中にも含まれるのか。さらには、この経営企划が求めました米の販売業者の許可制の最小限での規制緩和、これらについてどのように農水省としてお考えになつておるのか、御答弁願いたいと思いまして、文言といたしましては、お尋ねの食糧管理法に基づきます主要食糧、これも含まれることになります。法文に書いてござりますように、「飲食料品（花きを含む）」のうちの医事法に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。」というふうに定義しております。したがいまして、文言といたしましては、お尋ねの食糧管理法に基づきます主要食糧、これも含まれることになります。たゞ、じやここでなぜ「花きを含む。」花を含むと書いたかということを申し上げますと、花も農業者によって生産されまして卸売市場を経由して流通するのがあります。また、花を売っている小売店、花屋さんも零細、多数のものが多いということを、生産、流通、消費の構造等が他の食品の生産、流通、消費構造と同質のものだというふうなことで、食品ではありませんが、花を含むといふように含めたものであります。また、医事法に規定します医薬品及び医薬部外品を除いたのは、これらの生産、流通、消費構造が食品と異なるということで除いたわけござります。

○鈴木委員 次に、この報告においては「商慣行の見直し」ということを言つておられます。特に食料品にも当てはまります多頻度小口配送について、コストアップになるということを明確に言つております。このように述べておるのですが、発注から配送まで一貫した情報と物流システムが必要であり、発注の早期化、輸送の共同化、情報ネットワーク化の推進が必要である。同時に、商品特性に応じた合理的な配送頻度の設定が必要であり、コスト増をもたらす行き過ぎた多頻度配送は抑制すべきと提言をしておるのであります。私もこの関係がありましたから、地元のいわゆる総菜といいますか、お弁当屋さんの製造メーカーにお伺いしたのですけれども、今はもう一日に四回も配送しなければならない、二十四時間で製造をしているそうです。そんなことで大変行き過ぎた多頻度配送といいますか、そのことが行われておる。これらについては農水省としてどんな考え方をしておるのか、御答弁を願いたいと思います。

○馬場政府委員 御指摘の多頻度・少量・指定時配達というのは、最近非常に大きな問題になつてきていることは十分承知しているわけでございます。これら流通の取引のあり方につきましては、いわゆる取引慣行問題ということで特に最近大きな問題である。また、我が国の経済の国際化の進展の中でもこういうものが一つの参入障害になつてゐるというような指摘までなされているということがあります。

私ども、現在関係業界等から昨年来ヒアリング等をいたしておりまして、納入業者に対しても量販店等非常に有力な小売業者等が、自分のところの在庫コストあるいは管理コストの削減のために多頻度、小口の指定時配達を要求するというようなこと、あるいは消費者の鮮度志向を背景とはいい、

ながら、法令内規則の範囲を越えて、特に製造年月日とか賞味期限等の表示を求める問題であるとかいうようなことが行われますと、流通コストの上昇あるいは都市交通の一層の混雑化等にまで影響を及ぼすということで、この取引慣行については是正をする必要があるのでないかというふうに考えております。

料を安定的に確保するためにどのような政策の重要性があるか二つ挙げろということに対しては、やはり、国内で生産できるものについては、生産性の向上を図りつつ、できるだけ国内で生産をこれが七三%の方もおるわけであります。圧倒的に多いのです。

は、安全性だとか価格の関係を重視して、まる婆が

二十一

あらわれておるわけありますけれども、このよ  
うな消費の問題に関する最終消費者の利益とい  
ますか一般消費者の利益、あるいは消費者の権  
利、消費者の意見が反映される、そのことは大変

その中では、「価格が多少高くて、新鮮、良質なものであれば購入する」という購買行動をとっている方が七〇・六%あるという数字が出ております。あるいは、自分が今、日本の食生活で

大切であるというふうに思うわけであります。例えば、先ほどの経済企画庁の報告においても、「流通の望ましい姿」という一項目がありまして、「流通の好ましい姿を考える視点は、「消費者利益の増進」に行きつく」、そういうふうにはつなげて、「消費者の利益に適合し、それを高めていくための流通のあり方とはなにかを追求することが大切である。「安全を求める権利」、「知る権利」、「選ぶ権利」、「意見を反映させる権利」といった消費者の基本権利を基礎に「消費者の利益に結びつけての流通の役割を、あるいは流通の合理化を考えるべきであるというふうにはつなげておきます。この考え方について農水省がお答えをしてはどうのようにお考へになるのか、お答えをいただきたい。

同時に、食品流通問題の研究会、これも流通局の中になります、あるいはまた農水大臣が定めております卸売市場審議会の委員に消費者代表が参画をしておるかどうか、これについてもお聞きを

いじことどいう中で、割高感はあるが、良質、多様な食品が手に入るといふことがいいと言つていいのが五一・一%あるというのと同じ調査の中にあるわけでございまして、私ども先般申し上げてゐる消費者の良品質志向といふのは、やはりかなりの国民の方に支持されているのじゃないか、というふうに思つております。私どもとしては、そういう点を踏まえて今回の施策の立案に当たつておるわけでございます。

同時に、食品流通問題の研究会、これも流通局の中にはあります、あるいはまた農水大臣が定めております卸売市場審議会の委員に消費者代表が参加をしておるかどうか、これについてもお聞きをします。

そこで、例えば審議会等において消費者の代表の流通に関しては極力効率化なり、あるいは消費者にもわかるようにするということは心がけてまいりたいと思っている次第でございます。

さらには、今回、構造改善促進にかかる審議会を設けることになつておりますけれども、十五人程度というふうになつておりますが、この構成についてはどのようにお考えにあるのか。私は生産者あるいは流通業者、消費者、そして学識経

はどうなっているんだという具体的なお尋ねがございましたが、昨年検討してもらいました食品流通問題研究会、これは十七名の委員の方に委嘱しておりますが、そのうち消費者代表に一名入っていただいております。また、従来からの御売市場

験者といった四分野からの均衡ある構成にすべき

審議会におまかして、委員十名であります。

と思ひますけれども、この点に対するお考えをお

その中にも一人消費者の方が入っていただいてお

聞きたいしたいというふうに考えます。

ります。

○黒場政府委員 最初に、先生は總理府の広報室

な点、この法律が成立いたしまして新たに卸売

から発表された「食生活・農村の改善に関する世論調査」でお触れになりましたが、先生はお

市場審議会が発展的に食品流通審議会にかけて当該消費者の意見と又

触れになりませんでしたが、あの調査の中で、消

映させるという立場か、消費者の立場に立つ方

費者の食料品についての意識の中で、例えば食料

に委員になつてもらうといふ方向で検討してまい

品を購入する際の行動というのを調べたデータが

りたいと思います。

第一類第八号

なお、他の委員構成等につきまして、これは法案が成立した後で検討することござりますが、食品の流通、多方面にわたっておりますので、それぞれのことについて造詣の深い、またはその立場を理解される方を委員にお願いをして、これからうに考えております。

○鈴邑委員 確かに、高品質のものは多少価格が高くなることは述べております。ただし、その後の質問については局長は言わなかつたのですけれども、「価格が多少高くても便利で手間のかからないものであれば購入する」これに対しては、そうしないという方は五〇%、女性の方で五五%、必ずしも、便利で手間のかからないものを購入するという消費志向にはなつておらないということ、あるいは、「価格が多少高くても、包装、外観のよいものであれば購入する」という設問に対しても、そうしないという方が七七・五%おるわけであります。

私が言っているのは、高品質はいいと思ひますけれども、先ほど言いましたような賞味期限とかそういう過剰なお仕着せというか、流通上でつくられたものといふのは価格に転嫁をするわけですから、これらについては消費者の意向が十分反映されるようなものにすべきであるというふうに述べたつもりであります。

○馬場政府委員 現在卸売市場審議会の委員をしておられる方は、生活評論家という形になつておる女性の方でございます。

○鈴邑委員 生活評論家といふのは消費者の代表と言えるかどうか、私は甚だ疑問である。消費者の代表といふのは、それなりの組織的なものといふことを私は言つているわけですから、きちんとそういうふうなものを充てるべきである。このことは、これからつくれる審議会においても、先ほど言いましたけれども、十五名ということですから、入れるということはわかりましたけれども

も、四分野から均等ぐらいの、三ないし四名入れるぐらいの気持ちで当たつていただきたい。そのことは、私は先ほどから言っておりますように、流通に関しては消費者の考え方といふのは見えてこそない。今回の法案についても、産地と小売までは言つておりますけれども、産地と消費者を結びつけるビションについてはないわけでありますから、そういった点で消費者の考え方を取り入れるべきであります。

先ほど言いました経済企画庁の報告におきまし

ても、このように述べておるわけでございます。

○鈴邑委員

消費者への情報提供と消費者の購買行動の再点検

については、結局そのコストが商品価格に転嫁されて、消費者自身が負担することとなることを認識しなけれ

ばならない。「過剰包装によるごみ処理、多頻度配

送による交通混雑」というものは、言つてみれば最

終的には社会的なコストになるという意味では

組みが必要である。このように述べておるわけ

であります。

これまでの食品流通の最大の欠点は、消費者の

考え方なり顔が見えておらない、その中で流通だけ

が非常に過剰に膨らんでいくということに最大の

原因があるのです。そのことに手をつけずして、

食品流通の合理化なり効率化はあり得ないと私は

思つてあります。この点に対する基本的な

考え方をお伺いしたいと思います。

○馬場政府委員 食品の流通は、当然のことです

が、生産者がつくりたものを消費者につ

けています。

○鈴邑委員

生活評論家といふのは消費者の代表

と言えるかどうか、私は甚だ疑問である。消費者

の代表といふのは、それなりの組織的なものとい

ふることを私は言つているわけですから、きちんと

なげる仕事でございます。そこで、流通に携わる

者たちは、

どうい

うふうなものを充てるべきである。このこ

とは、これからつくれる審議会においても、先

ほど言いましたけれども、十五名ということです

から、入れるということはわかりましたけれども

けでございますが、そろはいつても、流通業のあ

り方として一般消費者のこととを常に念頭に置くべきだという御主張、そのとおりでございます。

そこで、今回の法律におきましても、法律の第

一条の「目的」のところに「食品に係る流通機構

の合理化と流通機能の高度化を図り、あわせて一

般消費者の利益の増進と農林漁業の振興に資する

こと」ということを書かせていただいたいるわけ

でございますし、また、三条の「基本方針」のと

ころでも「構造改善に際し配慮すべき重要事項」

として「一般消費者の利益の増進」ということを

うたつております。さらに、四条の「構造改善計

画の認定」の基準でも「一般消費者の利益の増

進」への寄与ということが認定の際の基準に盛り

込まれるべきということにしておりまして、今回

のこの法案の作成に際しましても、一般消費者の

利益の増進を踏まえて行つたつもりでございま

す。

○鈴邑委員

それは言葉では述べておりますけれ

ども、消費者といふものの考え方なり消費者の代

表としてのものがきちんと食品流通の構造改善の

さまざまな行為にかかわってくるという姿をぜひ

とついただいたいというふうに考えておりま

す。

○鈴邑委員

まだ関連もありますけれども、次に進みます。

野菜における生産環境の変化ということをごさ

います。

野菜はことしの冬大変高値が続いて、この原因

は天候不順だというふうに言つておられます。し

かしながら、最近、野菜の生産についても構造的な

問題があるのでないかというふうに言つてお

るわけであります。特に農水省の野菜振興課が、

平成三年二月の野菜研究会報告書によれば、この

ようなアンケート調査並びに報告をしておりま

す。

露地野菜販売農家については、昭和五十年から

六十年まで九十万八千戸から七十九万戸、約十

万戸程度激減をしております。さらに、一九九〇

年の農業センサスにおいては、六十年から平成二

年までの間に一六%減少しておるということで、

野菜を生産する農家が激減をしておるという状況

でございます。

アンケート調査によれば、現在あるいは将来に

おいても野菜生産において問題が大きいといふ

うに答えた野菜農家が九七%、ほとんど一〇〇%

に達しておる。この理由については、高齢化、後

継者不足、労働力不足を挙げておるわけであります。

野菜を生産する農家が激減をしておるという状況

でございます。

意欲の低下についてもこの報告書は、今後二

年三年のうちにやめたい、あるいは野菜の面積を減

少したいと答える農家は三〇%にも上つておると

いうことで、特に労働事情の深刻化が問題であ

る、長時間労働が避けられておらない、昭和五十

年代に比べても野菜農家の十アール当たりの労働

時間はほとんど減つておらないというふうに言つ

ております。特に収穫、調製作業にかかる時間が

多くて、品目によってかなりの労働時間を要して

おる、腰痛などを訴える農家が多くて、過重な労

働環境とか雇用労働費の割合が高くなつておると

いうことで、他産業との関連で雇用労働力の確保

が困難になつておるということも述べております。

野菜を生産する農家が多くて、過重な労

働環境とか雇用労働費の割合が高くなつておると

過剰な高付加価値化といいますか、先ほどと共通しますけれども、このような状況を政府としてどのようにお考えになつておるのか。あるいはまた、このような流通の過剰さが今後も続くとすれば産地は成り立ついかなくなるのではないか。先ほど言った野菜の生産の長期見通しにおける達成は甚だ困難であるというふうに思われますけれども、その辺の考え方についてお聞きをいたしました。

私も経験があるのですけれども、野菜についてほんんどが卸売市場関係者、せいぜいいつても小売との情報交換がある程度であります。この報告においても、消費者との直接交流あるいはまた小売店との情報交換がほとんどないというふうに調査結果は述べておりますし、私もそのとおりであると思つております。

先ほど来、消費ニーズが個性化、多様化あるいは多品目少量販売といったことが何か当然のことのように述べられておりますけれども、しかしこのことは、産地においては既に限界点に達しております。ふうに思われるわけでありまして、政府のこれに対する考え方、対応の仕方をお聞きいたしたいと考えます。

あわせて、先ほど流通局長の御説明では、都道府県ごとに生産者と消費者をつなぐ利用啓発事業を行つておるというやうに述べられたわけでありますけれども、私は、生産者、消費者のみの利用啓発事業ではだめだ、むしろもつと流通業界と、三者を巻き込んだ方がかりな、農水省もきちんと入つたものに基づくなければこの構造は直つていかない。私は、そこに野菜流通の構造改善促進を図る基本的なものがあるだらうといふうに思うわけでありますし、単に上物と申します。

それから、生産者と消費者の交流の場、これは

と、特に最近におきます産地の労働力不足、高齢化の問題、かなり将来の生産についてこれは難しい問題であるなと思っておりまして、これに対しまして申しませんが、政策といたしましては、やはり生産活動の軽作業化あるいは省力化といいと考えております。

私は経験があるのですけれども、野菜についてほんんどが卸売市場関係者、せいぜいいつても小売との情報交換がある程度であります。この報告においても、消費者との直接交流あるいはまた小売店との情報交換がほとんどないというふうに調査結果は述べておりますし、私もそのとおりであると思つております。

先ほど来、消費ニーズが個性化、多様化あるいは多品目少量販売といったことが何か当然のことのように述べられておりますけれども、しかしこのことは、産地においては既に限界点に達しております。ふうに思われるわけでありまして、政府のこれに対する考え方、対応の仕方をお聞きいたしたいと考えます。

あわせて、先ほど流通局長の御説明では、都道府県ごとに生産者と消費者をつなぐ利用啓発事業を行つておるというやうに述べられたわけでありますけれども、私は、生産者、消費者のみの利用啓発事業ではだめだ、むしろもつと流通業界と、三者を巻き込んだ方がかりな、農水省もきちんと入つたものを基本的にくらなければこの構造は直つていかない。私は、そこに野菜流通の構造改善促進を図る基本的なものがあるだらうといふうに思うわけでありますし、単に上物と申します。

それから、生産者と消費者の交流の場、これは

通については、私ども、今おっしゃられましたような問題も踏まえて取り組んでまいりたいと思つております。

○鉢呂委員 野菜食品流通のこれまで手をつけられなかつた理由はまさにそこにあると思ひます。

農水省は、指導とかそういうことでは、このつくられたといいますか、過剰な規格だとそういう

ものについてのきちんとした整理がなかなかいか

ずに、これはもう販売、商品作物ですからそな

るのは当たり前であります、そこをきちんとした整

理するのが今この食品流通に、特に生鮮食料品に

問われておる最大のことではないかといふうに

私ども思うわけで、單に商業として局長は述べる

のじやなくて、もっと構造改善促進法の基本的な

方針の中で明確な方向性を農水省としてとるべき

であるというふうに強く訴えておきたいわけであ

ります。

そこで、第五次卸売市場整備基本方針が過日、四月二日に農水大臣によつて公表されたところでだけではございませんで、包装規格等も含めましてそういう問題について、これまでの生産地あるいは流通業者それぞれの販売戦略から非常に細かくなつてしまつたり厳密になつてきたものについてむしろ緩和する方向で進めていくべきではなからうかと思つておりますし、生産者団体におきましてもその検討に今着手しているところでありますけれども、青果物の場合ですけれども、例えば中央卸売市場については六万五千トンの扱い、地方卸売市場については一万吨以上と、非常に大型化を促進していることでもありますけれども、その理由についてお伺いしたいわけでありますし、地方卸売市場についても、地方卸売市場に至らないものについては合併促進を図つておるところであります。それらについての考え方をお聞かせ願いたいと考えます。

同時に、取引等の合理化の基本的な事項についても、公正かつ安定的な取引の推進に配慮する、あるいはまた、適正な競争秩序の保持に努めるということを冒頭うたいながらも、しかしながら四つの中では、各市場の実態を反映した取引ルールの確立ですとか、予約相対取引の改善あるいは特定物品の拡大など相対取引の導入を示唆しております。時間があれませんので簡略に質問しますけれども、卸売市場法においては、基本原則として、公正かつ安定的な取引があります。中央卸売市場につきましては、この基本方針におきましては、どちらかといいますと大都市におきます狭隘化、老朽化した市場を中心に整備をすることを施設の整備としては言つております。一方、地方卸売市場につきましては、これは

重要な任務であります。したがいまして、例外規定を拡大解釈することによって新しい取引ルールを導入することはできないと思われます。これはあくまでも例外規定でありますから、法改正を求めて行うのが当然であると思われますけれども、そのことについてのお考えをお聞かせ願いたいと考えます。

○鉢呂委員 野菜食品流通のこれまで手をつけられなかつた理由はまさにそこにあると思ひます。

農水省は、指導とかそういうことでは、このつくられたといいますか、過剰な規格だとそういう

ものについてのきちんとした整理がなかなかいか

ずに、これはもう販売、商品作物ですからそな

るのは当たり前であります、そこをきちんとした整

理するのが今この食品流通に、特に生鮮食料品に

問われておる最大のことではないかといふうに

私ども思うわけで、單に商業として局長は述べる

のじやなくて、もっと構造改善促進法の基本的な

方針の中で明確な方向性を農水省としてとるべき

であるというふうに強く訴えておきたいわけであ

ります。

そこで、第五次卸売市場整備基本方針が過日、四月二日に農水大臣によつて公表されたところでだけではございませんで、包装規格等も含めましてそういう問題について、これまでの生産地あるいは流通業者それぞれの販売戦略から非常に細かくなつてしまつたり厳密になつてきたものについてむしろ緩和する方向で進めていくべきではなからうかと思つておりますし、生産者団体におきましてもその検討に今着手しているところでありますけれども、青果物の場合ですけれども、例えば中央卸売市場については六万五千トンの扱い、地方卸売市場については一万吨以上と、非常に大型化を促進していることでもありますけれども、その理由についてお伺いしたいわけでありますし、地方卸売市場についても、地方卸売市場に至らないものについては合併促進を図つておるところであります。それらについての考え方をお聞かせ願いたいと考えます。

同時に、取引等の合理化の基本的な事項についても、公正かつ安定的な取引の推進に配慮する、あるいはまた、適正な競争秩序の保持に努めるということを冒頭うたいながらも、しかしながら四つの中では、各市場の実態を反映した取引ルールの確立ですとか、予約相対取引の改善あるいは特定物品の拡大など相対取引の導入を示唆しております。時間があれませんので簡略に質問しますけれども、卸売市場法においては、基本原則として、公正かつ安定的な取引があります。中央卸売市場につきましては、この基本方針におきましては、どちらかといいますと大都市におきます狭隘化、老朽化した市場を中心に整備をすることを施設の整備としては言つております。一方、地方卸売市場につきましては、これは

数が非常に多くございます。地方にあります卸売

また、その取引のあり方につきまして、先生のおっしゃるようすに卸売市場法におきましては、まるで取引のルール、基本原則がありまして、例外的なものを認めるという形になつております。例えども言いますと、集荷の方法は、原則は委託集荷である、例外が買い付け集荷である。販売方法は競り、入札が原則である、相対とか定額売りとかいふのは例外であるということを言つております。ただ、これも現在行われている市場におきます取引を見ますと、従来予想もしなかつたような形で、例えば量販店が卸売市場の荷を欲しい。そうすると、先生も御指摘のように、従来は、例えば船が出てしまふから競る時間に間に合わないといふものについて特にあらかじめ持つていいといふ、というような取引、先取りを認めておったものが、今はそういうことではないけれども、量販店においては早く物が欲しい、あるいは一定量が欲しいということで持つていくというような実態があるわけであります。これが経済実態であるものですから、ほつておけば崩れてしまうということですで、先ほど先生も述べられましたように、取引のルールについてその状況の変化を見ながら決めなければいかぬということを言っておるわけであります。

具体的には、これは運用として政省令であるとか開設者の条例等にゆだねられている分野でござりますので、法改正をしなくともできるわけでござります。

いずれにしても、例外的ルールは例外としてのルールでございますから、原則との関係でどういう形にするかというのが重要でございまして、そのルールを決め、あるいは遵守することにつきましては、関係者の合意形成を図つていかなければ

○鉢呂委員 時間が来ましたので、質問したいことは残りませんでしたけれども、卸売市場のこのようないくつかの例外規定の拡大は、公正な競争を阻止する可能性がある強いという意味では開設者の協議会にゆだねた建前ではなくして、やはり法整備をきちんとするのが建前であると考えられます。あくまでも取引価格の公正さを卸売市場は求めていくのでありますから、その点について、十分法整備について御検討を願いたいと考えます。

あと有機農産物等についての御質問を予定しておったのですけれども、次回に回したいと思います。大変申しわけございません。

終わります。

○大原委員長 目黒吉之助君

○目黒委員 引き続いて、食品流通改善促進法について質問いたします。

この法律は、食品流通問題研究会等々の議を経て成案になったわけになりますが、現在、商工委員会で特定施設整備法が審議されており、それが通らないと一部施行でできないという状況下にもあるようございます。その辺は十分に委員会としてても見守つていかなければならぬと思っておるわけであります。

この法律は、既に議論がございましたように、食品流通構造の改善を促進する措置を講じて、機構の合理化と機能の高度化を図り、消費者の利益を増進させるとともに、農林漁業の振興を図るということを目的としたとしておるところであります。この目的を達成するために、食品生産販売事業、卸売市場機能の高度化事業、食品販売近代化事業、食品商業集積施設整備事業の四つの事業を農林大臣が食品流通審議会の意見を聞いて定めます。この方針に沿って実施することにより、以下申し上げる七つの当面する課題に対処していくことが主要な目的になつておるようだございま

当面する課題の七つのうちの一つは、多品種大量消費、量から質を重視した消費者ニーズの変化に対応できるようになりますこと、二つ目は卸売業者による商業集積施設の都市施設としての機能を充実させること、三つ目は食文化サービス機能を充実させること、四つ目は農産物の輸入自由化に対応する国農水産物の販路を拡大する、五つ目は内外価格差を是正する、六つ目は大店法の規制緩和による中小商店対策を講じること、七つ目は生活必需品社会資本の整備を図ることなどを主要な施策として、これからやっていこうということのようになります。

以上の点を踏まえまして、以下、幾つかお伺いしていきたいと思います。

本法の主要な目的を一口に申し上げますなれば、当面する七つの課題に対処するため一定の基本方針、私はこれは一定の計画と言つてもいいと思うのですが、基本方針のもとに流通や商業の活動を一定の方向に誘導する、こういう内容だと理解するのですが、このよろづな理解で間違いございませんか。

○馬場政府委員 ただいま先生が七点ほどおっしゃられましたのは、私ども現在の食品流通を取り巻く内的な要因、外的な要因ということで申し上げておったものだと思いますが、そういういろいろな情勢の中で、国の法制度としてこの食品流通をどうやって改善していくべきかというのが、この法案の抱えますテーマでございまして、それなりに、食品の流通はある程度やるやり方といたしましては、事業者の立場はあまりでも事業者が自己の事業としてやっておるわけですが、このままにしておるわざでございますから、これをいい方向に、あるいは今当面している問題を解決する方向に促進していく、助成をしていくことが必要かと思っています。

そういう意味では、今先生のおっしゃられましたように、私ども食品流通の構造をえていく方向というのを今の四つの事業に形としてあらわしまして、それに取り組まれる事業の方々に対しても

○日高委員 ちょっと、質問にきちっと答えてください。

将来の食品流通構造のあるべき姿は大臣が定める基本方針におおむね方向が示されておつて、その方向に向のつとった事業に対して助成するわけですから、この法律はいわゆる食品流通構造の誘導法である、こういうことが中心なのじやないですか。これはイエスかノーカでいいのですよ。

○馬場政府委員 お尋ねの点で言いますと、基本方針に沿つて事業を行つものに助成をしていくと、いうものでござります。

○日高委員 ですから、午前中来議論がございましたように、市場法の網の中には当面手を入れないで構造改善をしていく、いくついては事業をここにして一定の将来像に誘導するということですので、この点がどうも最初、構造改善事業という法の改名をねらつておりますから、どなたも一定の不合理な部分を削除し、あるいは合理化し簡素化していくのだろうというふうに理解をしたのですが、当面は直接それに手をつけることというよりも将来像に向かつて誘導していくというのが中身のようでありますので、特にここは確認をしておきたいということで御質問しておるわけであります。

大臣、構造誘導といるのは何もこれが初めてじゃないわけでありますし、農業構造改善政策で誘導するとか、あるいはまた繊維産業構造改善とかで繊維産業を誘導するとかというのが過去に幾つかございましたね。こういういわば誘導的な施策というのはある程度彈力性を持たせないと、途中で経済情勢の変化や社会情勢の変化に的確に対応しえれない部分が出てくるのですから、この辺については十分に配慮していただかなければいけないのでじやないか。特に大臣、専門の農業構造なんかにつきましては、基本法のもとにおいて出発したわけですけれども、地価が高騰したり外国農産物がどつと入ってきたりしまして、構造政策

をきらうと推進するのに非常に障害になつておる  
わけですね。そういう社会情勢や経済情勢の変化  
で特にこの部分というものは影響が大きいわけで  
すから、私はやはりある程度彈力的な定め方が必  
要なんじやないかと思うのですから、「一言申し  
上げておきたいと思っておるところでございま  
す。

てどうに受けとめておられますか。

てどのように受けとめておられますか。  
○近藤国務大臣 お答えいたします。

で、余りはつきりしたことは申し上げられませんが、我々としては、できれば二十億円前後の金を持った団体になれば仕事が円滑にできるのじやないかなという感じは持っております。

○目黒委員 次に、この財團の目的は、文字になぞらえますと大体どんなふうになりますでしょうか。本法の目的に基づく目的だらうと思うのです

○馬場政府委員　この機構が事業参加をする場合はどういう場合かということを想定しますと、事業者が主として事業をやるわけでございますが、事業者間だけではなかなかやれないという場合に、共同事業者に参加してくれといふような申請があつた場合に参加でできるようにしたいと思っているわけではございませんが、参加に際して負担している

す。 ちよと時間が足りないようと思われますので、質問の順序を少し変えさせていただきます。  
今申し上げました事業あるいは目標に向かってこれからアクションを起こすわけでありますけれども、この事業を推進するに当たって、既に説明がありましたように財團法人食品流通構造改善機構というのをつくり、そしてマニアルの作成やら債務保証、それから事業への参加、それから地域特産品の流通、消費の増進、調査研究等々を行ふ、こういうことになつておるようでございま

にという形であくまで民間法人としてやつていただくことにしてあるわけでございまして、少なくともこの機構ができたら高級官僚というようなものが天下りをするというようなことは全く考えておりませんし、少なくとも、私が何年保証で生きるかわかりませんけれども、そういう趣旨でつくられたのではないということだけは御理解をいただきたいと思うわけでございます。

ただ、既に三十年前事務次官をやられた方がここにおられるわけでありますから、この機構ができると高級官僚が増員をするというような形での

○馬場政府委員　この法律におきましても、十一  
条におきまして「農林水産大臣は、食品の流通部  
門の構造改善を促進することを目的として設立さ  
れた民法第三十四条の法人であつて」と書いて  
ございまして、この法人ができます場合には当然  
そういうことを目的とするものと思つておりま  
す。

○日暮委員　そうしますと、今考えておられる、  
財團の事業について、大体どんなものである  
か、お示し願いたい。

た費用に閑しましてはその相当するものを、例えれば事業で建物をつくりますと、その建物の一部等を取得するという形で財団の財産にいたしまして、この事業によってできました施設等がそれにについてだんだん費用の回収ができるというようなことになれば、それを事業主体である、あるいは中心としている事業者団体等に譲渡する、あるいは貸し与えるというようなことをすることになるうかと思いますが、これは當利を目的とすることができない公益法人でござりますから、そこで収益を得るというようなことは考えておりません。

この点についてはいろいろと取りざたされておるところで、最初に、ちょっとと横道にそれますが、れども、大臣にお伺いしておきますが、この間、これは朝日新聞の社説です。どういうことが書いてあるかと申し上げますと、「ここ数年、官庁による財団、センター、協会などの設立が目に余る。行政改革で官庁本体の組織を拡大することは難しくなった。公団・事業団といった特殊法人の新設もできない。そこで、抜け穴として考えたのが財団法人や社団法人である。これは役人の天下り先の確保という目的もかねている。」「財団法人をつくるには、基本財産が必要だ。その全額またはかなりの部分を、経済界で負担するのが普通である。財政資金を投入する場合、「民活」の

**○日黒委員** 少しお答えが先に進んだようではありますので、この点について若干詳しく、これは局長にお伺いしていきたい、こう思います。

まず、考えておられるこの財團の基本財産といふのは大体どのくらいを予定しておりますか。

**○馬場政府委員** 新しくつくる機構につきましては、こういう趣旨の仕事をするということで関係業界から拠出を募っていくということになりますので、今基本財産幾らということを明確に申し上げることはできないわけでございますが、この法律に定められたような仕事をやっていける必要な基金をつくる方向で対処したいと思っており

○馬場政府委員 この財團の業務につきましては、法律の十二条に掲げてござりますが、一つは、食品流通の構造改善の事業を行う場合に必要な資金の借り入れに係る債務の保証、それから一つは、必要に応じてその事業に、費用の一部を負担して参加すること、それから委託を受けて施設の整備等を行うこと、さらに、これと一体的に一般消費者の利益の増進または農林漁業の振興に資する施設を整備すること、そのほか資金のあっせんでありますとか、地域の特色のある食品等の普及あるいは流通・消費の増進を図る、さらに研修を行すことや情報や資料の収集、提供をすること、調査研究、相談、援助等々を行うことにしていと思つております。

○日黒委員 今のお答えで、集積事業等を通じて財団が、どういうのですか、店舗等の貸し出しと申しますか、家賃を取る。あるいはそれを譲渡する。そして投下した費用の一部を回収する。こういうことに理解をしていいですか。

○馬場政府委員 先ほど申しましたように、事業に参加するときに負担した費用、これを回収するという形で、その施設の一部、持ち分のものを譲渡するあるいは貸し与えるということはあると思いますが、繰り返すようで恐縮でございますが、これは當利を目的とするものではありませんので、それに伴って収益を上げるということは許されないと思っております。

名の下に民間の資金拠出や人員派遣を大蔵省が条件にすることが多い。業界にしてみれば、監督官厅からの要請を断るわけにはいかない。まるで「民営」だ、との嘆きがきかれる。」云々という社説を書いております。

○日赤委員 これだけの大きな事業をやるという  
わけですから、おおむね十億円とかあるいは二十  
億円とかといふめどぐらいはできていなければい  
けないのじやないかと思うのですけれども、いか  
がでしょうか。

○馬場政府委員 そういうことでまだ具体的に関  
係者の合意を得ているわけではございませんの  
がでしようか。

○日赤委員　わかりましたが、そうしますと今お  
っしゃいましたように、機構の業務の中には、債  
務保証などを初めとする幾つかの業務のほかに、  
ほかにという言い方もないですが、中に入つてお  
るわけですけれども、事業への参加を行う、つまり  
り共同事業者になるということだらうと思います  
が、この場合に財團は利益配分を受れますか。

とおっしゃいますけれども、これは財団ですのでも、営利を目的としないのは当然であります。とにかく共同で店舗をつくって、機関はそれを支援をしていくわけですね。NTT資金や国庫資金を活用して支援をする。そして、でき上がったものについて、支援をした額に見合いでいわば権利を持つ。権利を持つて、そこで希望者にここまで

第一類第八号

えるということですね。そして、そのいわば家賃等で回収をする。

こういうことです、私は非常に心配しますのは、そんなことをしていますと、大体この事業をやつしていくには私は相当のリスクが出ると思う。小売店六十五万ある。しかし、こういうところへ参加できるのはやはりかなりの資金力がなければできないのです。それで、それぞれの町や地域では、もう商売をやめて廃業していかなければならぬ人がどんどん出てくる中で、機構の権利の店铺が残るというのはいかがなものかと思うのですよね。これはあなた、財團法人だから営利を目的としないとはいうものの、事業をやればやるほど皆さんの権益というのは拡大するのです。これは事業です。この点は、今までの過程でどのように議論をされてきたのか。

繰り返して申し上げますけれども、今古い町並みが量販店などの設置によって非常に苦しい現状にある中で、救ってやろうというのです。ところが実態は、どうも後から機構の財産とまではいかないにしても権利のある部分がどんどん拡大していく。これは財團法人の建前をとるわけですかね、ここで取得したいわば権利なり財産なりというのはどうのように区分をされて出てまいりますか。とにかく基本財産でないことだけは確かだと思うのですが、これは運営費、どういうことになります。お答え願いたいのです。

○馬場政府委員 先生おっしゃるように、この機構がどんどん事業を拡大して、というようなことは我々考えておりませんが、いずれにしてもそういう事業に参加をして一定の権利を持つた場合には、それは財團の経理の中では明確に区分をさせなければならぬというふうに思っております。

○目黒委員 それは非常にあいまいですね。これはどうでしょうか、財團法人の形の変わった事業

なんじやないです。いかがですか。

○馬場政府委員 機構の業務としてはそういう事業に参加できるということになつておりますから、参加することが必要な場合にはすると思いますが、それについてはほかの事業と、やはり先生おっしゃるように、一つの権利を持つという形で参加できるのはおかなければならぬと思っております。

○目黒委員 参加は、示されておりますように債務の保証あるいはコンサルティング、情報の提供、ノーハウの提供ということで既に参加をするわけですし、さらには、時間の関係でちょっと質問は後先になりましたけれども、事業協同組合が申請をする事業の審査を機構が既にするわけですから参加は十分にしておりますが、事業そのものを共同でやるというのは財團法人のいわば事業参加じゃないか、私はこう申し上げておるのでありますから皆さんは、コンサルティング、情報の提携を見ないとよくわからぬわけではありますけれども、いざれにしましても、店舗の権利を確保したり家主になるわけですから、やはり事業と言わざるを得ないわけです。これは財團法人としては余り形のいい事業じやないのです。

だから皆さんは、これから皆さんは、この料金を徴収するかという形で、このコストの回収を図らざるを得ないと思っております。○目黒委員 このやりとりを幾ら繰り返していくともちょっととあいまいで理解できないのですが、大臣、この辺は実態は十分にもう御承知のはずでありますから、あえて見解を求めておきますけれども、地方の町で仮に非常に魅力的に中小小売店の人たちが取り組んだ。しかし機構が割り込んで、場所をとるという言い方をおかしいですけれども確保するというようなやり方というのは、これはなかなか地方で一生懸命やっている人たちが理解できない姿になるのではないかという心配を私持つのですよね。この点について、私はやはり改善が必要だと思いますが、いかがですか。

○近藤国務大臣 その事業がこの機構の目的じやございませんで、先ほど先生が申し上げられたようなことであつて、コンサルや、情報や、あつせんをするというのがこの機構の本来の目的であります。ただ、事業参加して一緒に仕事をするというようなことはごくまれなことでないだらうか、こう思うわけであります。

例えはどういうことが起きるかというと、極めに合うということが考えられるわけであります。しかし、中小零細であるだけに担保能力がなかつたり、初期投資ができなかつたり、あるいはその意味では機構が入ることがまた信用度をつけておりますが、中期のコ

ストが非常に多額だ、そこでこの機構がある程度支援をしてくれないか、事業に参加する形で支援をしてくれないかという要請があつた場合に、これをできるようにしておきたいということです。

ただこれは、そこで固定化してしまいますと次に回収するということが難しいとなれば、それは徐々に譲渡していくか、あるいは賃貸にしてその料金を徴収するかという形で、このコストの回収を図らざるを得ないと思っております。

○目黒委員 このやりとりを幾ら繰り返していくともちょっととあいまいで理解できないのですが、大臣、この辺は実態は十分にもう御承知のはずでありますから、あえて見解を求めておきますけれども、方の町で仮に非常に魅力的に中小小売店の人たちが取り組んだ。しかし機構が割り込んで、場所をとるという言い方をおかしいですけれども確保するというようなやり方というのは、これはなかなか地元で一生懸命やっている人たちが理解できない姿になるのではないかという心配を私持つのですよね。この点について、私はやはり改善が必要だと思いますが、いかがですか。

ただ、先ほど局長に質問したときに、基本財産には入れない。そうしますと、一応これは普通財産といいますか、事業資本として回転していくわけですから、このところをはつきりしておかないと、事業体としてひとり歩きするようなことになります。せぬかというふうに心配しますが、この点はどうですか。

○馬場政府委員 事業のために必要な資金等につきましては、これはこの法律にもありますように、事業計画をつくって農林大臣に認可を受けます。また、その終了後は報告もするという形になりますが、その中で、基本財産でなく事業用の費用、経費ということで予算なり事業計画をつくらせるということにならうかと思います。それで、そこは事業の計画及び収支予算をつくつておりますが、その中で、基本財産でなく事業として、農林大臣が認可する場合にきちっとした形で、その運用に誤りなきようにしていただきたいとうふうに考えております。

○目黒委員 全体像を考えると、どちらも財團法人

けるというようなことがある場合に限つて、事業者から申請が出されて行うということで、これが本業だと考えてこの機構をつくるわけじゃいささかもございませんので、もしそういう零細な企業からそういう場合に要請があつて、そしてそれにこたえていくということを原則に考えられることでないかな、私はこう思つて了解をいたしております。

しかし、お金を出した以上は、利益がなくても当然返してもらつというのが、この機構の財産でもありますので、それは回収させていただく、ここのことで考えておるわけであります。

○目黒委員 これは知恵を働かしていかないと、からそういう場合に要請があつて、そしてそれにこたえていくということを原則に考えられることでないかな、私はこう思つて了解をいたしておるわけであります。

ただ、先ほど局長に質問したときに、基本財産には入れない。そうしますと、一応これは普通財産といいますか、事業資本として回転していくわけですから、このところをはつきりしておかないと、事業体としてひとり歩きするようなことになります。せぬかというふうに心配しますが、この点はどうですか。

ただ、先ほど局長に質問したときに、基本財産には入れない。そうしますと、一応これは普通財産といいますか、事業資本として回転していくわけですから、このところをはつきりしておかないと、事業体としてひとり歩きするようなことになります。せぬかというふうに心配しますが、この点はどうですか。

○馬場政府委員 事業のために必要な資金等につきましては、これはこの法律にもありますように、事業計画をつくって農林大臣に認可を受けます。また、その終了後は報告もするという形になりますが、その中で、基本財産でなく事業用の費用、経費ということで予算なり事業計画をつくらせるということにならうかと思います。それで、そこは事業の計画及び収支予算をつくつておりますが、その中で、基本財産でなく事業として、農林大臣が認可する場合にきちっとした形で、その運用に誤りなきようにしていただきたいとうふうに考えております。

○目黒委員 全体像を考えると、どちらも財團法人

むしろ特殊法人みたいな格好の方が事業そのものはスムーズにいったのじゃないかという感じがいたすわけでありますが、これも、この点はこれからなお実情等に照らして相当検討してもらわなければならぬと思いますので、一応要望しておきたいと思うのです。

○馬場政府委員 本法の施行時に政令で追加する

次に、この機構の保証業務ですけれども、中小企業信用保証協会というのが各県にござりますが、この業務と競合することはございませんか。

○馬場政府委員 この機構が新たに保証を行なう場合、今現在ござります中小企業信用保証協会等、この対象になつてゐるものは現在のそういう機関によつての保証を受けられるわけでありますから、その対象にならないものをこの機構が債務保証するというふうにいたしたいと思っております。

す。  
○黒澤 春  
それじゃ、次で移ります。

この機構は、これだけの業務をこなすには商業活動に相当熟練した人材がなければならないといふ意味では、大臣は先駆けて、この機構は今ある食料品流通改善協会を財團にしてこの業務がなるべくスマートにいくように、こういふことをお答えになりましたからそのように受けとめます。が、そうしますと、協会を財團に切りかえて、そして今協会の財産をいわゆる寄附するような形で模様がえをする。税法の改正でそれらの寄附については課税の支援措置をとる、こんなふうになってくるようござりますから、そのように理解してよろしくうござりますか。

○馬場政府委員 今の社団法人である食料品流通改善協会がこの新しい機構に移行する場合には、一度解散いたしまして、類似の事業を行う新しい法人にその財産等を寄附するという形にならうかと思ひます。

○日黒委員 これは税法上の支援措置があるのでしたね。地方公共団体と同じようにゼロなんでしょう。

○馬場政府委員 現在、国税当局とまだ調整中と聞いております。

○日黒委員 これは大蔵委員会でもう通っているのじゃないですか。

○馬場政府委員 確かに、法文上は特にだれは対象になる、ならぬといふに書いてございませんが、他の保証機関において保証できるものはこの機構の保証を受けなくともそちらの保証が受けている限りではそのようには受けとめられないのです。

ゆる事業計画に対しても保証をしていくということになるわけでありますから、この業務は大変広い範囲に及ぶわけでありますけれども、どのような形でさばかれるのかというのがちょっとイメージできないのですけれども、恐らくこの機構に参加をする各団体を通じて行うという流れになつてくるのだろうと思うのですが、そのように理解をしたいですか。

○馬場政府委員 機構の行う業務全般につきましては参加する各団体を通じて、例えば情報の提供等を行うというようなことがあるらうかと思いま

す。  
それから、先生今ちょっとおっしゃられた保証業務については、保証業務を行うに際してはその申請手続等は、法律にも書いてございますが、金融機関に委託をいたしまして、最終的な審査はこの機構が審査会等を設けてやりたいと思っております。

つておる本人が今度は審査に当たるということになると、なるわけでありますので、もう事前審査みたいな格好でこの事業計画ができ上がるという流れはありますけれども、認定に当たっての一定のマニュアルが必要になってくるのではないかと思ひますが、これはどのように考えておられますか。

○馬場政府委員 おつしやるよう、その計画をつくるのはこの機構に拠出したりする事業者団体などが計画をつくる、この認定ということになりますが、団体によってやはり計画作成能力等にいろいろ差もあるわけでござりますので、本事業が円滑にできるようにということで、この機構がこの認定業務に携わるわけござります。

○日黒委員 次に、この保証業務というのは、へ  
國にまたがつてそれぞれの地域から出されるい  
業務を行ふに際しましては、明確なマニュアルな  
作成して事に当たることにしたいと思つてい  
す。

本方針を定めていく。こうなっておられますから、午前中来いろいろと議論がありました。この法律で直接食品流通の八〇%をカバーをする卸売市場については直接手をつけないというお答えがあつたわけありますけれども、やはり将来は、この審議会を通じて一括して食品流通の生産から消費に至る、いわゆる川上から川下までを風通しをよくするということになつていくのだろうと思うのであります。それをやるにいたしましても、この審議会はどのような構成でどのような部門の意見を聞いておやりになるのか、今わかる範囲で明らかにしておいていただきたい。

○馬場政府委員 食品流通審議会につきましては、この法律に基づきます食品流通構造改善基本方針、それから卸売市場法に基づきます卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画その他食品流通に関する重要事項を調査審議することといふように法定させていただいております。

したがいまして、卸売市場法に基づく基本方針及び中央卸売市場整備計画についても審議するわけでございますが、より広く食品の生産から流通、消費に至る幅広い分野の御審議をいたぐことになろうかと思ひます。

したがいまして、それぞれの各分野について広い視野を持って物事を判断し得る学識経験を有する方を委員に委嘱したいと思っておりますが、具体的には、生産、流通、加工、消費各分野の学識経験者をお願いしたいと思っている次第であります。

#### ○日黒委員

よくわかりました。かなり広範に審議委員を選定をしておやりになるということありますから、重ねてお尋ねしますが、大体何人ぐらいになりますでしょうか。

○馬場政府委員 委員の数は法律上十五人という事になつておりますが、各部門についてどのぐらいいの人数にするかについてはまだ明確なものはございません。

○日黒委員 やはりこれだけ広範な百四十兆円産業と言われる流通部門にかかる人たちの意見を

聞くという意味では、必ずしも十五人でなくともいいのじやないか、分科会みたいなのがあってもいいのじやないか、こんなふうに思うのです。が、いかがですか。

#### ○馬場政府委員

おっしゃるように、審議事項によりましてはかなり専門的な知識を有する方々の学識経験も活用させていただかなくてはいかぬと、いうふうに思いますので、問題によりまして部会を設置するあるいは専門委員を委嘱するということもできるよう、これは恐らく政令になると思ひます。が、定めたいと思っております。

#### ○日黒委員

この基本方針は、本当にこの法的を実現するという意味では、かなり細かい配慮がなければいけないと思うのです。ある意味でいふと、いわばスクラップ・アンド・ビルトの部分に分けられると思います。実態としては、それはもう局長もそのことは急頭におありだと思うであります。が、定めたいと思っております。

#### ○日黒委員

この基本方針は、本当にこの法的を実現するという意味では、かなり細かい配慮がなければいけないと思うのです。ある意味でいふと、いわばスクラップ・アンド・ビルトの部分に分けられると思います。実態としては、それはもう局長もそのことは急頭におありだと思うであります。

#### ○日黒委員

それでも、やはり商業集積にしましても、これは参加できる人とできない人が必ず出でてきます。

#### ○日黒委員

したがつて、私はこれは大臣の感想をお聞きしたいのですけれども、こういういわゆる行政措置をする場合に、やはりかなりきめ細かくやりませんと十分に趣旨が理解されないと申しますが、例えば中小小売、こういうことになつてしまります。

#### ○日黒委員

それでは、やはり商業集積にしましても、これは参加できる人とできない人が必ず出でてきます。

#### ○日黒委員

うのはこれは一定度していかないとかねと思うのですが、いかがでございましょう。したがつて、幾つかのマニュアルがあつていいのじやないが、と思いますが、御意見があつたら、今の大臣の答弁を何か補足するような形で、あなたに念を押すのではありません。から、大変きめ細かく配慮していかなければならぬ、こう実は思つてゐるわけであります。

○近藤国務大臣 先生御指摘のとおり、中小零細までにわたつての業種また業界のことでありますから、ドーナツ現象になつて、保育園も子供がいる部がドーナツ現象になつて、保育園も子供がいるくなつたり幼稚園も成り立たなくなつたりといふような現象の中で、ずっと以前からそこで親子何代にわたつて御商売をされている人たち、現実には商店というのも、ある意味では農業にまさるとも劣らないぐらい後輩者がないのではないか。もう局長もそのことは急頭におありだと思うであります。

#### ○日黒委員

この問題がある、時間が不変であるというようなことはあつたり、あるいはまた私どもが扱う加工品に別にしても、魚屋さんにしてもあるいは八百屋さんにとって、まあ三Kの一部に属する部分もあつたりして、そういう面で、私は、これが起きたときに依然として、高齢者が経営しておる人はそこに残るのでないだらうか、若い人たちが近代的な設備の中に、集積をするところに参加をしていくといふようなところができるたり、千差万別の現象が起きるのだろう、こう実は思つておるわけであります。

#### ○日黒委員

財産といえども、その地価の高いところに存在する人が比較的多いわけですから、それが唯一の財産かなと思うような人たちもおられるわけでありますので、十分このことについては配慮していくべきだと思つておられます。しかし、そういうことを配慮するために、本業ではありませんけれども、先ほど先生御指摘のありましたような事業参加の分野も、少し例外的にもあけておかなければいけぬのかな、そういう気持ちの事業部門だと、どうして私は理解をして、法律を提案させていただきたいとお思つておられますので、先生の御指摘の点、十分配慮していきたい、こう思つております。

#### ○日黒委員

せつからくのお答えですから局長に念を押すのもどうかと思いますが、いわゆる商業集積施設等は、必ずしも單一で、同じような性質のものでなくてもいいと思うんですよ。したがつて、幾つかのマニュアルがあつていいのじやないが、と思いますが、御意見があつたら、今の大

臣の答弁を何か補足するような形で、あなたに念を押すのではありません。から、大変きめ細かく配慮していかなければならぬ、こう実は思つてゐるわけであります。

#### ○日黒委員

も、そこはやはりはつきりしておいた方がいいのじやなかろうか、こんなふうに思いますので、一緒にひとつ御答弁を願いたいと思います。

#### ○日黒委員

もあれ、皆さんのが一生懸命食品流通部門について農林サイドで何とかしようとすることで取り組まれたことについては、それなりに私も理解をしておるつもりなんですが、これが将来に向かつて、いわゆる日米構造協議に伴う四百三十兆円の民活部分の活用ということで、大体計画は十年で予算要求上は約十兆円かけてこの構造改善をやっていこうというような意欲的な取り組みになります。そのことは私も別に否定して物を言つてゐるつもりなんですが、これが将来に立たたとき、最初に申し上げましたように、との折衝の結果ということになるわけであります。そのことは私も別に否定して物を言つてゐるわけじやございませんが、ともあれそういう計画を立ておるようございますが、これも財政当局の立派な計画であります。

#### ○日黒委員

そのことは私も別に否定して物を言つてゐるわけじやございませんが、ともあれそういう計画を立てたときに、最初に申し上げましたように、かなり社会経済事情によつて大きな波に洗われる場合が多いですね。この辺はどのようにして状況に対応することを考えておりますか。

#### ○日黒委員

基本方針は五年ごとということですからそれで、も一定程度できるかと思ひますけれども、やはり今一番日本の各産業にわたつて点検をしなければならない部分、メスを入れなければならない部分は、言つてみますれば、今まで歩んできたそういう部分だらうと思うのですね。だとすれば、せつからく出発するということでござりますれば、やはりここは周到にやつておかなければならぬと思うのですが、いかがですか。

#### ○日黒委員

おっしゃるように、殊にこれらの食品流通をめぐります情勢の変化というのはいろいろなことがあらうかと思います。そういう意味では、先ほど先生御指摘されましたような、

パートンが、必ずしも一つに限らなくていいじゃないかという点は、私も事態の実態を見ながらやはり柔軟に対応できる方がよろしいというふうに思つておるわけでございます。

さて、そうする場合に、これから基本方針を決めて事業を進めていく上で、五年あるいは十年先ということをなかなか見通しがたいところもあるわけでございまして、この法律制度をつくって食品流通の構造改善をしていくことを着想しましたときには、かなり大規模なものも考えて、我々大きなことを言つて各方面的御意向も聞いたという経緯がござりますが、いずれにしても、これから食品流通をめぐります、我が国の経済全体あるいは農産物の流通、消費の形態等見ながらやつしていくためには、確かに柔軟さがあると同時に、一定の方向を示して、自分たちとしては行政としてこれだけのものをやっていくということを定める必要があるうかと思います。

そういう意味で、先ほどの基本方針を決める場合でも、今後の基本的な考え方の中をそういう将来の見通しを持つたものやつていくといふことを定める必要があるうかと思ひます。我々思うわけでございますが、ただ、財政事情その他いろいろ経済事情がございますから、これを數字的に明示できるかということになりますと、なかなか難しい問題もあるうかと思つております。

○日黒委員 時間もなくなりましたが、この法案が通りましたときに、外国企業には適用されますか。

○馬場政府委員 食品の流通に携わっている事業者といふものでとらえておりますので、外國企業であるかないかというものは法令上区別をしておりません。しかし、実際の問題の所在あるいはこれに取り組む事業主体等といふものを考へると、実態としてはなかなか外國企業が入つてこれないのじやないかと思いますが、制度上は区別しております。

○日黒委員 わかりました。制度上は直ちに適用というわけにはいかないが、それぞれ事業協同組

合等で対象となる法人等ができる場合は、これはまた別である。このように理解をしておきたいと思ひます。

どうも時間がなくなりましたが、もとへ戻りまして、七つの当面する課題に対処する手だてとして四事業が行われるわけでありますけれども、七つの課題の中の一つに、農産物輸入自由化に対処するための国内農林水産物販売戦略というもので、先ほどお話をございましたが、とにかく答弁のありましたのは、外国の食品に負けない品質等々を持ったものを生産することを第一義にして販売戦略を立てる、このように理解をしたのであります。

ですが、そのとおりでいいかどうかというのと、それからこれらの事業が、やはり機関にかかる事業をやっていく中で消化をしていかなければならぬ部分というのが出ると思うのですが、一方で今回のような施策を講ずることによりまして、例えは共同仕入れ等を通じていろいろと扱う品目をふやしていく、それによつてあるいは集積施設が、そいつた団体を通してこれらの活動マニュアルをつくりていく、こんなふうに理解してよろしくございます。

○馬場政府委員 輸入農産物があえてくるとのに対する国内農畜産物の販売戦略にこの制度が寄与するかということをございますが、先ほど申しましたように、法律上外国とかそういう区別はございませんが、実際に消費者が望んでいます多様な食品を国内で供給をしていくという前提に立つますと、この事業の中で特に生産販売提携事業のようものは、まさに国内で生産されるものを中心消費者のニーズに合った形で流通し、販売がなされるということを考えているものでございまして、そういうふうに活用できれば法律の趣旨としてもかなうのではないかと思つておる次第でございます。

○日黒委員 最後に伺ひますが、午前中の議論もありましたけれども、いわゆる食品にかか

わる小売業というのは現在六十五万店だというお話がございました。この事業を五年もしくは十年のスパンでやつていく過程の中で、六十万店とするなどいうふうに思いますので、私ども事務的に詰めてまいりました考え方を申し述べさせていただきます。

○馬場政府委員 小売業者の数の見通しでございますが、なかなかこれは難しいかと思います。

といいますのは、先ほども申しましたように過去においても減つてきておるわけでござりますが、特に零細な小売店、家業的にやつている小売店につきましては、やはり経営者の老齢化あるいは後継者難ということがござりますので、ある程度減ることはやむを得ないかと思ひますが、一方で卸売市場に来て、仲卸、小売と流れるというように、いろいろございますが、そういう物によってそれを手がけてきた団体等もあるわけであります。が、そいつた団体を通してこれら活動マニュアルをつくりていく、こんなふうに理解してよろしくございます。

○馬場政府委員 輸入農産物があえてくるとのに対する国内農畜産物の販売戦略にこの制度が寄与するかということござりますが、先ほど申し

ましたように、法律上外国とかそういう区別はございませんが、実際に消費者が望んでいます多様な食品を国内で供給をしていくという前提に立つますと、この事業の中で特に生産販売提携事業のようものは、まさに国内で生産されるものを中心

に消費するかということになりますが、先ほど申し

ましたように、法律上外国とかそういう区別はございませんが、実際に消費者が望んでいます多様な食品を国内で供給をしていくという前提に立つますと、この事業の中で特に生産販売提携事業のようものは、まさに国内で生産されるものを中心

に消費するかということになりますが、先ほど申し

ましたように、法律上外国とかそういう区別はございませんが、実際に消費者が望んでいます多様な食品を国内で供給をしていくという前提に立つますと、この事業の中で特に生産販売提携事業のようものは、まさに国内で生産されるものを中心

に消費するかということになりますが、先ほど申し

ましたように、法律上外国とかそういう区別はございませんが、実際に消費者が望んでいます多様な食品を国内で供給をしていくという前提に立つますと、この事業の中で特に生産販売提携事業のようものは、まさに国内で生産されるものを中心

に消費するかということになりますが、先ほど申し

〔委員長退席、東(力)委員長代理着席〕

○馬場政府委員 法律の言葉の使い方でのお尋ねだというふうに思ひますので、私ども事務的に詰めてまいりました考え方を申し述べさせていただ

ます。そこで、この複雑な構造の実態の中では、それぞれ部分部分の抱える問題が種々ございます。それぞれの問題に応じて流通機構の合理化あるいは流通機能の高度化を進めていかなければならぬ。まず、この法案名であります食品流通構造改善促進法、これを見ましたときに、いわゆる食品流通における、通常言われる流通の多段階性であるとかあるいはその複雑性であるとか、そういうことを国民の方々は念頭にイメージされるのではなく、こういうふうに思ひますが、この食品流通構造改善促進法における流通構造改善、これは具体的にどこまでの内容を含んでおるのか、あるいは法案においてこれを定義づけるとしたらどういうことになるのか、お伺いをしておきたいと思います。

○日黒委員 今お答えいただきましたお答えですが、それが第一條で規定されている、このように考えててもよろしくございます。

○馬場政府委員 そのとおりでござります。

大臣は、食品の流通部門の構造改善を図るために

「基本方針」、こういふように書いてあるわけですが、けれども、これも同じことだと思います。

○馬場政府委員 同じと考えております。

○倉田委員 十一条で「農林水産大臣は、食品の流通部門の構造改善を促進することを目的として設立された民法第三十四条の法人」以下ありますし、「指定することができる。」こういふように書いてありますけれども、この十一条に書いてござります、「構造改善を促進することを目的として」という部分の構造改善は、やはり同じような内容と考えてよろしいのですか。

○馬場政府委員 同じと考えております。

○倉田委員 実際にこの法案の中で規定をされてる具体的な内容というのは、いわば施設の整備みたいな気がいたしますし、この中に具体的に規定してあるのはその部分に限られてくる。そういうふうに私は思うわけですから、四つの各事業の中身そのものに出てくる構造改善というのも、今お答えいただきました内容のところまで含んでくるわけでございます。

○馬場政府委員 法文に則して御説明申し上げますと、四つの事業につきましては二条でそれぞれ構造改善という言葉をストレートにそれぞれの事業には当てられないわけであります。ただ、これを全体をまとめていたものを構造改善事業と呼ぶというふうになつております。

先ほど先生、施設の整備というふうにおっしゃられました。確かにそれが中心に書いてございますが、例えば食品生産販売提携事業のところで、二条二項の一號でございますが、「食品販売業者又は農業協同組合等との間ににおける食品の安定的な取引関係の確立」というのも入つておりますが、もちろんそれを前提にした施設の整備を行うわけでございますが、事業の中では施設だけでないこ

とも入つてているということです。

○倉田委員 この法案の名前から受けるイメージ

と、それから実際に具体的な内容に盛り込まれてることと若干違うような気がしたものですから、今の質問をちょっととさしていただきました。

そこで、次に、法案提出の要因について、先ほどの委員からも七つの点についての御質問がございました。この外的要因として「大店法の規制緩和」、これも一つの要因として書かれてありますけれども、この法案が、そもそも大店法の規制緩和による、いわゆる通常言われております小売店対策のあるかどうかということについて、お伺いをしたいと思うのです。

小売店対策については、法案の中に共同仕入れであるとかあるいは共同配送等、食品販売近代化事業、こういうものが規定をされております。しかし、この今小売店が抱えている問題というものは、後継者難であるとか、やはり通常言われております三法の問題であるとか、そういう問題と、そういう職場環境と関連をするものであって、大店法の規制緩和から直接持つてこれらるものであるかといふような疑問をちょっと持つておるのであります。

○馬場政府委員 確かに、食品流通問題の構造問題に取り組む場合の外的要因の中に、大店法の規制緩和も挙げてございますが、先生御指摘のとおり、大店法の規制緩和に影響を受ける小売業に対する対策というのは、政府といたしましては別途関係法案を今国会に提出しているところでございまして、私どものこの法案は、それらとは趣旨を異にいたしまして、最近の食品流通を取り巻く情勢の変化に対応して、食品流通部門の構造改善を促進するという観点から取り組んでおるわけでございます。したがいまして、法律的には、これは直接的に大店法の規制緩和による小売業対策ではございません。

しかしながら、この法律案による諸措置を講ずることによりまして、食品販売業者の中で特に大企業を占めます中小食品の小売業者の体質の改善あ

るいは経営環境の改善というのが行われますれば、大店法の規制緩和の影響を受ける中小食品小売業者についての経営改善にも寄与するというふうにも考えております。

○倉田委員 大店法の規制緩和ということについては、本法案は直接的なものではない、こういうふうにお答えいただいたと思うのです。

次に、「生活関連社会資本整備の緊要性」、こういうふうに書いて、「生活大国の実現」、こういうふうにあるわけですけれども、確かに先ほど申し上げましたように、流通施設の整備、そういう意味から見ますと、生活関連社会資本の整備であること自体は認められると思うのですが、この流通市場の施設の整備、それがどういう形で生活大国の実現につながっていくかということになると、もうちょっとはつきりしないと思うのですが、この点はいかがございましょうか。

○近藤国務大臣 生産者、流通、消費と分けたところ、現状の生産者の食品の質的な問題と価格と、いうことになると、私は、世間一般言われておられるように非常に高いものだという意識は持つていいだけ単純に比較をされている風潮というのが多いところに大変な御努力をされておりますし、それと価格という問題を余り比較しないで、価格つくることによっては、価格を下げる努力をされないと、消費者物価等が安くなつていくのかどうか、その見通しについてはいかがでございましょう。

そこで、先ほどの御質問がございましたけれども、一つは余り品質ととらわれ過ぎる、また規格にとらわれ過ぎて、ごく一般的にも見かけよりも一度改めて見直す方法がないのかな、こう思つて、実は私は一つ自分に問い合わせたり、自分の頭

のなか、こういふ感じを実は持つておるわけですが、そしてまた、コストを下げていく方法がないのかな、こう一度改めて見直す方法がないのかな、こう思つて、実は私は一つ自分に問い合わせたり、自分の頭

のなか、こういふ感じを実は持つておるわけですが、そしてまた、これが以上、生産者の価格といふい部分があるのではないだろうか。この価値をも内面的に同質のものが、あるいは市場としての価値、消費者としての価値があるとは理解をされない部分があるのではないか。この価値をも

う一度改めて見直す方法がないのかな、こう思つて、実は私は一つ自分に問い合わせたり、自分の頭

のなか、こういふ感じを実は持つておるわけですが、そしてまた、これが以上、生産者の価格といふい部分があるのではないか。この価値をも一度改めて見直す方法がないのかな、こう思つて、実は私は一つ自分に問い合わせたり、自分の頭

のなか、こういふ感じを実は持つておるわけですが、そしてまた、これが以上、生産者の価格といふい部分があるのではないか。この価値をも一度改めて見直す方法がないのかな、こう思つて、実は私は一つ自分に問い合わせたり、自分の頭

うわけであります。

ただ、一つは、現実の問題としては労働者不足が目の前に来て、老朽化されておるそういう施設を改善して、少なくとも近代化をしていく、省力化をしていく、合理化をしていく、そして高品質に合わせる、高度化をするということが当面一つ、目の前で大事なことでありますし、またお金さえあれば一つの解決のできることがありますので、この法律を提案させていただい、早急にこれが成立をさせていただいた後、施設整備とあわせて、幾つか私の念頭にある課題に取り組んでいきたい、そう考えておるわけであります。

○倉田委員 本法は新法でございますので、新法をつくるということは新しい法律を支えるだけの立法事実といいましょうか、そういう基礎的事実が必要である。そういう意味で、先ほど外的要因として四つ挙げられている、内的要因として三つ挙げられている。これらの要因が、この法律を支えている基礎的な事実に準するそういうものだというふうに思つておるものでございますので、今その視点から質問をさせていただいているわけであります。その一つとして、内外価格差は正の必要性がある、是正をしていかなければいけないということで挙げられておるわけだから、じや、この法案どれくらい是正されいくんだどうか、こういう御質問をさせていただいたわけです。

同じ意味で、農産物の輸入自由化ということも挙げてござります。「農産物の輸入自由化(国産農畜水産物の販売生産戦略の必要性)」、こういうふうにあるわけですけれども、これはこの法案と具体的にどのようにかかわつてくるのか、それを明らかにしておいただけだと思います。

○馬場政府委員 最近におきまつ農産物の輸入の増というのはかなり毎年多くなつてきておるわけございまして、これをそのまま放置しておくのではなくて、国内で生産する品質のよい農畜水産物の販売にも役立てられないかという施策を我々検討したわけでございます。これは当然、国内の

生産が消費者のニーズに対応した高品質の食品を提供するということで行われるということが前提でございますが、この法案の中では、特に生産販売提携事業におきまして、農林漁業者等と食品販売業者等が提携して継続的な取引関係を確立する、そしてそこで、生産者がつくった農畜水産物の品質をなるべく保持して消費者に渡るように小売段階まで流通させるというための一連の施設を整備するということを考えたわけでございます。したがいまして、そういう外的な状況のもとで、国内の農畜水産物の販売戦略にこの事業が役立つていただくことを期待しておるわけでございます。

○倉田委員 流通各段階において高品質を維持するために施設の整備をする。こういうふうなことだらうと思うのですけれども、高品質を維持するために各施設を整備するということが、そういう設備自体をつくるのがいわゆる国内産と外國産とを区別することになり得るのかどうか、その点についてはいかがですか。

○馬場政府委員 施設の整備自身は、おつしやるようには必ずしも国内産と輸入物を分ける形にはなりませんが、この事業におきましては、農林漁業者またはその構成する団体と販売業者あるいはその団体とで安定的な取引関係を結んでやるといふ点があるものですから、ここにおいては、国内において生産されるものを品質を保持していくといふことで、この施設が使われることになるというふうに考えるわけでございます。

○倉田委員 安定的な取引の確立といふことありますけれども、例えばその内的要因として、消費者ニーズが変化をしている、多品種少量消費になつて、また量から質が重視をされてくる、こういうふうに挙げられているわけすけれども、これは、この部分についてはどのように対応ができるおわけでしょうか。

○馬場政府委員 消費者のニーズが品質、鮮度を重視して多品種少量消費へ移行していくという変化に対応するための事業といたしましては、一つ

しても、販売業者の方で消費者のニーズの変化をとらえて、産地側に、こういうものが売れます、こういうものを消費者は望んでいますという情報を伝える、そこで形成されました取引関係が一定の施設の中で、まさに消費者の望む形の品質で供給されるということによって、消費者ニーズの、まさに今申しました品質・鮮度志向のものに対応するということが可能かと思います。

また、例えば食品商業集積施設におきまして小売店舗の集積が促進されるということになりますと、従来の個別の店舗では必ずしも品ぞろえ等が十分でないものが、この集積施設のところへ参りますと消費者にとっていろいろなものがあるということで、多様化するニーズに対応できるといふことでございまして、そこにおいては、食品に関する情報提供等も行われるということと併せてございまして、また、そこにおいては、商品を購入する情報提供等も行われるといふことで、消費者の多様なニーズに対応できるのではないかというふうに考えておる次第でございます。

なお、その他の事業におきましては、それぞれ品質管理、品質保持施設等を整備することによって、一般的には高品質の食品を提供することができます。この事業におきましては、それぞれ品ぞろえあるいは細やかなサービスができるようになりますと、さらには共同仕入れ等によつて、消費者の多様なニーズに対応できるのではないかというふうに考えておる次第でございます。

○倉田委員 本法案の提案理由にも、我が国の流通市場というか特性として「最寄り当用買い」と申しますが、零細多数の小売店が存在している、こういうことが説明をされておるわけでございますけれども、この法案は、いわゆることに挙げられております「最寄り当用買い」に対応する零細多数の小売店が存在する、この活性化にどのような形で役に立つのかというと、それはいかがでございますか。

○馬場政府委員 我が国の食品流通が零細多数の小売店によつて担われているというのは、今おっしゃられるように消費者の最寄り当用買いという行動に対応したものとして歴史的に形成されたといったいうふうに考えられるわけでございました。

しかし、これはいわゆる通常言われておりますかどうか、そういうことが第一義的に一番望まれる方々が最も望んでおられることは、現在その場で商売を営まれておられる、その現在の状態の中でどんなふうにうまくやっていくことができるか、そのためには、零細多数の小売店の方々が最も望んでおられることは、現在その場で商売を営まれておられる、その現在の状態の中で、個別の各小売店ごとでは対応が難しいから業務を共同してやっていくんだ、あるいは商業集積施設というものをつくっていくんだ、こういうふうな答えてございました。

したがいまして、そういう形態、これは今後も零細小売店の方々から見れば、結果的には今のそ

の状況で商売を続けていくことはもう難しいんですね。ということを言つて、いるような形になるんではないですか。

○馬場政府委員 おっしゃるよう、現在の小売店の方々が今いるままで消費者の当用買戻に対応するということをやつていければよろしいわけでござりますけれども、先ほど申しましたように、消費者のニーズも非常に多様化してくるあるいは流通コストの効率化、合理化を図らなければならないという要請があるわけでござりますから、これに対応するためには、私どもはこの法律によりまして、そういう面での共同化あるいは場所によつては集積施設をつくっていくということを促進しようと思つて、いるわけでございます。

ただ、先生のおっしゃられますように、それはそういうことができない人はいいけれども、できない人はどうするんであるか、あるいは従来あるところから離れて一ヵ所に移したら全く同じではありませんかといふ御議論がございますが、販売業の近代化事業の方は、むしろ今ある店舗をそのままにしてそこに物を配送する、あるいは仕入れるというところを共同化するといふものでございまして、店舗を必ずしも集約するものでもございませんし、また商業施設の集積の方も、一つは現在ある古い形の公設小売市場、こういうものをそ

の場でむしろ近代化いたしまして、場合によつては駐車場等の余地を生み出せるような形に変えていこう、しかし、周りにもう既にお客さんがいなくなつちやつた、あるいは非常に減ってきて、そこでは店舗を開いていてもなかなか経営ができない

といふような場合には、むしろ郊外型の集積施設をつくつて、そちらへ移つてそこで事業を続けられたらどうか、こういうことを考へて、いるわけでございまして、いすれも意欲のある小売商業の方々が何とか今の事業を続けていく上でよりよい経営になれるようない意味での経営改善を行つたための措置と考へております。

○倉田委員 最初に申し上げました大店法の規制緩和の対応策として、本案が一つある。直接的な

関連はないかも知れぬけれども、ということではございましたけれども、私は特に要望をしておきたいと思いますのは、やはり大店法が規制緩和されることによって小売店の方々が非常に心配をされることは、よくあります。こういう点については具体的な法律等々ができる、あるいは事業の認定を受けることによってその事業に参加する能力と余力のある方々だけがまた、より強くなる、これに参加をしていけない方々が相対的に弱まって小売の廃業等につながつて、小売店のさびれています。それを推進していくことになりますしないかといふことを心配をして、いるわけでございます。そういう意味から、特にこの法案、小売の方々に対する十分な配慮は特にお願ひをしておきたいと思ひます。

そこで、その内容として食品販売業近代化事業というものが組まれているわけですけれども、この食品販売近代化事業、これについては各組合の食品販売近代化事業、これについては各組合の方々あるのは小売の方々から、現在のところ具体的な要請といふものは出てきているわけでございましょうか。

○馬場政府委員 私ども、この法案を作成する段階におきまして、食品流通に携わる団体を中心におきまして、共同仕入れ等の事業についての実施状況等について把握した特別の資料を持つておるわけではございませんが、一般的には、先生おっしゃるように、同一地域で競争している例えば魚屋さん同士が共同仕入れをするというのではなくか難しいんじゃないかという感じは、わからぬわけではございません。

ただ、現在実際にやっているところでも、仕入れは自分でして、地域が同じなんだから共同配達は一緒にやつてもらおうとか、そういうような形態もあるわけでございまして、必ずしも共同仕入れだけにこだわらずに見ますれば、これらの業者の方々が共同で行う事業の分野といふのはあると

思いますが、今のような労働力不足であるとか流通コストが増高している段階では、それはそれなりに合理化、効率化する分野があろうと思つております。

○馬場政府委員 おっしゃるように、四つの事業の中では比較的すぐに参加しやすいもの、あるいは先生が危惧されますように、いろいろな問題がありますのでなかなか参加しにくいもの、多少でこぼこが出てくるかもしれません、例えば今の食品販売業近代化事業についていいますと、最近の労働力不足とか流通コストの増高ということを背景にしますれば、小売の皆さん方もこういう事業にやはり取り組まなきゃいけない、ということはお考えであろうというふうに思うわけでございまして、ただその申請の仕方、あるいはそれによって、たぶんその申請の仕方、あるいはそれによってどのくらいの効果が得られるかということについて、必ずしも明確なものがないとなかなか踏み切れることもあるうかと思ひます。

○馬場政府委員 おっしゃることにつきましては、いわば私どもとしては、この制度の中に仕組めます食品流通構造改善促進機関を通じて、そういうノーハウなり適切な指導ということを支援措置を行えるようにしてまいりたいと思っておりまして、御指摘のよ

うな不安のないようにしていきたいと思っております。

○馬場政府委員 これらの事業計画、これに一般消費者の方々の意思といふものは反映できるんでしょ

うか。こういうふうに実は危惧をしているわけ

具体的に数字として何カ所であるとか、どのくらいの人が参加するという点までは、まだそういう意味での実際の希望は把握しておりません。

○馬場政府委員 私は先ほど、心配していることがあ

る、小売の方々にとつてはつらいような結果になつたんだけれども、競争関係に立つものだから抜け駆け的なことをする人たちがおられたりして、なかなかうまくいかない、こういうお話を聞いたことがあります。こういう点については具体的な調査、例えば過去に共同仕入れについてはどうだつたんだろうかという、そのような資料はお持ちでございましょうか。

○馬場政府委員 共同仕入れ等の事業についての過去の失敗例といいますか、実施状況等について把握した特別の資料を持つておるわけではございませんが、一般的には、先生おっしゃるように、同一地域で競争している例えは魚屋さん同士が共同仕入れをするというのではなくか難しいんじゃないかという感じは、わからぬわけではございません。

ただ、現在実際にやっているところでも、仕入れは自分でして、地域が同じなんだから共同配達は一緒にやつてもらおうとか、そういうような形態もあるわけでございまして、必ずしも共同仕入れだけにこだわらずに見ますれば、これらの業者の方々が共同で行う事業の分野といふのはあると

思いますが、今のような労働力不足であるとか流通コストが増高している段階では、それはそれなりに合理化、効率化する分野があろうと思つております。

ですが、計画そのものをつくるのは食品販売業者等でございますから、直接的に一般消費者の意見が反映されるという仕組みにはなっておらないわけでございますが、食品販売業者の皆さん方というのは、当然のことながら消費者に食品を売つて仕事をしているわけでございますから、自分が行う事業計画をつくるんだろうと思っておりますし、私どももそういう構造改善計画の作成認定に当たりまして、消費者ニーズに対応したものであるかどうかということをよく見て、有効な計画になるように指導してまいりたいと思っております。

○倉田委員 次に、食品流通構造改善促進機構についてお伺いをしたいと思います。

先ほど、公益法人として指定する予定の法人を

食料品流通構造改善協会でございますが、このよ

うな御答弁がございましたけれども、現在のその

協会が改組、解散をして新しい形にする、こうい

うお話をございました。これは現在の陣容あるいは仕組みですか、そういうもの自体も変化をしていくわけでございますが、変化をするとすれば、

例えば人教とか機構等々、どういう形に変化をしていくわけでございました。

○馬場政府委員 この法律に基づきます食品流通構造改善機構は、民法法人を農林水産大臣が指定することになりますが、その指定を受けるべき団体として、現在社団法人であります食料品流通改善協会を母体といたしまして、これを新しく財團法人にしたらどうかということを現在検討しているわけでござります。

これは昭和四十四年に設立をされまして、食料品の卸、小売あるいは製造、小売というような団体四十団体を会員とした社団法人でございます。

社団法人は、御案内のとおり、その社団のために行動するわけでございますが、今回、より広く流

通改善のために機能するようだということで、財團にしたらどうかというのが今我々の検討している段階でございまして、それに移行するに当たり

ます。

○倉田委員 お尋ねいたしましたのは、現在の協

会の機関あるいはその人員、その規模等々変化をしていくものであるのかどうか、増大をしていく

のかあるいは減少していくのか、そういうことをお尋ねをしたわけですから、それはまだわかつてない、こういうことです。

○馬場政府委員 私どもとしては、この業務をや

るに必要な人員、資金を持たしたいと思っており

ますが、何分にも今社団であるものをまず解散し

て財團に組織がえをしていくということを経なければなりませんので、具体的に、今十人程度の職

員のおる団体でございますが、これをどのぐらい

にするとかいうことについては明確になっておりません。

○倉田委員 先ほどの質問の中で、基本財産の問題がございました。まだ、必要な仕事をするだけの財産ということで、はつきりはしないけれども二十億前後ぐらいを考えて、こうありました

が、例えばそれはこの財團法人が今後どんな形になつていくのか、どういう形でさらにその業務

等々の拡大をしていくのか、それに伴つてこの基本財産も変化をしていく、こういうことだと思います。

○馬場政府委員 当面、先ほど申しましたような

ことがあればこの機構に期待されている仕事がで

きるのではないかと思っておりますが、今後長期

ましては、当然のことながらこの社団の会員たちの合意がなければなりませんし、そこから財團に

なります場合には、これらの方々から基金の拠出を求めるなくちゃならぬというような手続があるわ

けでございます。そういう点では、この法案が成立いたしますれば、なるべく早くこれらの会員の理解と協力を得て、そういう団体に切りかえたいた

と思つております。

その場合には、今この社団が行つておりますす

るいろいろな会員に対する情報の提供でありますとか

相談事業でありますとか、そういうものもその新しい法人に引き継がれるというふうに考えており

ます。

○倉田委員 お尋ねいたしましたのは、現在の協

会の機関あるいはその人員、その規模等々変化をしていくものであるのかどうか、増大をしていく

のかあるいは減少していくのか、そういうことをお尋ねをしたわけですから、それはまだわかつてない、こういうことです。

○馬場政府委員 私どもとしては、この業務をや

るに必要な人員、資金を持たしたいと思っており

ますが、何分にも今社団であるものをまず解散し

て財團に組織がえをしていくということを経なければなりませんので、具体的に、今十人程度の職

員のおる団体でございますが、これをどのぐらい

にするとかいうことについては明確になっておりません。

○倉田委員 先ほどの質問の中で、基本財産の問題がございました。まだ、必要な仕事をするだけの財産ということで、はつきりはしないけれども二十億前後ぐらいを考えて、こうありました

が、例えばそれはこの財團法人が今後どんな形になつていくのか、どういう形でさらにその業務

等々の拡大をしていくのか、それに伴つてこの基

本財産も変化をしていく、こういうことだと思います。

○馬場政府委員 機構の業務は、債務保証業務あ

るいは事業参加、事業委託業務、資金あつせん業

務、地域特産食品等の普及業務、研修業務、情報

収集提供業務、調査研究業務、その他指導助言等

の非常に広範にわたるわけでござりますが、当

面、国いたしましては、平成三年度の予算におきまして、この機構ができるればこれに対しても四億一千万円の補助金を交付することとして予算

を計上しているところでござります。

その内訳は、三億五千万円が債務保証の事業のための経費でございます。それから残り六千万円

ほどが、計画作成指導あるいは事業推進のための

調査研究等に充てる事業費として予算計上してお

るところでござります。

○倉田委員 第三セクターを保証していく、こう

ことが必要と考えております。

これらの補助金につきましては、いずれも予算

の進展に応じて増額をしていくことも考えら

れています。

○馬場政府委員 次年度以降についてはまだこれ

にわたってそれで十分と言えるか、さらにもう少

しややした方がいいのかといふ点は、これはこの

機構が発足して仕事を始めてみないと確たること

は申し上げられません。

○倉田委員 発足してしまった後どのような形で

立たしますれば、なるべく早くこれらの会員の理解と協力を得て、そういう団体に切りかえたいた

と思つております。

その場合には、今この社団が行つておりますす

るいろいろな会員に対する情報の提供でありますとか

相談事業でありますとか、そういうものもその新

しい法人に引き継がれるというふうに考えており

ます。

その場合には、今この社団が行つておりますす

るいろいろな会員に対する情報の提供でありますとか

相談事業でありますとか、そういうものもその新

うのですね。それからもう一つは、第三セクターは地方公共団体が入っていく、こういうものに対して保証をする。万一、第三セクターが失敗をすると、という形になった場合、保証した分の回収はどうするのか。それから、第三セクターに入っている地方公共団体、これを保証するような形、この辺、これでいいのだろうかという思いがあるわけですが、けれども、この点についてはいかがでしょうか。

○馬場政府委員 第三セクターが仕事をする場合に必要な資金を借りる、それに保証をしてくれといふ場合、これは保証することになるわけですが、さいますが、もちろん保証するに当たりましては、できるだけ保証債務を履行するような事態が生ずることのないよう、事業の成功の見込みあるいは借入金の償還可能性等について厳正に審査し、また必要であればアドバイスをして万全を期すということを考えておるわけでござります。

しかし、そうはいっても、予期しない事態が発生したということで借金が返せなくなる、機構に、債務保証をしたんだからそれを代位弁済してくれといふことが起るわけでありますので、このために、先ほども申しましたように、国から三億五千万円の保証のための基金の補助をいたしまして、これをもつてそれに備えさせるということをごぞざいます。

○倉田委員 この改善促進機構が指定法人とされるわけですが、これでこれが指定法人といふうにされた理由というのはどのようなものですか。

○馬場政府委員 食品の流通を担っている事業者の方々、これは従来から自由な営業活動をしていいのを知見、ノーヘアあるいは資金という点についていろいろと問題もあるらうかと思います。こうしたものに対応していくには、行政機関あるいは

て、民間の団体でそういう能力を有しているよるなもの、これに当たつてもうのがよろしいのではないかというふうに考えてゐるわけございます。

ただ、こういう政策目的でそういう仕事をしていただくということになれば、全般的民間法人にそのままというわけにはまいりませんで、一定の業務を行うことを目的とする場合に、国がその範囲において必要な指導監督を行う必要があるからと思うわけでございます。

そういう意味で、今回こういう食品流通の構造改善というような新しい分野について見知りやノートで、ハウを持ち、また団体を通じての指導等もやつてきている実績のある民法法人をこの法律上の機関に、組織がえはいたしますが、申し出によつて指定をするという形で、法律の中で位置づけて仕事をしていただいたら一番よろしいのではないかとうふうに考えた次第でございます。

○倉田委員 先ほどの議論の中でも指摘ございましたけれども、いわゆる特殊認可法人、行政改革の流れの中でなかなか難しい、そういう批判と、いかが指摘がある中で、近時いわゆる官庁で主導をしていく官庁主導型の財團法人といふものがふえていく。これはいかがなものであるか、先ほどの朝日紙の社説のほかにもそういうふうな記事もあるみたいであります。

今お答えいただきましたように、指定法人にしたのは、柔軟に対応する必要がある、一方で政策目的のものだから純粹に民間だけに任せておくわけにもいかない、國からの資金援助もしていく。こういう形になつた場合、余り民間のことに口出しをしてはいけないという側面もあるんだけれども、國から金を出していく以上はきちっとした監督、監査というのものをしていかなければいけない、こういう二つの要請、対立があるんだろうと思うのですが、この点についてはどんなふうにこれから考えていかれる予定でしようか。

運用するものが一番よろしいかと我々が思つた点ございまして、認可法人あるいは特殊法人等にありますと、すべての業務についての業務規程の認可、あるいは場合によつては役員の指名についての行政の関与等もあるわけございますが、この機構におきましては、業務の中で特に問題があつてござります債務保証業務につきましては業務規程を作成して農林大臣の認可を受けるということにしておりますが、その他については一般的な業計画あるいは収支予算を作成するという形にござつて、認可法人なり特殊法人なりで、人によつては監督といふ意味では緩くなつております。

しかし、さはさりながら、先ほどもお答えをいたしましたが、債務保証等については経理を区分するということを法律上明定いたしておられますし、また必要に応じて報告なり検査を行つておられます。また必要があれば改善命令を出しますこと、そして必要があつて改善命令を出す場合によつては指定の取り消しをするということによる規定も法律上整備したわけでございまして、認可法人なり特殊法人に比べますればかなり柔軟な業務の推進ができる、しかし行政上必要なところはある程度関与する、こういう仕組みになつてゐるわけでござります。

○**倉田委員** 国からどういう形にしても補助をしていくわけである、国民の皆さん税金を使つていくわけでございますから、この点については何らかの形できちっとした歯どめが必要であり、また監査、監督もしていく必要があるんだろうと田舎の人は定める必要があるんだろうと思いまして、この点はさらに強く要望をしておきたいと思います。

もう時間がなくなりましたので、これは最後でござりますけれども、法律の基本的性格、法の目的について、先ほど、これは基本法ではない、このようなお答えがございました。しかし、内容的には見ると流通構造改善についての基本的な方向と、いふのは定める必要があるんだろうと思いま

思ひのとてすね。今、この法案の中でどうしあう基本方針が出てくるのか全くよくわからないものだから、実は戸惑っているわけですけれども、この点も何らかの形できちつとしていただかなければいけない、そういうふうに思います。これは大臣に特に強く要望しておきたいと思います。

そして、さらにはこの法の目的の中で、一般消費者の利益の増進、それから農林漁業の振興、これを目的の中にもうつておりながら、実際中に出でるのは流通施設の整備と申しますが、これが主になつていて、この辺がどうも余りすつきしないなと私が思う一つの理由なんですかども、消費者と農林漁業者の利益、これはこの法案で最終的にどんな形で図られていくんだろうか、こういうことも実は私は思つてゐるわけでございます。そこで、最後に大臣に、この点についてお伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○近藤国務大臣 基本方針については、法律を成立させていただいてから六ヶ月以内でござりますから、できるだけ早く出していただきたい、こう考えております。

今、この法案が通つた後、消費者にどのように還元できるかということで、これが不透明だということでありますけれども、どの分野にメスを入れたり改善をしたりしても最終的にはそれが消費者に反映をするという、それを念頭に置いてこの法律を、いろいろな仕事をするには進めていかなければならぬ、私はそう認識をいたしておりますので、努力をしていきたいと思います。

○倉田委員 以上で終わります。

○穂積委員長代理 藤田スマ君。

○藤田スマ委員 農林水産省は、これまで卸売市場法しか食品流通の分野では持つていませんでした。今回初めて食品流通分野全体に対する発言権をいわば持つようになつたという点で、この法の目的を見ても明記されているとおりの効果と、いわゆる期待しているわけ

この食品流通構造改善促進法案によりますと、その基本は食品流通審議会の意見を聞いて定められた食品流通構造改善基本方針によって定められる、こういうふうになつております。そういう点では、これから食品流通審議会の委員構成が問題になつてくるわけがありますが、これが非常に大事な問題だというふうに考へるわけです。言ってみれば大手スーパーのような資本力の大きい代表者が委員の大宗を占めると、ということならば、この基本方針は零細な中小小売業者の意見は反映されませんし、その切り捨ての方向を強める方針になる可能性が強くなる、その点では零細な中小小売業の代表を必ず委員に入れ必要がある、そういうふうに思います。また、消費者の代表を入れることとは、これはもう言うまでもあります。その点で、私はまず最初に大臣に、委員選考の指向性について明らかにしていただきたいのでございます。

○近藤国務大臣 委員選任に当たりましては、消費者代表ももちろんありますが、もう一つの消費者と言われるような外食産業なりあるいは加工産業も、消費者との接点でかなり多様な消費者のニーズを掌握できる立場にある、こう思つておるわけであります。

もちろん家庭消費を中心にする純粹な消費者、そういう方々にもお入りをいたくと、いうことで、これは全体の消費者のニーズに最終的に生産がつながつていくといふことが今大事な時期でもなからうか、そういうことがまた、ひいては国内生産に活力を持たせる、こういうことを運動して私は念頭に置いておりますから、そういう意味で、消費者の代表の皆さんから委員に入つていただくことについては、先生の御意見のとおりに私も認識をいたしております。

○藤田(ス)委員 その消費者の問題にかかわってくると思いますが、四月十日に首相の諮詢機関である婦人問題企画推進有識者会議が、國の審議会のメンバーに女性の委員を一五%登用するようにという意見書を出しておられます。私は、こうい

場所こそ最も女性の委員を登用していくのにあさわしいというふうに思ひますので、これはぜひ大臣がこの意見書を受けて率先して実行していただきたい。

それから、消費者との接点ということで私が強調したのは、零細な中小小売業者、これは町の魚屋さんとか八百屋さんとか、こういう小売業者は食文化の継承者だというふうに私は評価をしているわけですから、そういう代表者をぜひ参加させるようにしていただきたい、そういう意味で申し上げました。外食産業じやございません。そこでこのところを一言だけ。

○近藤国務大臣 とりたてて女性といって差別化、区別化して物を言つてはいけませんけれども、あえて先生から女性の代表を入れろということがありますから、念頭に置いて選考に当たりたい、こう思ひます。

小売の問題については、十分配慮して代表者にも御参加いただくよう人に選をしてまいりたい、こう思ひます。

○藤田(ス)委員 この法案が現在の大手スーパーの流通支配を一層促進するといふようなことになつては大変なんだと思います。現在大店法の規制緩和で中小小売商は本当に雪崩を打つて自壊していくおそれがあるなんて業界新聞では書いておりますが、まさにそういう危機に瀕しております。そういう立場から、それぞれの事業計画ごとにお互いをしていきたいと思ひます。

まず、食品販売提携事業なんです。この事業は、先ほどからも言われておりますように、平たく言えば、産直をやるなら保冷施設などの整備に対する融資をするということになります。しかし、その対象事業者は、食品販売業者または食品販売業者の組織する法人及び農林漁業者または農林漁業者の組織する法人と一般的に規定されておりまして、大手スーパーもその食品販売業者として対象に入っているわけあります。言うまでもなく、その大手スーパーというのは資本力も強く

法案に明記できないならば、さきの乳業施設資金のような運用でそのようにする必要があると、いうふうに思ひますが、いかがでしようか。

○馬場政府委員 お答え申しあげます。

食品生産販売提携事業につきましては、先生おつしやるよう、法律上は販売業者が大手であるとか中小であるとかでは特に区別は設けておりません。ただ、実際に生産者なり生産者団体と安定的な取引関係を結んで良質な食品を確保したいという希望を持っており、また、それを実際に政策的な支援を受けてやりたいと思つてるのは、個別の業者としては対応の困難な中小小売業者の方が多いと思っておりまして、またその組織する団体もそういうことを希望しております。あるいは、ボランタリーチェーンのような形で小売の業者の方が結び合つて、それが一定の産地との安定的な取引をしたいということを希望しているわけでござります。

私どもとしては、法律上限定するということはございませんが、そういうことも勘案いたしまして、この支援措置につきまして、例えば金融についていきますと、中小企業者に対する金利を低くするとか、あるいは税制上の特例としましては、不動産取得税及び固定資産税の減免につきまして、中小企業者の取得した共同利用施設に限定するというようなことで考えておるわけでござります。

ただ、ここで先生にもお考えいただきたいのは、生産者サイドで自分の商品をより高く評価してもらつて、より付加価値のついたものとして販売してくれるもののということで選んでくる場合に、中小であるからい、大手であるからいかぬも認識をいたしております。

○馬場政府委員 その消費者の問題にかかわってくると思いますが、四月十日に首相の諮詢機関である婦人問題企画推進有識者会議が、國の審議会のメンバーに女性の委員を一五%登用するようにという意見書を出しておられます。私は、こうい

て、これらの業者に対しても融資を優先するなら、ますます流通格差が広がることは必至であります。したがつて、この融資は、食品販売業者については中小小売商もしくはその事業協同組合に限定されるべきだというふうに考えます。

法案に明記できないならば、さきの乳業施設資金のよう、運用でそのようにする必要があると、いうふうに思ひますが、いかがでしようか。

○馬場政府委員 お答え申しあげます。

食品生産販売提携事業につきましては、先生おつしやるよう、法律上は販売業者が大手であるとか中小であるとかでは特に区別は設けておりません。ただ、実際に生産者なり生産者団体と安定的な取引関係を結んで良質な食品を確保したいという希望を持っており、また、それを実際に政策的な支援を受けてやりたいと思つてるのは、個別の業者としては対応の困難な中小小売業者の方が多いと思っておりまして、またその組織する団体もそういうことを希望しております。あるいは、ボランタリーチェーンのような形で小売の業者の方が結び合つて、それが一定の産地との安定的な取引をしたいということを希望しているわけでござります。

私どもとしては、法律上限定するということはございませんが、そういうことも勘案いたしまして、この支援措置につきまして、例えば金融についていきますと、中小企業者に対する金利を低くするとか、あるいは税制上の特例としましては、不動産取得税及び固定資産税の減免につきまして、中小企業者の取得した共同利用施設に限定するというようなことで考えておるわけでござります。

ただ、ここで先生にもお考えいただきたいのは、生産者サイドで自分の商品をより高く評価してもらつて、より付加価値のついたものとして販売してくれるもののということで選んでくる場合に、中小であるからい、大手であるからいかぬも認識をいたしております。

そういう中で零細な仲卸が切り捨てられないと、また、高度化投資は当然施設を利用するものが、また、利用料金としてはね返つてくるわけですから、その負担にたえられないでやめていく仲卸もふえてくるのではないかという心配が大きな問題になつているわけです。その点十分な配慮を行なうべきだと考えますが、この二点についてお伺いします。

○馬場政府委員 御売市場関係で二つ御指摘がございましたが、一つは御売市場の先取り取引につれて、保冷施設などの設備率も高いわけでありま

いて一定の歯どめをかけるべきではないかという御指摘でございます。おっしゃられますように、先取りといふのは、本来は、その競りの時間まで待てない特別の事情のあるものに緊急に引き渡すためにやむを得ないものということで開設者が許可したものに限つてきただけでございますが、近年におきます量販店の進出等によりまして、先取りの量がかなりふえてきているという実態が、特に大都市の中央卸売市場においてあるわけでございます。

これが無秩序に行われると、御指摘のように、競り取引によつて公平に公正な価格のもとで荷を買っていくという小売の方々が非常に迷惑するわけでございます。そこで、私どもとしましては、この先取りの問題については、一つの方法として一定量を競り売りすることを前提とした予約取引の試験実施というようなことを提示いたしまして、現在東京都の中央卸売市場、大田市場あるいは最近は淀橋市場においてもこの実験を行つておるわけでありまして、これによりまして中小小売商が積極的に競りに参加できるという形で、一定量必ず競りにかけるということを設定しているわけでござります。

そういう意味で、今後とも先取りの限定的問題等について、取引所の、個別の市場の実態を踏まえながらルールを確立してやつていただきたいと考える次第でございます。

それからもう一つは、大阪の本場の例を挙げられまして、この老朽化し、狭隘化した市場を建てかえていくときに、そこに入っている仲卸の業者の皆さん、新しくなるとそこから追い出されるのではないかというような不安があるというお話があります。

在入つております仲卸業者の方が他の市場に比べてもかなり多いわけでございまして、それらの経営内容を見ましても、あるいは後継者の問題を見ましても、なかなか問題のある業者の方も多いと聞いております。市場の再整備というために長期

的な投資を行う場合に、そこに入る仲卸の方をどうするかということについては、当然その開設者及びそこに入っている業者の方々が御相談いただいたわけでございますが、現在仲卸業者の方のおむね二割程度の数を減らすということが言われているようでございます。

これは、業者相互間の自主的な協議、調整を行うということにしておりまして、特にいろいろな事情でやめられる場合には共補償等の支援措置も講じて、摩擦のないように円滑に行われるようにならうということを指導していくかたいと思つております。

○藤田(ス)委員 私は、例の先取りの問題については、やはり公平、公正をだんだん阻害していくというようなことになつてはならないと思いますので、省としてもこれから十分監督というのですか、このところはよく実態を見て、そして歯どめを始終かけていっていただかなければ、何のためにも対応を求めておきたいと思うわけあります。

その次には、食品商業集積施設整備事業なんですが、実は私の地元県でも小売市場というのがたくさんあります。これは市民にとって長い間台所となつたがってきた愛すべき市場であります。そのための小売市場はスーパーとの競争の中でだんだん減つてしまひました。小売市場内の商店の数は、一九八二年に千五百六十七店ありましたけれども、八八年には千九十一店と激減をしてきているわけです。市場も六十四ありましたが、五十四といふように減ってきております。そういう状態の中で救済対策が求められているわけで、私は食品商業集積施設整備事業というのを見ましたときに、そうしたところの要望にこたえる部分がある、積極的に大いに活用していかなければいけないと思つたわけであります。

既に自治体が、この市場の状態をさまざまに分析をしまして、そして個々の市場の現在置かれておる問題点はどこにあるのか、それからそれを経営改善していくためにはどうすればいいかという

ようなことで手がけて、実際にそれを実行しているわけで、この法律はそれを後から追いかけていく手助けをしていくというようなことに

なるのかなと思いましたけれども、いずれにしても、上物だけの整備というのでも不十分です。だんだんセルフ化していくわけですが、そういうワントップショッピングができるようなそういう

情報処理システムを構築していくかなければなりませんし、それから店舗内のレイアウトに対するコンサルタントの助言というのも非常に不可欠であります。

また、人が寄るようにならう集会所を設けたり、あるいは駐車場を整備したり、こうしたことでも小売市場でも非常に切実になつてしまひましたので、この事業は積極的に進めていただきたいと思うわけであります。このことと有効に進めていくために、私は大阪府や大阪市あるいは界市というふちな地方自治体と緊密な連携が不可欠であると考えます。その点の御見解をお聞かせいただきたいわけです。

○馬場政府委員 おっしゃりますように、食品商業集積施設をつくる場合には、単なる店を集めただけじゃなくて、周辺の環境といいますか、いろいろな消費者に情報を提供する施設とかあるいはレイアウト等についても、市民がそこでショッピングを楽しめることも重要なことです。

それらについては、先ほども御議論がありましたが、食品流通構造改革促進機構等で経営改善のお手伝いをすると、あるいはいろいろな各地の情報、優良事例等の紹介、さらには個別の相談にも応ずるというような細かな支援が行えるようにして、その活用を図つて対応していくかと思つておりますし、おっしゃいますような地方自治体、食品商業集積施設の整備事業は第三セクター等で行うわけでございますので、そういう地方自治体に十分意向も伝え、共同してやつていけるよ

うにしたいと思っております。

○藤田(ス)委員 時間が限られておりますので、御意見をお聞かせください。

それで、先ほどから出でていますが、消費者も

もありましたように、この食品流通構造改善機構、この機関の業務の中で照会及び相談業務といふものも設けられておりますが、こういう流通構造改善のためにはその需要が非常に高く、都市近郊の野菜生産に力を入れていかなければならぬかと考へるわけです。この点について、一言

生産者もだれもが野菜の規格についてはおかしい、余りにも厳し過ぎてこんなのはむだではないかと言わながら、実際にはその規格がまり通つてみんなを困らせているわけです。どこかが大なたを振るつて、こういう行き過ぎた厳しい野菜規格を簡素化していかなければならぬのじやないか。その働きをするのは農水省以外にないと思いますが、その点をもう一点。

三つ目は、消費者が野菜の問題で最も求めているのが原産国表示の問題です。買いたいってもどこのものかさっぱりわからないわけです。そこで、非常に安全性の不安がある中で、一体どこの国のかくらいは教えてほしいと、消費者保護基本法でも、品質その他の内容に関する表示制度を整備するのは国の責務だというふうになつてゐるわけでありますし、ぜひ原産国表示をという声が高まっています。

四月一日から、いわゆる生産物の一般品質表示ガイドラインというもので原産国表示が実施されるようになりました。私はこの間から市場へ行って、ずっとどんなものをどういうふうに表示しているかというのを調べていますが、実際問題としては、まだほとんどやられていません。だから、これは法的に義務化されると予算措置を強めてとかで制度を前進させてほしいと私は思います。せつかく表示されていても、これはオクラです、「南国特産」、シャムと書いてあるのですね。これは私は成田の空港で入ってきているところを見届けていますから、「南国特産」と見た途端に、ああ、これはよその国から入ってきたんだなと思つてすぐ判断がつくわけですが、いずれにしても表示の仕方もよく見なければ判断がつかない。南国特産ですから、悦て者は高知県くらいから来たのかと思うくらいの商品の表示にしかなつていません。

こういうものも含めて、せつかく打ち出された原産国表示をもっと実のあるものにしていただきたいし、そのため一時の時期が来たら調査も行つていただきたいと思います。

○馬場政府委員 野菜の関係、  
たくさん言いましたが、お願  
がございましたが、まず生産対  
は、私ども毎年予算措置等で施  
ますが、今年におきましても、  
たが、労働力不足等に対応した  
耕作業化のための助成措置、そ  
ましても、大規模産地のみなら  
るいは都会に近いところの産地  
つておるところでござります。

いいたします。大変広範な御指摘策につきまして衆を充実しております。先ほども申しまして機械化、省力化、これらから産地につき等の育成事業をや  
ことから、從米の食生活がその要因としてござります。  
そこで、本法律案にかけについて、まず近藤國務大臣 食糧は、外的には、先生の規制緩和に伴う内外価格差の問題やのようになつてしまひり

品の小売店舗への影響を考慮する必要性が生じたことなどを講ずる取りざなされております。お尋ね成ることになつたきつとお尋ねしたいと思います。

品流通をめぐる最近の諸情勢

お詫のごともいましたように、農産物の輸入増大、大店法小小売業の影響が懸念されましたが。

用買いで買うという購買行動を持つてているということで、ほかの商品に比べて極めて多くの零細多數の小売店が存在するというような問題があるわけでございます。

したがいまして、流通の各段階について、今お話をあつた外的、内的要因を根底に対応しながらやつていくためには、どうしてもそれぞれの中でも幾つかの事業を形を整えまして、それを事業者の自発性を尊重しながら推進していくということが必要かと思うわけでございまして、一つ一つの要

黑體書 100支Q毛筆上上大師毛筆

○大原委員長 神田厚君。  
○神田委員 食品流通構造改善促進法案につきま  
して御質問を申し上げます。  
まず最初に、今国会において法案が提出された  
背景には、大店法の改正が行われ、大規模小売店  
舗の進出の規制が緩和されることになり、その結  
果、大規模スーパー等の進出が促進されるとい  
うことで、現在関係団体、生産地あるいは流通団体等  
がこの四月からガイドラインを示したところ  
で、もとの趣旨の普及徹底を図っているところです  
が、徐々に消費者のそういう要望に対  
して関係業者等もこたえてくると思います。  
なお、表示そのものはガイドラインでございま  
して、これを強制すればいいということかどうか  
についてはいろいろと議論のあるところでござい  
ます。今後とも、このガイドラインの普及に努め  
しまりたいと思っております。

○神田委員 ただいま御答弁ありましたが、それでは本案の立案のきつかけとなりました外的要因及び内的要因に対し、本案ではどのような対応をしておられるか、御説明をお願いしたいと思いまます。

○馬場政府委員 この法案をつくるに当たって、今大臣から申し上げましたような外的要因、内的要因を踏まえまして、我が国の食品流通をどうしていくべきかということが検討課題になつたわけでございますが、提案内のとおり、我が国の食品流通、特に生鮮食料品を中心になりますと、各地に多數存在します生産者が生産する多様な食品を消費者に供給していく、その役割を担つておるのが流通機構でございます。

食品はほかのものに比べますと保存性が低い、あるいは卸売市場というような中間点を経過するものが多いため、消費者の方は毎日のように最寄りの店舗で購入されることが多いです。この法案を提案をさせていただいた次第でござります。

○黒崎政義委員　目的の中の「食生活を保全するための整備」という点につきましては、法律の第二条第一項から五項までの四種類の事業の定義の中に、いずれもこれに「特に資するもの」ということで要件として書かれております。

また、「一般消費者の利益の増進と農林漁業の振興に資する」という部分につきましては、法第四条二項におきます基本方針において、特に基本方針を定める場合の「配慮すべき重要事項」ということで記載されていて、及び法第四条六項の構造改善計画の認定の基準といたましても、「基本方針に照らし適切なものであること」とあわせて「一般消費者の利益の増進及び農林漁業の振興に寄与するものであること」というふうに定めております。

以上のように、本法の目的につきましては法の条文の中でさらに明定いたしまして、この事業の適切な運営が図られるようになつてはいるところであります。

○大原委員長 神田厚君。  
○神田委員 食品流通構造改善促進法案につきましては、御質問を申し上げます。

要因を踏まえて、我が国の食品流通をとことん検討していったらいいかということが検討課題になつたわけですが、御案内のとおり、我が国は、食品流通、特に生鮮食料品を中心しますと、各地に多數存在します生産者が生産する多様な食料を消費者に供給していく、その役割を担つておこ

構造改善計画の認定の基準」といたしましても、「基本方針に照らし適切なものであること」とあるを以て「一般消費者の利益の増進及び農林漁業の振興に寄与するものであること」というふうに定めております。

卷之二

のが流通機構でござります。

以上のよう、本法の目的につきましては法の  
条文の中でさらに明定いたしまして、この事業の  
適切な運営が図られるようになつてしむるといふだ  
いぞ。

第一類第八号

○ 神田委員　本案に基づく計画制度の柱ともいるべき構造改善書を図るために大臣が定める基本方針について、法文では「食品の流通部門の構造改善の基本的な方向」を示すこととなつております。そこで、この基本方向については、現在の食品流通部門に対し、どのような構造改善を行おう

また、この基本方針は構造改善計画の認定基準の一つともなっておりますが、計画を認定する際とするのか、業種別に、流通経路別に明らかにしていただきたいと思うのであります。

○馬場政府委員 基本方針で示します構造改善の基本的方向におきましては、卸売業、小売業などとの業態及び業種別の流通の実態や流通各の実態によっては、どのような基準で臨もうとするのか、明らかにしていただきたいと思います。

を踏まえまして、生産と流通の連携強化、品質保持施設、食品商業集積施設の整備、業務の共同化、卸売市場の機能の高度化等によります食品の流通機構の合理化と流通機能の高度化のあり方等を定めるつもりでございます。

いずれにいたしましても、これらを定めるに当たりましては、食品流通審議会の意見も聞きつつ検討してまいりたいと思つて、いる次第でございま

また、この方針に基づきまして構造改善計画を認定するに際しまして、構造改善の合理性、効率性というものをどう担保するかということでおざいますが、この認定に当たりましては、法律上第四条六項に基づきまして「基本方針に照らし適切なものであること」ということと「一般消費者の利益の増進及び農林漁業の振興に寄与するものであること」と、さらに事業を確實に遂行されること等の基準を定めておりまして、個別の計画について、これらの基準に照らし認定をしていきたいと思っております。

例であると思われますが、本案の場合には、食品流通部門におけるどの段階の事業者がどのような要請を行っていたのかを明らかにしてほしいと思います。

○馬場政府委員 本法案の立案に当たりましては、一つは青果物、水産物等の生鮮食料品の小売店の全国団体、全国青果物商業協同組合連合会でありますとか全国水産物商業協同組合連合会、あるいは肉食事業協同組合連合会等からの要望を聞きました。また卸売市場関係者、例えば東京の築地市場の関係者等との意見交換の機会を持ちました。

等を通じまして、それらの中でいろいろと御要請がございましたけれども、国の制度として仕組んでいけるものという点で、例えば中小食品小売業者の活性化を図るための共同事業や販売施設の近代化のための事業、あるいは小売市場の再編成、あるいは郊外型の新規の集積施設をつくるというようなことについての要望、あるいは自発的に卸売市場の実情に応じて施設の高度化を図る高度化

○馬場政府委員 本事業に基づき実施をする事業には四つの事業がありますが、その具体的メニューは明らかにされておりません。

そこで、食品関係事業者が実施する構造改善事業の具体的メニューについては、いつの時点でどのような方法によって関係者へ周知徹底させるつもりなのかをお伺いいたします。

事業、そして生産者団体と食品の販売業者との間で提携をして、より品質のよい農畜水産物の流通を安定的に行う提携事業等々をこの制度に盛り込んだわけでございます。

国会で成立させていただきますが、その施行と同時に政省令の制定あるいは必要通達を出しまして、そこに明らかにするとともに、施行前においても業種別あるいは地域別の説明会等をあらかじめ行いまして関係者に周知徹底を図りまして、本法律の円滑な施行に努めるよういたす所存でござ

○神田委員 次に、食品流通構造改善促進機構についてお伺いしますが、この機構については各党から既にいろいろと質問がなされておりますが、私も確認をする意味で重ねてお尋ねをいたします。

法文上では複数の法人を機構として指定できることとなっておりますが、農林水産省はこの機構を幾つ指定しようとしているのか、まずお聞かせ下さい。

○馬場政府委員 この機構は広く民間の能力を結集いたしまして、食品流通に関する情報やノーハウを蓄積し効率的な支援を行うということを行いたいと思っておりますので、全国で一つの法人を指定する予定でございます。

○神田委員 それでは、この機構については現時点では複数とする必要はないというふうにお考えですか。

○馬場政府委員 一つあれば十分だと思っており

○神田委員 本案が恒久法であるという点を考えれば、制定後将来において複数の機構を行政が必要とするということも想定できないわけではありません。

そこで、仮に複数の機構を必要とする事態に将来なった場合には、行政サイドだけで決定するのではなく、当委員会の了解を得るつもりがありますかどうか、お尋ねをしたいのです。

○馬場政府委員 私どもとしては、全国で一つの機構を指定してそれによって十分対応できると考えておりますので、それ以外のこととは考えておりません。

○神田委員 今の答弁でありますが、我々はやはり、政府が責任を持つてここで法案を通して一つ

だということになりますから、当委員会において——本案の性格が変わらぬ場合は行政だけでもそれを推進するということは問題があると思ひますが、その点はいかがですか。

○馬場政府委員 この法律を御審査いただいております段階で、私ども申し述べましたことを実施

してまいりたいと思つております。それを変えるような場合には、これはそのときにまた検討させていただきたいと思います。

○神田委員 本案に基づく四事業については政府系金融機関からの低利融資が行われることになつておりますが、この四事業のうち食品生産販売提携事業及び卸売市場機能高度化事業については、農林漁業金庫が融資をすることになつております。

そこで今回、農林漁業金融公庫がこれらの事業に新たに融資の道を開くこととした理由と、そのメリットについて明らかにしてほしいと思います。

○神田委員 本案は四事業を対象としておりまして、この四事業はすべて農林水産省の所管であるとされていてもかかわらず、ほかの二つの事業も、從来から卸売市場の施設につきまして融資を行つてまいります農林公庫が担当することが適当だと考えて、本制度で貸付制度を設けることとしたわけでございます。

また、卸売市場機能高度化事業につきましても、從来から卸売市場の施設につきまして融資を行つてまいります農林公庫が担当することが適当と考へて、本制度で貸付制度を設けることとしたわけでございます。

農林公庫をこの貸し付けを行ふ機関といったわけであるいはその団体に從来から融資をしております融資機関がこれを扱うことが適切であり、また融資事務等においても一体的な同一の融資機関が担当するのがメリットがあろうかということで、農林公庫をこの貸し付けを行ふ機関といったわけでございます。

については農林漁業金融公庫からの融資の道が開かれていません。またそのメリットを享受できない

となっておりますけれども、それはどういう理由

なのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○馬場政府委員 四つのうちの食品販売業近代化

事業、これは食品流通販売を行っている事業者を対象とするものでございまして、これらの業者に対する融資につきましては、従来から国民金融公庫、中小企業金融公庫等が行っておりました。貸し付けに際しての審査とか貸し付け後の経営指導等もこれらの金融機関が習熟しているということをご存じます。

また、食品商業集積施設をつくります団体につきましても、これらの金融機関で対応できるということなので、農林漁業金融公庫の対象とはしなかつたわけでござります。

○神田委員 終わります。

○大原委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○大原委員長 これより討論に入る必要がありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○大原委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

〔賛成者起立〕

○大原委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○大原委員長 これより討論に入る必要がありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○大原委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○大原委員長 この際、本案に対し、東方君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。日野市朗君。

○日野委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党及び民社

党を代表して、食品流通構造改善促進法案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

食料流通構造改善促進法案に対する附帯

決議（案）

政府は、食品の流通部門が農林漁業者と消費者の連結役として食料の安定的供給等国民生活に果たす役割的重要性にかんがみ、その健全な発展のために必要な施策を総合的に実施するとともに、本法の施行に当たっては、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

#### 記

一 基本方針の策定に当たっては、生産から消費に至る食品流通の実情を適確にとらえ、その流通の効率化及び合理化等を通じ、流通コストの低減と消費者ニーズへの適合に資することを基本とし、流通関係者、とりわけ小規模小売業者の意向が十分反映されるものとなるよう留意すること。

また、基本方針は、構造改善事業が速やかに実施できるよう早急に策定することが。

二 構造改善事業の円滑な実施を図るために、食品流通構造改善促進機構については、その指定の趣旨、業務の性格等に即し、民間法人としての機能が十分に發揮できる組織となるようにするとともに、食品販売業者等の計画作成等が円滑かつ適切に行えるよう配慮すること。

三 多面的機能を有する食品流通審議会の構成については、委員の任命に配慮し、審議会の公正かつ中立な運営が行えるよう万全を期すること。

四 構造改善事業の実施者に対する農林漁業金融公庫等からの融資については、所要の資金枠の確保、食品小売業等の経営の実情に即した適確な貸付け、事務手続の簡素化等本資金制度の有効かつ適切な運営を行われるよう努めること。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のことろと思いますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申します。

○大原委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

東力君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を採決いたします。

○大原委員長 上で趣旨の説明は終わりました。

東力君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を採決いたしました。

○大原委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。近藤農林水産大臣。

○近藤農林水産大臣 ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○大原委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大原委員長 次に、内閣提出、参議院送付、土地改良法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

「末尾に摘要」

○近藤農務大臣 土地改良法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

土地改良事業につきましては、農業の生産基盤の整備を通して、農業の生産性の向上、農業構造の改善等に大きく寄与してきたところであります。

また、近年における農村の混住化の進展、中山間地域における過疎化の進行等の中、土地改良事業が農村地域の活性化、国土の保全等に果たす役割は、農業者のみならず、地域社会にとって極めて大きなものとなつております。今後ともますます増大することが見込まれております。

このような状況にかんがみ、土地改良事業の円滑かつ効果的な推進を図る観点から、国営及び都道府県営土地改良事業における市町村の事業費負担の明確化、事業実施方式の改善等を講ずるとともに、これとあわせて、水資源開発公団が行なうかんがい排水事業及び農用地整備公団事業につきましても、市町村の事業費負担を明確化する等の措置を講ずるため、所要の改正を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農村の混住化の進展等の中で土地改良事業の地域社会に果たす役割等にかんがみ、国営及び都道府県営土地改良事業について、当該事業により市町村の受ける利益を限度として、都道府県が事業費の一部を市町村に負担させることができます。

第二に、農用地の保有の合理化等を促進するため、不換地または特別減歩見合いの創設換地によつて、地域における農業の担い手たる農業者の経営規模の拡大に必要な農用地を創出することができることとともに、換地計画に係る地域の全部について、工事が完了する以前においても換地処分を行なうこととしております。

土地改良法等の一部を改正する法律案

第三に、土地改良施設の更新を円滑に行なうため、土地改良区が、国または都道府県が管理する土地改良施設の更新事業につき、国または都道府県が行うべきことを申請することができるとしております。

第四に、土地改良区及び土地改良事業団体連合会の組織運営の強化を図るために、土地改良区の組合員以外の理事の定数を拡大するとともに、土地改良事業団体連合会の事業の拡充を図ることとしております。

第五に、水資源開発公団の行うかんがい排水事業及び農用地整備公団事業につきまして、これら事業により市町村の受ける利益を限度として、都道府県が事業費の一部を市町村に負担させることができることとする等の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大原委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十七日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

#### 土地改良法等の一部を改正する法律案

##### 土地改良法の一部改正

第一条 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「取得した者」の下に「（第五十三条の三の二第一項第一号（第八十九条の二第三項及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）に掲げる土地を取得した者を除く。）」を加える。

第十八条第五項中「少くとも」を「少なくと

も」に、「五分の四」を「五分の三」に改める。

第三十六条第一項中「第九十条第九項」を「第九十条第八項」に改める。

第五十三条の三の二第一項中「当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域内の一定の土地」を「次の各号に掲げる土地」に、「第八条第五項第一号に規定する施設の用に供する土地（前条第一項第二号に掲げる施設の用に供する土地及び同項第三号に掲げる施設の用に供する省令で定める土地を除く。）又は第八条第五項第三号に規定する農用地以外の用途に供することを予定する土地」を「それぞれ当該各号に掲げる土地」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該換地計画に係る地域内（当該換地計画に係る土地改良事業計画において非農用地区域が定められている場合にあつては、非農用地区域外）の一定の土地（当該換地計画に係る地域の周辺の地域における農業経営の規模の拡大その他農用地の保有の合理化を促進するために必要な農用地に供することを予定する土地）

二 大原委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十七日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

第五十三条の三の二第一項に後段として次のようになります。

よろしくお願いします。

この場合において、同項中「土地改良区」、「市町村」とあるのは、「第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地にあつては当該換地計画に係る地域の全部又は一部及びその周辺の地域をその事業実施地域に含む農地保有

合理化法人を、同項第一号に掲げる土地にあつては当該換地計画に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、当該市町村の区域内にある土地に係る第一項及び第三項に掲げる者に対する負担金に相当する部分の負担金を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の負担金を徴収することができる。

第六条 第二項ただし書の規定は、前項後段の場合について準用する。

第八十二条第三項中「少くとも」を「少なくとも」に、「五分の四」を「五分の三」に改める。

第五十四条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、当該土地改良事業の計画に別段の定めがある場合においては、当該換地計画に係る地域の全部について工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。

第五十四条に次の「一項」を加える。

7 第二項ただし書の規定は、前項後段の場合について準用する。

第八十二条第三項中「少くとも」を「少なくとも」に、「五分の四」を「五分の三」に改める。

第五十五条の三第一項中「その管理する」を「次に掲げる」に改め、「その土地改良施設」の下に「〔第一号に掲げる土地改良施設に係る施設に〕〔第一号に掲げる土地改良施設の下に〕」を「〔第一号に掲げる土地改良施設に係る施設に〕〔第一号に掲げる土地改良施設の下に〕」に改め、「その土地改良施設」と一体となつて機能を発揮する第一号に掲げる土地改良施設。次項において「土地改良区管理施設」という。」を加え、同項に次の各号を加える。

一 土地改良区が管理する土地改良施設

二 前号に掲げる土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設で国又は都道府県が管理するもの

三 第八十五条の三第一項中「現行管理区域内に」を「現行受益地（土地改良区管理施設につき現行の用に供する土地（前条第一項第二号に掲げる施設の用に供する土地及び同項第三号に掲げる施設の用に供する省令で定める土地を除く。）又は第八条第五項第三号に規定する農用地以外の用途に供することを予定する土地）

四 第八十五条の三第一項中「現行管理区域内に」を「現行受益地（土地改良区管理施設につき現行の用に供する土地（前条第一項第二号に掲げる施設の用に供する土地及び同項第三号に掲げる施設の用に供する省令で定める土地を除く。）又は第八条第五項第三号に規定する農用地以外の用途に供することを予定する土地）

五 第八十五条の三第一項中「現行管理区域内に」を「現行受益地（土地改良区管理施設につき現行の用に供する土地（前条第一項第二号に掲げる施設の用に供する土地及び同項第三号に掲げる施設の用に供する省令で定める土地を除く。）又は第八条第五項第三号に規定する農用地以外の用途に供することを予定する土地）

六 第九十条第七項を削り、同条第八項中「第六項」を「前項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「又は」を「若しくは」に、「行なう」を「行う」に改め、

七 第九十条第七項を削り、同条第八項中「第六項」を「前項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「又は」を「若しくは」に、「行なう」を「行う」に改め、

八 第九十条第七項を削り、同条第八項中「第六項」を「前項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「又は」を「若しくは」に、「行なう」を「行う」に改め、

九 第一条の二第一項第一号中「又は第九項」を「又は第八項」に改める。

第八十九条の二の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「おいて適用する」を「おいて読み替えて適用する」に改め、同条第十項中「から第六項まで」を「から第七項まで」に改める。

第一項の都道府県は、第二項から第五項まで及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、国営土地改良事業によつて利益を受けた市町村に對し、その市町村の受け利益を限度として、第一項の規定による負担金の一部を負担させることができる。

第九十条第一項を同条第十一項とし、同条

第十項中「、第七項又は前項」を「又は第八

及び第十一項」に改める。

第九十一条の二第二項中「若しくは第二項

届け出なければならぬい  
トモニミタニシテ

前に次の一項を加える。

2 都道府県は、前項の規定による分担金の全  
める。

項」を「前条第六項」に改め、「から当該都府県営土地改良事業につき同条第三項により土地の改良がなされた場合は、その改良地に係る賃料は、

において準用する場合を含む。第五十二条の二第四項において読み替えて準用する第八条第六項の規定による公告

規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聽いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。第九条の二第三項中「又は第五項」を「同項五項又は第九項」とし、「同条第五項」を「同項五項」に改め、「から当該国営土地改良事業につき同条第六項の規定により市町村が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額」を削り、同条第五項中「又は第五項」とあるのは「を」を「第五項」とあるのは「に」に改め、「同条第六項」とあるのは「同条第七項」と「同条第六項」とあるのは「同条第七項」とを削り、同条第六項中「又は都道府県」を「都道府県又は市町村」に、「又は」を「若しくは」に、「に」、「又は増大する」を「若しくは増大する」に改め、「関連土地改良事業」という。」の下に「又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）を加え、「工事の完了」を「あつてはその工事の完了」に改め、「八空があつた日」の下に「関連管理事業にあつては国営市町村特別申請事業の工事の完了につき第百十三条の二第三項の規定による公告があつた日」を加え、「の計画」を「若しくは当該関連管理事業の計画」に、「すでに」を「既に」に改め、「災害等により当該関連土地改良事業」の下に「又は当該関連管理事業」を、「都道府県」の下に「及び市町村」を加え、同条第七項中「前項の場合」の下に「（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）」を加え、「又は第五項」を「第五項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に改め、同条第八項中「同条第十項及び第十一項」を「同条第十一項

部又は一部の徵収に代えて、都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、その事業に要する費用のうち当該市町村の区域内にある土地に係る同項に掲げる者に対する分担金に相当する部分の費用を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならぬ。

3 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第二百一十九条の分担金として徵収することができる。

第九十一条第四項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同条第五項中「又は」を「若しくは」に、「行なう」を「行う」に改め、「関連土地改良事業」という。」の下に「又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）を、「関連土地改良事業」の下に「又は関連管理事業」を、「あつては」の下に「それ」を加え、「関連土地改良事業」を「関連土地改良事業又は関連管理事業」に改め、同条に次の一項を加える。

6 都道府県は、第一項、第二項及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業によつて利益を受けたる市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。この場合においては、第九十条第十項の規定を準用する。

田林が備付する分担金のうち、「該土地に係る」に分の額として条例の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額」を削り、同条第四項中「都道府県は」を「都道府県又は市町村は」に、「又は増土する」を「若しくは増大する」に改め、「関連管理事業計画」の効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）の下に「又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、都道府県市町村特別申請事業と一体となつてこの計画」の下に「若しくは関連管理事業計画」を加え、同条第五項中「前項の場合」の下に「(二)町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。」を加え、「若しくは第九項」を「若しくは第八項」に改め、「若しくは第十一項」を「同条第十一項及び第十二項」に改める。

第一百十一条の九第一号中「及び第三号」を「ら第四号まで」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第二号の次に次の一号を加える。

四 国又は都道府県の行う土地改良事業に付する協力

第一百十三条の三第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる規定の規定によつて、当該土地改良事業の計画に別段の定めをした場合には、当該土地改良事業の工事を完了した旨の届出に代えて、それぞれ当該各号掲げる公告をしたときに、遅滞なくその旨

二 第八十九条の二第十項、第九十六条及び  
第九十六条の四において準用する第五十四条  
条第一項ただし書及び同条第七項、第八十  
九条の一第四項において準用する第八十七  
条第五項の規定による公告又は第九十六条  
及び第九十六条の四において準用する第五  
十二条の二第四項において読み替えて準用  
する第八条第六项の規定による公告  
第一百三十六条の見出しを「決議、選挙等の取  
消し等」に改め、同条第一項中基いてを其  
にてに改め、「理由として」の下に「その議  
決又は選挙若しくは当選決定の日から一月以内  
」、」を加え、「取消」を「取消し」に改める。  
第一百三十九条中「三万円」を「二十万円」に改め  
第一百三十七条中「十万円」を「五十万円」に改め  
三百三十一条中「左の」を「次の」に、「三万円」  
を「二十万円」に改め、同条第一号中「取りこ  
そ」を「取壊し」に改める。  
第一百三十八条中「賄ろ」を「わいろ」に、  
申込」を「申込み」に、「二十五万円」を「百万円」  
に改める。  
第一百四十三条中「左の」を「次の」に、「三万円」  
を「二十万円」に改め、同条第六号を第十一号  
とし、同号の前に次の一号を加える。  
十 第百三十四条又は第一百三十四条の二の規  
定による命令に違反したとき。  
第一百四十三条中第五号を第九号とし、第二号  
から第四号までを四号ずつ繰り下げ、第一号の  
次に次の四号を加える。  
二 第二十条（百十一条の二十三において  
準用する場合を含む。）の規定に違反したと  
き。



益の限度においてその費用の一部を市町村に負担させることができることとともに、換地制度につき所要の改善を行うほか、国又は都道府県が管理する土地改良施設の更新を円滑に行うための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林水產委員會議錄第三號中正誤





平成三年四月二十四日印刷

平成三年四月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

E